

令和5年 第1回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和5年第1回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和5年3月9日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和5年3月9日 午前10時00分

1. 散 会 令和5年3月9日 午後 4時10分

1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時 松 洋 順 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君 教 育 長 村 上 悦 郎 君

総務課長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君

政策課長 秋 吉 祥 志 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君

情報課長 村 上 弘 雄 君 税務会計課長 小 野 寿 宏 君

建設課長 小 野 昌 伸 君 町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君

建設課審議員 田 邊 国 昭 君 町民課審議員 中 島 高 宏 君

町民課保育園長 清 高 徳 子 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 久野達也君

6番 大塚英博君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を3月9日から3月14日までの6日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 5. 3. 9)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

今日は朝の温度が7度と暖かくなりまして春らしくなったというふうに感じております。この調子ならば桜の花も近いうちに咲くのではというふうに思っております。各位この後も桜咲くというふうになればいいと思いますが。

私どもも今期4年間を締めくくる最後の定例会となりました。皆様にとってどのような4年間でしたでしょうか。やり足りないと思われる方はまた町民の審判を受けて再び挑戦するもよし、それからもっと上を狙っていくということもよしというふうに考えております。

さて、私事議長に推挙され至らないところもあったかと思いますが、皆様の御協力のもと今日まで職務を遂行することができたと思っております。任期は4月までございますが一区切りとして、まずはお礼を申し上げたいと思っております。誠にありがとうございました。次に執行部の皆様にも大変お世話になりました。私たちのそれぞれの言動も等しく町や町民のことを思っていることとございます。どうか御理解をお願いいたしたいと思っておりますとともに、真摯な対応並びに御協力に深くお礼を申し上げたいと思っております。

それでは、ただいまから開会いたしたいと思っております。令和5年第1回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。本定例会は新年度の予算議会ということもございまして、十分なる審議方お願い申し上げる次第です。なお一般会計予算につきましては選挙が行われるため骨格予算というふうになっております。

また、副議長、時松昭弘議員より引き続き入院のため、本日の定例会の欠席届が出ておりますので御報告いたします。

それでは、開会に先駆けまして渡邊町長から御挨拶をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆様おはようございます。

今日は令和5年第1回小国町議会定例会ということで、年度末の本当に御多用の中にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど議長の御挨拶に身の引き締まる思いが私もいたしました。私といたしましても4年間皆様のおかげで町長として務めることができました。最後までしっかり務めさせていただきたいというふうに思います。

さて、皆様の御手元に日程表もございますけれども3月は卒業式等々がたくさん入っておりますし、実はイベントもやっぱりこの春の陽気といえますか誘われまして今週の日曜日には西里小学校でマルシェが行われますし、水曜日には高校で台湾と小国郷との交流セミナーがあります。また土曜日にはわいた温泉でマルシェもあり新酒祭りも同日にあるということとございます。非

常に春の陽気に誘われてそのような世の中の流れにもなっただけでまいりました。また実は金曜日、明日ですけれども地熱の事業所さんと農業委員会との意見交換会も行われるということでございます。来年度へ向けてそれぞれが新しい動きも含めて準備をしているというようなところでございます。執行部といたしましても最後まで気を緩めずに努めてまいりたいと思いますので、議員の皆様にも御理解と御協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

さて、本日の議会の定例会でございますけれども、条例についてそれから公の施設の管理者の指定について。一般会計と特別会計の補正予算。そして来年度の一般、特別の予算について御審議を賜りたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は9人です。定足数に達していますので、令和5年第1回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

4番 久野達也君

6番 大塚英博君

をお願いをいたしたいと思っております。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る3月2日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、3月9日から3月14日までの6日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの6日間と決定いたしました。

本会議は、本日と10日及び13日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会をいたしたいと思っております。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「諸般の報告」。

一部事務組合議会に関する報告を行います。小国郷公立病院組合議会議員及び阿蘇広域行政事務組合議会議員より順次御報告をお願いします。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

それでは、私のほうから小国郷公立病院組合の会議報告をさせていただきます。去る年前です。令和4年12月20日午後4時から小国老人保健施設会議室のほうで令和4年度第3回小国郷公

立病院組合議会定例会が開催されました。

議案としましては2議案ございまして、一つ目は一部事務組合熊本県市町村総合事務組合の組織規則の一部変更です。これは小国町でも可決されました菊池環境保全組合が脱会するというもの削るというものでございます。

2号議案といたしまして、これも同じく小国町議会で12月に可決された部分なのですが、小国郷公立病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、給与表の改正それから手当それと一部職務分類表の改正が行われました。

二つの議案とも全員賛成ということで可決しております。

以上、報告終わります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

3番（穴見まち子君） おはようございます。よろしく願いいたします。

令和4年12月26日午後2時から第4回阿蘇広域行政事務組合議会定例会について報告いたします。

議案第16号について。熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてが1件。

議案第17号、阿蘇広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが1件。

議案第18号、令和4年度阿蘇広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について。既定の歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれ507万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ33億6千166万6千円とする案が1件です。これは財産の運用と財産売却による収入のことです。

次に第19号について。令和4年度阿蘇広域行政事務組合特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘特別会計補正予算（第2号）についてがありました。既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1千177万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ3億4千442万円とするのが出されました。これも県からの補助金が上がっております。

議案第20号、令和4年度阿蘇広域行政事務組合養護老人ホーム湯の里荘特別会計補正予算（第2号）についてです。補正の歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれ103万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1千794万6千円とすることが出されました。これについても県からの補助金が上がっております。

これで報告を終わります。以上です。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第2号 小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の1ページをお願いいたします。

議案第2号 小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、一般職の職員等への地域手当を支給するために、一般職の職員の給与に関する条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。条文としまして小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第10条の5の次に次の1条を加える。（地域手当）第10条の6 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。2、地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。（1）1級地100分の20、（2）2級地100分の16、（3）3級地100分の15、（4）4級地100分の12、（5）5級地100分の10、（6）6級地100分の6、（7）7級地100分の3。第3項としまして、前項の地域手当の級地は、規則で定めるとなっております。第16条に1時間当たりの給与額の算出の改正、第19条に期末手当の改正、第20条に勤勉手当の改正、第22条で休職者の取扱いの改正がうたわれております。附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するとなっております。条例で規定する級地に職員を派遣する場合、派遣先地域の賃金水準に見合った給与を確保し派遣職員が安心して派遣先に就任、勤務できる環境整備を目的としております。

説明は以上で終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第5、「議案第3号 小国町個人情報の保護に関する法律施行条例について」から日程第7、「発委第1号 小国町議会の個人情報の保護に関する条例について」を一括して議題といたします。

まず執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の2ページをお願いいたします。

議案第3号 小国町個人情報の保護に関する法律施行条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、小国町個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、小国町個人情報の保護に関する法律施行条例について御説明を申し上げます。

総務課資料2を御覧いただきたいと存じます。個人情報保護制度の見直しの資料となっております。旧法律では民間事業者、行政機関、独立行政法人それぞれの法律又は条例で運用されてきましたが、令和4年4月から新たな個人情報保護法が施行され一本化されました。この法律の基で条例に委ねられている部分を今回の条例で制定させていただきたいと考えております。

条例集の2ページをお願いいたします。小国町個人情報の保護に関する法律施行条例案でございます。第1条、(趣旨)でございます。この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関

し必要な事項を定めるものとなっております。第2条、(定義)。この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会をいうとなっております。第2項は用語の定義でございます。第3条、(開示請求に係る手数料等) になっておりますが、法律では地方公共団体に開示請求する場合は条例で定める額の手数料を納めなければならないとなっております。その額を無料と定めるものでございます。第4条は、(小国町個人情報保護審査会への諮問) となっております。第4項第1号、この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止をしようとする場合。第2号、安全管理措置や個人番号利用事務実施者の責務等の安全管理上の措置を講じる場合。第3号、町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合。第4号、地方公共団体の施策として地方公共団体が保有する個人情報の適正な取扱いのため措置を講じる場合となります。附則としまして、第1条この条例は、令和5年4月1日から施行する。第2条小国町個人情報保護条例の廃止となっております。これまでの条例は廃止されます。第3条、小国町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置がうたわれております。第4条、小国町公の施設管理者の指定等に関する条例も改正となります。

以上で、小国町個人情報保護に関する法律施行条例についての説明を終わります。

町長(渡邊誠次君) 一括ということでございますので次を進めさせていただきます。議案集の3ページをお願いいたします。

議案第4号 小国町個人情報保護審査会条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町個人情報保護審査会条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、小国町個人情報保護審査会条例の新規制定を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、小国町個人情報保護審査会条例の説明をいたします。

条例集の5ページをお願いいたします。小国町個人情報保護審査会条例案でございます。

第1条、(趣旨) でございます。この条例は、小国町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとなっております。

第2条が(設置) となっております。個人情報の適正な取扱いについて調査審議するため、小国町個人情報保護審査会を置きます。

第3条、(定義) としまして、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1) 諮問庁。審査会に諮問した町の機関をいうとありますのは、小国町の議会を除く機関となっております。(2) 保有個人情報。町の機関が保有する個人情報になります。

(所掌事項) としまして第4条、審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。第1項第1号は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る事項は、法律により定められた審査事項となっております。第2号は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項は、条例による審査事項となっております。第3号は、特定個人情報保護評価に関する規定により、町の機関が意見を聴くこととされた事項、これはマイナンバーに関する規則となっております。

(組織) としまして第5条、審査会は、委員5人以内をもって組織するとなっております。

(委員) としまして第6条、委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱するとなっております。第2項としまして、委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。第3項、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。第4項、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第7条、(会長) について規定されております。

(審査会の調査審議) というところで第8条、審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施するとなっております。

(審査会の調査権限) 第9条は、審査会の調査権について規定されております。

第10条は、(意見の陳述) というところで審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとし、意見陳述の機会を確保し確保について規定されております。

(意見書等の提出) 第11条は、審査請求人等は、意見書又は資料を提出することができる規定されております。

第12条、(提出資料の写しの送付等) となっております。審査会は、意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。とあるのは審査請求人と参加人、諮問庁に対し資料を共有することを意味しております。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開) というところで第13条、審議会で行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開をしないとなっております。

(答申書の送付等) 第14条は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとなっております。

(個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議) 第15条は、所掌事項を遂行するため必

要があると認めるときは、町の機関に対して、資料の提出等の必要な協力を求めることができるようになっております。第2項は、町の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるとしてあります。

(委任) 第16条は、規則への委任がうたわれております。

(罰則) 第17条は、罰則で規定に違反し秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとなっております。

附則(施行期日) 第1条、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。(旧審議会の廃止に伴う経過措置)ということで、第2条は旧審議会の廃止に伴う経過措置がうたわれてございます。(小国町実費弁償に関する条例の一部改正)ということで、第3条は費用弁償の規定について明記されております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

議長(松崎俊一君) 発委第1号については、別紙配付資料のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに小国町議会会議規則第14条第3項の規定により、発委案として受理いたしました。提出者より説明を求めます。

2番(江藤理一郎君) 2番、江藤です。

発委第1号、小国町議会の個人情報の保護に関する条例について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出の理由としまして、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に伴い、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護するため、議会における個人情報の適正な取扱い等に関し必要な事項を定める必要があるためです。

提出者は、議会運営副委員長の江藤となります。

詳細につきましては、事務局より御説明いたします。

議会事務局長(時松洋順君) それでは、私のほうから小国町議会の個人情報の保護に関する条例について御説明させていただきます。

改正後の個人情報保護法によりまして地方議会は国会や裁判所と同様に個人情報保護法の適用外となりますことから、議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め個人の権利利益を保護することを目的に条例を制定するものでございます。個人情報保護法の適用外となるものの地方公共団体の機関としての議会が有する責務について、個人情報保護法には国の施策と施策との整合性に配慮しつつ地域の特性に応じて個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し及び実施することとされております。法や法律施行条例の内容を踏まえつつ本条例は作成されているところでございます。

条例の主な内容につきましては、議会が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定め

ております。議長は議会が保有する個人情報ファイル、個人情報のデータベースでございますがこれについて個人情報ファイル簿を作成し公表しなければならないことについて定めております。議会の保有する事項を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができることについて定めております。議会事務局の職員又は職員であった者等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記された個人情報ファイルを提供したとき等の罰則について定めております。本条例における議会の個人情報の対象としては基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定しております。各議員が議員活動などで取得する個人情報については、議員の職務の範囲が広範かつ法令上明確でないことから議員が取得した個人情報を保有個人情報として条例による規制の対象としますと議員活動に対する過度な規制となる恐れがあるなどの理由から対象外となっております。議会が保有している個人情報の例といたしましては、請願、陳情の署名簿など傍聴人受付票、ほか参考人、公述人等が発生した場合の議会へ提供されたもの。議員の経歴、情報、事務局職員の人事情報などが考えられます。

発委に添付してあります条例につきましては、1 ページに総則としまして条例の（目的）、（定義）、（議会の責務）について規定をしております。

3 ページにつきましては、第2章といたしまして個人情報の取扱いが書かれておりまして、（個人情報の保有の制限等）、（不適正な利用の禁止）、（適正な取得）、（正確性の確保）などが記載されております。

7 ページにつきましては、第3章、個人情報ファイルでございます。議会が保有する個人情報について名称や利用目的を記載した個人情報ファイル等を作成し公表することを規定してございます。

8 ページからが第4章になりまして、第4章第1節は開示についての記載でございます。議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利でございますとか、それに関わる手続、開示義務等の規定でございます。

13 ページが、その個人情報の内容が事実でないと思われるときに訂正を請求する権利が第2節から規定されております。

15 ページが第3節といたしまして利用の停止について記載されておりまして、個人情報の条例の規定に違反して保有されているときなどに利用停止を請求する権利などが記載されております。

16 ページが審査請求についてでございます。第4節には開示決定、各種の決定等に関する審査請求に関する手続等の規定でございます。

17 ページに第5章として雑則、18 ページには罰則が規定してございます。罰則については議会事務局の職員やそれらの職にあったものが正当な理由なくファイルを提供した場合等の罰則が規定されております。最後が附則でございます。施行期日につきましては、令和5年4月1日

からというふうの規定されております。

私からは以上です。

議長（松崎俊一君） これより議案第3号及び議案第4号並びに発委第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） それでは、まず議案第3号について伺います。全員協議会では現行の小国町個人情報保護条例が廃止されて、今この提出されている小国町個人情報の保護に関する法律施行条例になったとしても運用上は何も変わらないという説明がございました。そこで個別に聞いていきたいと思います。

まず第1点目。現行の条例では個人情報と要配慮個人情報それから特定個人情報として明確に分けてはおります。それで提出されてあるこの条例案を見てみますと第1条から第4条まではもう個人情報という言葉しか出てきておりません。ただ附則で現行の特定個人情報の部分が出ております。特定個人情報として。そこで確認なのがこの新しい条例になった場合、小国町は個人情報と特定個人情報は附則にあるから分けるのかもしれないけれども、要配慮個人情報等をきちんと分けて管理するのですか。

そしてもう1点。現行の第6条では登録及び閲覧ということで要するに実施機関が個人情報を取り扱う事務でそういう個人情報が記録されている行政文書を使用する場合は登録簿という個人情報がありますというのを作成して町長に届けなければならないというふうになっておりますし、その登録簿は一般にちゃんと閲覧できる状態にしなければならないというふうになっているのです。それで今までと運用変わりませんと言っていたのはそうなのかなと思うのが、要はこれはあなた方の怠慢でそういう目録、登録簿が作られて一般に公表されたことは小国町ではないということでしたので今までは条例に違反してやってなかったけど、そもそも今度はそういう条例がなくなるのでそれが違反ではなくなりますという状況になるのかもしれないけれどその辺の説明をお願いします。

そして、第7条の3項では要配慮個人情報は原則収集してはならないというふうになっているのです。ところが要配慮個人情報というそういう概念自体がこの条例新しい条例には記載されておりません。今の現行条例でいう要配慮個人情報が新しい条例になった後は原則収集しないのが継続されるのか。それとも収集するようになるのか教えてください。

そして、第9条では要は実施機関が外部に個人情報を提供する場合、オンラインでは提供しては駄目ですと原則駄目ですというふうになっているのですが、この新しい条例になったときはオンラインで要はメールで添付して求める人に渡すようになるのか教えてください。

加えて提供先に対する措置要求ということで個人情報を渡した後も適正な取扱いに係る必要な措置を講ずることを求めなければならないというふうになっていますので、要はその使い道とか

管理方法というのを町はきちんと指導しなければならないわけです。それが規定されているわけです。ところがもう全くありません。新しいこの条例案には。その辺りはどうなるのか教えてください。

そして続いて、第26条なのですが実際にその個人情報を外部に提供した後に利用停止請求というのができることになっております。利用停止請求する場合のどういうときにするというのが四つほど挙げられているのですが、要は渡したけれどもそれはもう使っては駄目ですということも言えるわけです。けれどもこの新しい条例ではそういう利用停止請求なんていうのは出てきておりませんが実際どうなるのかを教えてください。

そして最後に、運用状況の公表ということで小国町は現行条例はこの条例がどういうふうにするのかという毎年1回状況を取りまとめて公表することになっているのですが、そういう運用状況の公表は新しい条例が施行された場合はどうなるのかを教えてください。これも小国町では条例ではこういうふうに決めているのだけれども平成16年にこの条例が作られて以来1回も公表したことはないのですが怠慢ですけどね。条例が変わっても運用は変わらないというのは今まで条例違反で公表してなかったのが要は条例違反ではなくて条例に適合するようになるからという意味でおっしゃっているのかどうか分からないけれども、それは実際どうなるのかを教えてください。

続いて、発委第1号について発委者に伺います。現行の条例で言う要配慮個人情報や特定個人情報というのは議会は現在保有しているのですか。

総務課長（佐藤則和君） 質問事項が多ございましたのでもし漏れがあればもう一度御指摘をいただきたいと存じます。

まず最初に説明不足があった部分を補いたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。全協のとき資料2で配付しました全国的に統一される場合の例ということでA、B、C、D、Eという表現があって小国町がどこに該当するのかということで御質問があった部分を説明させていただきますと、小国町はこの場合はCに該当していると今考えております。従前の国の法律とかほかの民間等の規定の中には匿名個人情報とかいう部分があったものが従前の小国町の条例にはなかったということで、そういった部分でビッグデータ等の規定は以前なかったのですが法律上あるものですから今回の改定でそういった匿名加工情報等の規定が運用されるということになってまいります。

それと4番議員のほうからも法律の変更についてあった場合は議会のほうにも情報提供をということでお話がありましたけれども、その件につきましても議会のほうにも条例が新たに設置されますのでその改正等において執行部も協力をさせていただきまして様々な情報提供をさせていただきたいと考えております。

それでは、5番議員の御質問ですけれども特定個人情報等の取扱いとあと要配慮個人情報につ

いて規定はあるのかということですが、新しい法律の中でも要配慮個人情報については法第64条ということで規定がございますのでこの条文によって今までと変わらない厳しい取扱いが継続されるということになってございます。

それと公表についてまず御説明申し上げますと、公表については議員御指摘のとおり条例にありながらそういう公表の実施がなかったこともありまして確かに行政の怠慢と御指摘されればそのとおりだと思っておりますが、実施状況はないということで公表をすべきであったということで考えておりますけれども、今回の改正では法律の中で公表ということで地方公共団体は個人情報というかその取扱いを適正に確保するため委員会とって国の委員会に報告する義務が発生しております。その公表はその委員会のほうから全国的に公表されるように規定されております。ですから町が直接公表するのではなく全国的な保護委員会というのが従前からあったのですけれどもそこに様々な報告規定ができてまいりました。その中で全国一律的に公表されるというふうに関定されてございます。

それとあとオンラインでの情報のやりとりについては、これまでと同じように制限がされてございます。むやみにメールに添付して個人情報のやりとりはできない規定になってございます。

それと提供先への利用停止等の要求。これも現行どおりできるようになってございます。

それと登録簿については今また見直しで作成をしている途中でございます。これは4月から追加されるのは登録簿で名簿の数が千人を超えるものは登録簿自体をホームページ等で公表しておくべき規定がなされているということを担当から事後報告になりますけれども報告がありまして、この質問の折報告させていただきます。常備しておりますので閲覧等の希望があればいつでも閲覧にこたえられるような体制をとっていくということでございます。

要配慮個人情報の収集でございます。これについては町の中でも取り扱える職員は決まっております。町民課とか税務会計課等が多ございますけれどもその情報にほかの職員が触れることは規制がかかっておりますので、これも現行のまま運用されております。

以上でございます。

議会事務局長（時松洋順君） 先ほど要配慮個人情報を議会のほうで持っているかという御質問ですが、今議会の中で要配慮個人情報として定義されている情報については持ち合わせておりません。

以上です。

5番（児玉智博君） 提供先に関する措置要求や利用停止というのは今後もできるという答弁でありましたけれども、それはどこがやるのですか。提供先に措置要求です。この施行条例にないのです。要はそれは法律にありますからできますという話なのでしょうけれども、でもそれは国がやるのですか。それとも町が引き続き提供すると同時にやるのかを説明いただきたいと思っております。

それから現行の第6条の2の特定個人情報保護評価に関する規則ということで、これは今の個人

情報保護審査会の意見を聴くものとするということで義務になっているわけです。ところが新しい条例では第4条の(2)の部分に当たるのですが、第4条を読んでも聴くことができるということで可能と。ただし義務ではないというふうになっていて、これは現行の条例からも後退していると思うのです。現行では聴くものとするという義務づけがなされているのに何で新しい条例ではここを後退させたのですか。お答えください。

それから発委第1号について発委者にお尋ねします。要は執行部は要配慮個人情報と要するにもう人種とか信条とかあるいは犯罪歴とか病歴とかそういう本当に人に知られたくないと思うようなものがあるわけです。介護保険とかあと障害者福祉とか。2年以下の懲役とか100万円以下の罰金というのは理解できるわけですが、議会としてはそういう要配慮個人情報なんていうのはない。傍聴に来た人の名簿とかそういうものなのですけど、それとやっぱり要配慮個人情報を扱うようなものと同等の罰則を設けるというのはちょっと量刑として重過ぎるかと思うのですが、なぜ2年以下の懲役又は100万以下の罰金にしたのでしょうか。

議会事務局長（時松洋順君） お答えいたします。

罰則につきましては議員のおっしゃることもよく理解できますが、一応私も議会事務局の職員でございますが兼任で一般職の身分も負っておりましてそちらのほうで規定される罰則も該当するということになれば、こちらの議会の個人情報に関わる条例と法律の法と施行条例とそういったところと齟齬が生じないように罰則についても規定されているところでございます。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 安全管理の監視については先ほど申し上げました国の機関であります個人情報保護委員会が安全管理を行っていくように法律上なっております。町が情報提供した先の監視といってもなかなかそこに踏み込んだりするようには現実上難しくございますので、安全管理についてはこの個人情報保護委員会が安全管理をするように法律上定められてございます。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩をしたいと思います。時間は次の会議11時10分から行います。

（午前10時58分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

総務課長（佐藤則和君） それでは、お答えいたします。

旧条例にあります特定個人情報保護評価につきましては、今回の改正では小国町個人情報保護審査会条例の第4条第1項第3号に特定個人情報保護評価に関する規則について、第7条第4項の規定により町の機関が意見を聴くこととされた事項ということで、これは第4条の頭には審査会は次に掲げる事項について調査審議するとなっておりますので、今までの取扱いと変わっていないということでございます。

以上でございます。

5 番（児玉智博君） それで最後に。ちょっと本当私驚いたのですけれども、そんな答弁するかと。それで要するにもう要は提供先に対しての措置要求とかそういうのは国がやりますと。国がやるのはいいのだけど町がやるのは何か事実上のそんな無理だというようなことを言われたけれど、ということは今の現行条例というのはただの絵に描いた餅で町はちゃんと運用していなかったということになるのではないですか。違いますか。ちゃんとやっていたのですか。今ちゃんとやれているのであれば別に新しい条例になったとしてもできるはずですよ。お答えください。

総務課長（佐藤則和君） これまで実際そういった事故等は発生していないというのが現実でございます。提供するにしても提供された側にも同じ責務がございますので、そこにはある程度の信頼関係のもとに行政として仕事をしているという環境がございます。そういった個人情報について実際そういった取扱い先の調査等とかを实际したことはございませんけれども、これまでの運用としては実際そういった事例がなかったということで確かにおっしゃるとおりこれまでの条例であれば厳しく書いてございますのでそうすべきであったということは御指摘に当たるかと思っておりますけれども、個人情報の取扱いについては全ての方々が同じルールのもとで取り扱っている環境上はそれなりの責務を皆さん追いながらやっているのでそういった事故があった場合はそれなりの適正な措置を求めていくということになるろうかと思っております。よろしくお願ひします。

5 番（児玉智博君） では町としてもきちんと措置を求めていくと。この文言がなくなるけれども求めていくということで確認していいですか。

総務課長（佐藤則和君） はい。そういった事項等があればもちろん町としても厳しい対応といたしますか今後の措置ということで改善策等を求めたりすることは当然だと考えております。

以上です。すみませんでした。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4 番（久野達也君） 4 番、久野です。

私からは先だつての全協のときにも一部質問させていただきましたけれども確認です。要は今回の条例は提案理由の説明の中にもありましたように国が新しい個人情報保護法の中で全国的な統一ルールを定めると。ですから総務課資料 2 にも書いてありますように個人情報保護条例は各自治体でもばらばらだったと。ばらばらというか表現すみません悪いのですけれども法律に基づいた中で行う条例の取扱いが一部整合性がとれていない部分があったと。だから全国共通のルールに基づいたかたちで行いますよ。それから総務課長の説明で資料の中でもありました「では小国町はどこに当たりますか」と言われたときに「資料の 2 ページの C に当たります」と。C 町村というのは共通ルール、個人情報保護法の中にかぶっております。表を見る限りではですね。確認と言いたいのはこの個人情報保護法で全国的な統一ルールにのっとって行うときに、今回の施行条例では小国町個人情報保護条例の廃止ということで同僚議員のほうから各条逐一その対応につ

いての質問があり答弁も聞かさせていただきました。私の確認というのは要はこの個人情報保護条例は従来整合性がとれていたのであれば新しい個人情報保護法が吸収すると。ただ手続上開示請求の手続は町にしますので運用は法律にのっとってするけれども手続は町にすると。当然不服やその内容の疑義が生じた場合は審査会にかけると。そしてなおかつ経過措置としてこれが4月1日施行ですのでこれまでに対応した部分については経過措置として対応しますというふうに条例で体裁づけているのかなと理解しましたがけれども、それでよろしいでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 今4番議員が言われたとおりで間違いはないと思っております。

4番（久野達也君） それであれば一部やっぱり心配なさって5番議員のほうも今後の運用についてはやはり法律と条例が今までこういうかたちまれですよ。条例を法律が吸収してしまうと。法律は国会で決まっていますのでこの場では変わらないと。ですからやっぱり総務課長が答弁された部分には真摯に今後どうするのかを整理させていただくとともに、全協のときも申し上げましたように法律が変わるのを知らなかった。町では恐らく担当部署には法律が改正あればその情報が流れてくるでしょうからそういった情報も提供をお願いして質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決においては、議案ごとに行います。なお、執行部は最後にお立ちください。

議案第3号、小国町個人情報の保護に関する法律施行条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、小国町個人情報保護審査会条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

発委第1号、小国町議会の個人情報の保護に関する条例について、原案のとおり可決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第5号 期限等の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の4ページをお願いいたします。

議案第5号 納期限等の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、納期限等の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、町税等の納期限の変更を行う必要があるため、納期限等の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

税務会計課長（小野寿宏君） おはようございます。

今回御提案させていただいております納期限等の変更に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、税務会計課のほうから納期限の変更について役場内関係各課に御相談いたしましたので私のほうから納期限の変更が必要になった理由について御説明いたします。

なお関係資料として条例集の9ページ及び新旧対照表のとなる総務課資料4が配付されておりますので併せて御参照ください。それでは、提案理由を御説明させていただきます。町民税をはじめ町税の多くの納期は小国町税条例等によって税目ごとに定められた月の1日から25日までと規定されております。現在の運用としましては、10日に納税通知書及び納付書を発送し25日を納期限としております。この納税通知書及び納付書は郵送により送付しておりますが、令和3年10月以降、土、日、休日の配達サービスが中止されたことにより従前より最大で3日送達が遅れることとなり納税準備期間の不足による未納、滞納が懸念されるようになりました。さらに地方税法では納税通知書は遅くとも納期限前10日までに納税者に交付しなければならないと規定されておりますが、何らかの事由により配達が遅延してしまいますと最悪の場合課税が成立しない事態も想定されます。今回御提案しました改正案については、小国町以外の阿蘇郡市の市町村の納期限は月末、ただし12月は25日であり、他の市町村との均衡を図るためにも納期

限を月末、ただし12月は25日に変更したいと改正を御提案したところです。これにより納税通知書を10日に発送しても確実に納期限前10日までに納税通知書が納税者に交付されるものと考えています。ただし口座振替日は従来どおりの25日を予定しています。なお税務会計課ではこのうちの第2条小国町税条例の一部改正、第3条小国町国民健康保険税条例の一部改正を御提案しており、他の課についても納期限がばらばらでは納税者、納付者がわかりにくくなることから関係各課と協議の上併せて改正を御提案するものです。なお施行は令和5年4月1日から施行予定です。

御審議方よろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより議案第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号、納期限等の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第9、「議案第6号 小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます

町長（渡邊誠次君） 議案集の5ページをお願いいたします。

議案第6号 小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、健康保険法施行令の改正に伴い、小国町国民健康保険条例につい

て所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君） おはようございます。

小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例集の12ページ、右肩6と表示してあるものが改正条例本文になります。また町民課資料（1）で新旧対照表を示してございます。改正内容につきましてはこちらの資料で御説明申し上げます。町民課資料（1）を御覧ください。今回の条例の改正につきましては被保険者の出産の際に支給されます出産育児一時金の支給額の改定を行うものです。資料（1）の右側、現在の出産育児一時金については条例で定めている40万8千円の本体部分と規則で定めている加算金1万2千円の合わせて42万円を支給しております。続いて資料の左側が今回の改正内容でございます。本年2月の健康保険法施行例等の一部改正によりまして条例で定めている部分の出産育児一時金の額を48万8千円に増額するものです。また規則で定めている加算金1万2千円につきましては変更はございませんので合わせて50万円を支給するものです。なお本条例の施行日は令和5年4月1日となります。

御審議方よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号、小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第10、「議案第7号 小国町公の施設の管理者指定について（学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館）」を議題といたします。

2番（江藤理一郎君） この議案第7号につきましては、法的には除斥の対象にはなりませんが、

関係者でありますので、ここで退席させていただきます。

(2番 江藤理一郎君 退席)

議長(松崎俊一君) 引き続き執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の6ページをお願いいたします。

議案第7号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

1 指定管理の対象となる施設

学びやの里(木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館)

2 指定管理者の名称、代表者及び住所

名 称 一般財団法人学びやの里

代表者 理事長 北里 耕亮

住 所 阿蘇郡小国町大字北里371番地1

3 指定管理の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、公の施設の指定管理について御説明を申し上げます。

まず指定管理について全体的な説明をさせていただきたいと存じます。総務課資料(5)をお願いいたします。3ページをお願いいたします。今回指定管理者制度により御審議いただく施設は、まずはこの学びの里(木魂館及びその周辺施設)となっておりますが、今回次に出てまいります資料は少し説明させていただきたいと存じます。今回はゆうステーション、杖立多目的ホール(Pホール)、小国町障害者施設、それと小国町総合交流促進センター(ゆけむり茶屋)、先ほど申しあげました学びの里(木魂館、柴三郎記念館等)となっております。指定の期間でございますが、全て令和5年4月1日から令和8年3月30日までの3年間となっております。この情報をもとにこれからの説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

学びやの里(木魂館、柴三郎記念館等)でございます。総務課資料(6)をお願いいたします。

現在指定管理をお願いしております学びやの里の指定管理期間が令和5年3月31日をもって期間満了になりますので、公募による選定を行い議案として上程させていただいております。指定管理の期間といたしましては3年間となります。公募による申請者は1社で財団法人学びやの里でございます。申請に基づき2月17日に役場内にある審査会で審査会を実施しております。審査の内容としましては、公の施設の指定管理制度に係る運用指針に記載してあります候補者の選定基準に基づいて審査を行い、その結果申請者を適格であると判定いたしました。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより議案第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 7番、西田です。

お伺いしたいと思います。今現在学びの里では北里柴三郎記念館にシアタールームの建設が行われております。これに係る経費なんかについてそれはどの辺を見たらいいのかなというのがちょっとはっきりしなかったのでお伺いしたいと思います。指定管理者が収入を得ることはできるのですがその収入の中から経費に関しては全て賄われるのですか。町の施設としての修理費用なんかを出しているのは町から出るのですが、経費に関しては100%指定管理の受注受託者が出すということはもう確定していると考えてよろしいのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まずシアターホールについては国の補助事業を使ってやっていますけれども今回本会議の中でも繰越し事故繰越ということで原則国の補正予算で採択されたものですから原則論としては繰越し難しかったのですけれども、正式に今年の2月に事故繰越ということで承認いただきましたのでそれで予測としては6月から8月にかけて工期完了すると思われまして。ということで今回の指定管理者の公募の段階ではそれは入っておりません。あと財団については協定の段階ではその辺の話をしながら運用の中では考えていただくというのは前提としてあります。

あと収支というか運用上の支払い等につきましてですけれども、これは記念館の中の附帯工事ということで拡張していきますので当然ランニングコスト等は掛かってきます。これについては建設の予算の中でも収支については見込みが議論されたと思いますけれども、リスク管理ということで町でするハード的な維持費の投資額と財団としてやっていただく部分についてはこれまでもかなり修繕等についてはかさんでございましたけれども、今回竣工した後にそういうランニングコストについても協定書の中でそこら辺は取り交わしていくという考えであります。

以上です。

7番（西田直美君） ということは現時点では厳格に規定がされているわけ協定書の内容もきちんと決まっているわけではない。今後の対応で話合いで決まるということで理解してよろしいのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

はい。竣工後にその辺を確認していくことになります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まず確認なのですが総務課資料（6）です。指定管理者の候補者選定についてというのでこの場合全部で結構ありますね。ページ数で言えば21ページにわたって出されているのですが、これはそれぞれ作成したのは町が作成したのですか。あるいは学びやの里が作成したのでしょうか。それとも混ざっているのであれば何ページから何ページまでが町で、何ページから何ページまでが学びやの里が出してきたのかを御説明いただきたいと思います。というのがいろいろあるけれどもやはり指定管理者というのはその施設は町の施設ですから町民の財産ですからそれを適切に管理をしていって事故を起こさないということが大事になってくると思うのです。学びやの里の場合レストランがもうあるし飲食もあるしお風呂もあります。やはり今この間もちらっと言いましたけれども福岡の旅館で年に2回しか大浴場のお湯を抜かないで塩素も入れないでレジオネラ菌が繁殖して感染症を起こしてしまうというようなことがありました。まずそのお風呂のことも何かこの薪ボイラーを入れたからどうこうということは書いてあるけれども。コストの面でもコストも大事だけれどもやはりコスト重視をし過ぎてやっぱり事故を起こしたら困るわけです。そういう利用者の安全面についての立場のことが全く書かれていない。これは心配になります。実際そういう管理のこともかかる程度の仕様書を町は作らないのですか。だから「毎日お湯を抜いてくださいね」とか「食中毒を発生させないためにどういうことを徹底してください」とか「メニューもどういうのを出してください」とか「加熱処理は十分しましょうね」とか。時間帯は書いてあるのだけれども「年に何日間開けてください」といういうのがないわけです。北里バランではありませんがほかの指定管理施設ではレストランが長期にわたって開けられないということがありました。やはりそういうことがないためにも年何回、年何日営業をするとかそういう仕様書が必要だと思うのですが、そういうのはきちんと作った上でそれに基づいて運営できますというところがきちんと手を挙げている。そういう状況になっているのか御説明願います。

総務課長（佐藤則和君） まず資料の説明でございます。資料（6）の1ページ目だけが町の資料でございます、その他は学びやの里が提出した資料となっております。それと資料（5）に運用方針等がありますのでこれに基づいて一応各課が募集要領を作って募集するようになっております。4ページの募集要項の中に公の施設の概要とか利用者数とか指定管理者が行う管理基準及び業務の範囲、指定の期間、利用料金に関する事項、指定管理者と町との責任分担、申請者の資格、申請に係る受付期間等が明示されておりますのでこれに基づいた募集が行われておりますので、この添付資料の中にこの全ての報告事項は添付されておませんが審議した資料の中にはその点はそろっていたということでございます。

それと指定後の手続ということで6ページに協定を結ぶようになっておりますので、この協定の中でもそれぞれの項目先ほどと同じような項目をうたうようになってございますのでその辺で規定をきっちりとして協定を交わしていくという段取りになっております。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） 担当所管のほうとしての説明をさせていただきます。

まず指定管理者制度そのものは審査会を設けております。総務課のほうが先ほど言ったように方針を定めましてそして審査会においてはそれぞれの関係施設から書類が出てきて審査するというような流れでございますが、先ほど5番議員の質問の中であった書類の作成についても申請は自由というか様式は定められていませんので、そこで少し施設によってちょっと種類が違うというのがあります。今後わかりやすくその辺は協定書の段階で整備していきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） まず第1点。「年間何日開けてくださいね」というのは町が指定しているのですか。この時間帯で例えば北里バラんだと午前8時30分から17時30分までというふうになっています。これは町が指定した時間なのですか。それとも向こうがこの時間だったらできますということでも向こう側の都合なのですか。それとか実際に具体的に言えば風呂の清掃のやり方とか各トイレの清掃は1日に何回してくださいとかそういうことまで事細かに町が最低限のですよ。だからせめて1日1回はやってください。1週間に1回ぐらいしかトイレを清掃しないともうそれはとても使えたものではなくなりますから。そういう最低限の水準は町が指定してそれ以上の条件を提示してきているのか。それが全くこの議会に出された資料からはわかりませんので説明を付け加えてください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず施設ごとの管理条例というのがありますのでその中で営業時間とかその辺は定めてありますが、運用で時間帯を変更するとかそういうのは役場と連携をとって確認をしております。

清掃のほうは福岡の事件というかレジオネラ菌の話も聞いて個別に確認をとりました。しっかりとほぼ2日に1回最低でもやっているということで風呂の水の入替えというかお風呂の循環をやっているということで直近で聞いておりますので、衛生管理上は運営はしっかりやっていると聞いています。

5番（児玉智博君） いや「2日に1回やっていますので」というのはそれは町が「2日に1回やってください」とちゃんとやってやっているものなのか。それとももうそういうのも指定管理者の自主性にもう任せてしまっているのか。それでは駄目だと思います。やっぱり前者ではないかと。

情報課長（村上弘雄君） 衛生管理上の町の仕様といいますかその辺は運用方針の中で本来うたってそしてそれを協定書の中で確認をして現場におろすというやり方が一番だと思いますので、ここは今後確認をさせていただきたいと思っております。現段階ではレジオネラ菌等についての運用は指

定管理者の中でしっかりと取り組んでいただきたいということで、その日数とかについてまではうたっておりません。

以上です。

7番（西田直美君） 指定管理者の指定後の手続のところで議会の議決により指定者管理者となったあと協定を結んでそれから協定で町と定めるということなのですけれども、これ実際にこの協定に関わってくる担当部署と人数、それは何を基準にやっているのかということをお教えください。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

協定書の考え方というか人数とか関わっていく部分については、まず地方自治法の改正によりまして議会の承認を受けた後は協定書を結ぶということで国のひな形がありますのでそれに準じて双方でリスク管理をうたっております。その部分については基本的には例えば30万未満の少額については施設側で修繕をすとか。高額な部分については町が修繕すとか。そういう部分をうたっている部分でございます。ベースは国のひな形でございます。

7番（西田直美君） 国のひな形はわかるのですけれども。例えばそれには地域性であるとかそれぞれの施設によって特徴があつて気を付けなければいけないこととかいろいろあると思うわけです。それをどの程度加味した上での締結した手続になるのかということところがすごく大事だろうと思います。やはり指定管理もいろいろ今度の分も単なる指定管理ということではなくて柴三郎記念館にしてもゆけむり茶屋にしてもそれぞれの特徴を持ったものというところをかなり考慮した上でないとひな形云々で済むことでもないと思うわけですが、そこに何人が意見を出し合つてやり合っているのかということところが大事だろうと思うのです。当事者が何があつてそれが出来上がるのかということところはこれは私たちの知らないところで全部今まで行われてきていることですので事前にとつてこのようなことはこれはあり得ないことなのですか。一旦議会でも決まってしまうともうそこはお任せください的なところで進んでしまうことなのか。もしそうであればきっと町としてもできる限りの人数がたくさんいた。該当する当該者が関わる人ができるだけたくさんいて話し合いをやる。それぞれの特徴について特性について考慮した上で話し合つて決める。それをオープンにするということが大事だろうと思うのですがいかがでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

まず協定書のニュアンスが少し違うように伝わったのかもしれませんが、まず議決の案件としましてはどの公共施設はどの団体が受けるかという議決要件とその期間は何年かということと受ける団体名はどこなのか。この三つが議決の条件でございます。その条件が今回の本会議の提案議案でございますが議決を三つの要件を受けた後に流れとしては協定書を結ぶということで、その協定書のほうは町と指定管理者の団体との協定書でございますある種の契約行為に近いものでございます。

それからその施設ごとの色を出すという部分はこれは町の最初の指定管理者の運営方針。先ほど資料（５）ということですがそこで網羅するという流れでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号、小国町公の施設の管理者指定について（学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

（2番 江藤理一郎君 着席）

議長（松崎俊一君） 日程第11、「議案第8号 小国町公の施設の管理者指定について（ゆうステーション、杖立多目的ホール（Pホール）」から日程第13、「議案第10号 小国町公の施設の管理者指定について（小国町障害児福祉施設）」までを一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、一括してということですので進めさせていただきます。

議案集の7ページをお願いいたします。

議案第8号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

1 指定管理者の対象となる施設

ゆうステーション、杖立多目的ホール（Pホール）

2 指定管理者の名称、代表者及び住所

名 称 株式会社ゆうステーションカンパニー

代表者 代表取締役 河津 悦雄

住 所 阿蘇郡小国町大字宮原1754番地17

3 指定管理の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案集の8ページをお願いいたします。

議案第9号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

1 指定管理の対象となる施設

小国町総合交流促進センター（ゆけむり茶屋）

2 指定管理者の名称、代表者及び住所

名 称 わいた温泉組合

代表者 石松 裕治

住 所 阿蘇郡小国町大字西里2816番地

3 指定管理の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案集9ページをお願いいたします。

議案第10号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

1 指定管理の対象となる施設

小国町障害児福祉施設

2 指定管理者の名称、代表者及び住所

名 称 社会福祉法人小国町社会福祉協議会

代表者 会長 奴留湯 哲宣

住 所 阿蘇郡小国町大字宮原1530番地2

3 指定管理の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

この三つのそれぞれの公の施設に関しまして詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、続きまして公の施設の管理指定ということで、まずゆうステーション（Pホール）でございます。総務課資料（7）をお願いいたします。ゆうステーション、杖立多目的ホール（Pホール）の指定管理期間が令和5年3月31日をもちまして期間満了になりますので、公募による選定を行い議案として上程させていただきました。指定管理の期間としましては3年間となります。公募による申請者は1社で株式会社ゆうステーションカンパニーでございます。申請に基づき審査会を行い申請者を適格であると判定いたしました。

続きまして、総務課資料（8）をお願いいたします。小国町総合交流促進センター（ゆけむり茶屋）の指定管理期間が令和5年3月31日をもちまして期間満了になりますので、公募による選定を行い議案として上程させていただきました。指定期間としましては3年間でございます。公募による申請者は1社でわいた温泉組合でございます。申請に基づき審査を行いました結果、適格であると判定しております。

続きまして、総務課資料（9）をお願いいたします。現在指定管理をお願いしております小国町障害児福祉施設の指定管理期間が令和5年3月31日をもちまして任期満了になりますので、非公募による選定を行い議案として上程させていただきました。指定管理の期間といたしましては3年間でございます。非公募による申請者は1社で社会福祉法人小国町社会福祉協議会でございます。申請に基づき審査会を行い申請者を適格であると判定しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。午後の会議1時から行いたいと思います。よろしく申し上げます。

(午前 11 時 58 分)

議長 (松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00 分)

議長 (松崎俊一君) 早速、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5 番 (児玉智博君) 恐らくさつき木魂館あと北里バランとか博士の湯とかでも聞きましたけれども、あまり清掃の回数であるとか方法であるとかいうのは基本的には指定管理者の自主性に任せている部分が大きいのかなと思いますので、それぞれこの三つの部分についてどうなのかというのを改めて確認したいのと。

それとゆうステーションについてはバスターミナルではないけれども産交バスとか西鉄バスの乗り降りができるバス停が裏のほうにあるのですが、そのバス停の管理というのはどうなるのかというのを確認させてもらいたいと思います。というのが結構朝早い時間なんかとか夕方冬場なんか結構日が暮れるのが早いときなんかも乗り降りされる方が結構見受けられるのですが何しろ暗いのです。バス停でベンチがあるけれどももうゆうステーションが閉まってしまうと灯というのがあんまり見えなくて、防犯上どうなのかなというふうに私はいつも感じているのです。その辺の管理責任というのはゆうステーションの管理者であるゆうステーションカンパニーがすべきことなのか。それともそのバス会社がやることなのか。それをどう考えているか教えてください。

それからこのゆけむり茶屋なのですけれども収支計画書を見てもう要はレストラン部分についてはもう又貸しになっているのでここに出ないわけですね。これはどうなのかと。結局レストランを使ってどういう料理が出されているのかも含めて。それとか調理場の管理なんかはどうなっているのか。そしてそこでどういうふうなお金の流れになっているのかというのが。町の施設なのに結局計画書も出てこない。報告書は出てきているのかという話ですよ。町の施設なのにそれを使ってどういうふうに稼いでいるのかとか。そういうことが全く町に分からないというのはこれは問題ではないかなと思うのですが、その点どういうふうに考えるのか教えてください。

それから最後にこの社会福祉協議会の障害児福祉施設であります。ここは結局もう農林水産省の補助金を使って町が建てて 10 年経ちました。実際これは既にもう社会福祉協議会が使って指定管理者が 3 年間また経ちましたと。そうなったらまた別の指定管理者が入ってくるということはほぼほぼ考えられないわけです。ですからこれは譲渡ですね無償譲渡も含めて結局もう無償譲渡しなければ結局修繕が必要になったりした場合は、その都度町がお金を出さなければならぬことにもなりかねません。もうそういう部分も含めて社会福祉協議会が全て責任を持ってもらうということで、この無償譲渡も含めて検討すべきではなかったかと思いますがどうでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まずそれぞれの指定管理者の温泉の質性ということで衛生管理上のことは午前中も少しやりとりありましたけれども、改めてちょっとうちのほうでも確認させてもらいましたけれど。まずお風呂を提供する場合には一般的に管理衛生の保健所の指導のもとで掛け流しの場合と循環している場合等において、薬品等も使用しながらの清掃の頻度とかも指定がありますので保健所の指導のもとに運営をやっているということでございます。

それから二つ目ですけれどバスターミナルの管理というか現場が暗いというお話でございましたが、確かに裏側のバス停のところが正面というか東屋で明るい場所と比べれば確かに暗いと思います。その辺のところ特に冬場だと思いますけれどもバスの運行の時間帯と施設が閉館しているときにちょうど暗くなるという状況はあるのかなというふうに思います。この辺は指定管理者とうちのほうでまた確認して話合いをしていきたいというふうに思います。あとそのときの事故といいますかこの部分についてはやっぱり基本指定管理者の運営管理につきましては指定管理者側が責任を負うというものでございますが、直営の町の所有物でもございますのでその部分で欠陥とか瑕疵等が建物であればこれは行政の責任も問われると思います。現場での事項についてやっぱり個人というか個別の状況を判断しないとそれがどちらに責任あるかというのはわからないものかもしれません。ただしその辺の議論はしっかり今暗い部分の危険な部分というお話がありましたので、これは今年の協定書を交わすときにその辺の話をしていきたいと思います。

それからゆけむり茶屋ですが又貸しというか自治法上で言いますと一部採択という承認手続の行為になりまして、これについてはお金の流れとしては行政が把握する部分についてはこれは指定管理者が毎月報告義務があります。その中に施設の入所者、利用者の数を報告するというのが義務でありますのでレストランについても一部採択ではございますが毎月のレストランの利用人数については行政のほう把握しております。

以上でございます。

町民課長（宮崎智幸君） 私のほうからは小国町障害児福祉施設のことについてお答えさせていただきます。議員言われるように10年経過ということでもう別の指定管理も考えられないので無償譲渡も含めて考えたかどうかということでもございました。実際10年経過したということでもこれ農林水産省の補助金を受けて建設されておまして、10年経過ということで長期利用財産処分ということで国の承認を受ければ譲渡はできるということがあります。ただしその場合は無償に限ることになります。そういったことでこの建物につきましては建設当時約2億4千万円の建設費をかけております。そのうち約半分が補助金ということですが現在の価格残存簿価に直しましても全体として1億3千万円、補助金額で6千500万円ほど残っておりますので町としても現段階でそういった多額の金額を投資した建物を無償でということは現時点ではちょっと考えにくいのかなというふうに思っております。それから社会福祉協議会にもそこを有償でとい

う部分も話しておりますが現段階で社会福祉協議会のほうの財政状況等考えてみますとその金額を今すぐに出していただくということは非常に難しいというふうに考えまして今回継続して指定管理をすることとしております。それから修繕費用の件も話がありましたが協定の中では基本修繕関係については悠愛のほうで行っていただくというような協定を結んでおります。

以上で説明終わります。

5番（児玉智博君） なかなかそういう協定があるならいいのだけれども何か結構社会福祉協議会に何かそれは養護老人ホームのほうでしたが町は協力するからという覚書があるから3千万円をぼんと出したという経緯があるわけですからそれも修理の額にもよるのではないかと思うのです。これは町に出してくれと泣きついてくる可能性もあるのではないかと。だってもう10年経過したわけですから。大体一般住宅なんかでも10年経過したら屋根の修繕とか外壁の塗装とか大体10年ぐらいしてくると大きな出費が必要になるような修繕が出てくると思うのです。1億円の残存価値があると言うけれどもでもその1億円をほかの方法に活用できる方法があるかといえばそうではないわけですから、やはり私はこの無償譲渡にも社会福祉協議会の名義にしてしまってもう全て社会福祉協議会の責任において管理運営を行っていただくというのが私は必要ではないかなと思います。改めて今度の3年間の間に「次の3年間はどうか」というのなんかも継続して話を進めていただきたいと思います。

それからゆけむり茶屋のほうですけれど「再委託です。又貸しではありません。」というわけですけれど結局普通私は委託契約という受託者に対して委託した人がお金を払うと思うのです。これで町の委託契約も受託したいろんな民間の業者がありますけれどお金を払って受託したことをやってもらうという関係だと思うのですけれども、ゆけむり茶屋の場合は結局調理場とかレストランの家賃をわいた温泉組合に払っているわけでしょう。これは私は又貸しと言わずして何と云うんだというような気がするわけですが。それでも利用者の数は毎月報告がきているというふうに言われました。でもそれだけではなくてやはりその売上げ額がどれだけあったのか。そこで利益がどれだけ出ているのかというのを施設の所有者としてしっかりと把握していく必要があると思うのです。もしその必要がないというのであれば今回四つの指定管理者が収支計画書を出しております。収支計画書も出していただく必要はないのではないですか。でも出しているということは必要だから出しているわけでしょう。レストランもやっぱりそれは必要だと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私からは前段の社会福祉協議会との関係について少しお話をさせていただきますが。社会福祉協議会は町がやらなければいけない一部の福祉を担っていただいているというのは皆様方も御存じのとおりだと思います。高齢者福祉、障害者福祉含めまして町と一緒にやって取り組んでいかなければならないというところもありますし、まずは運営上社会福祉協議会がないとは言いませんがなくなってしまうのも物すごく困るわけですね。実際のところ運営状態が今

後ずっと同じ調子でいいのか悪いのかというところも正直分からない部分もありますし雇用形態も変わってきております。今からどういうかたちになるかもわかりませんので町といたしましてはサポートできるところはしっかりとサポートをしていく。特に補助金関係におきましては町が国からの補助をいただける場所もありますし社協さんが直接いただける場所もあります。そういったところも含めまして社協さんとは福祉の部分におきましては町と公立病院も含めまして今から連携をさらに図らなければいけないところもありますので、運営の部分を切り離して考えることは私はできないというふうに正直思っているところでございます。町といたしましては社協さんとしっかり連携をとっていきながら運営をしてまいります。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず現況としましては月の報告での数値を把握しておりますので、この分について少し紹介をさせていただきます。レストランの部分で令和4年度の実績見込みですがあと少しで数字固まりますが、レストランが8千680人ぐらいのレストランへのお客さんの数字が出る見込みでございます。それから温泉のほうが1万6千230人ぐらいです。私のほうであそこの売店というか食券のメニューを見る限りでは結構観光客向けのメニューということで単価は1千円以上が多いので平均で計算しても結果的にはこの金額は800万円とか1千万円とかそういう数字は推計は出ますけれども、指定管理者上の報告の様式の中ではこれは人数だけの報告になっていますのでとはいったものの売上げの把握というのは参考にしたいと思っておりますので今後聞き取り等をして社協のレストランの部分がどれだけ売上げが上がっているのかこれについては把握していきたいと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決においては議案ごとに行いたいと思っております。なお、執行部におかれましては、最後にお立ちください。

議案第8号、小国町公の施設の管理者指定について（ゆうステーション、杖立多目的ホール（Pホール））、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、小国町公の施設の管理者指定について（小国町総合交流促進センター（ゆけむり茶屋））、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、小国町公の施設の管理者指定について（小国町障害児福祉施設）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第14、「議案第11号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の10ページをお願いいたします。

議案第11号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改める。

附則といたしまして

（施行期日）

1 この規約は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について

て適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明させていただきます。

総務課資料10が新旧対照表となっております。御覧いただきたいと存じます。熊本県総合事務組合の共同処理する第3条第10号に関する事務から令和5年6月30日をもって玉名市が脱退するものです。これに伴い新旧表にある規約も変更になるものです。熊本県総合事務組合規約第3条第10号に関する事務は住民の交通見舞金に関することとなっております。

以上で簡単であります。今回の規約改正の説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第11号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第15、「報告第1号 専決処分事項の報告について（町営住宅柏田団地外壁・屋根改修工事、町道芋野線②災害復旧工事、町道倉原松原線橋梁（跨線橋）保全工事、北里柴三郎記念館シアタールーム周辺整備工事）」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集11ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集12ページをお願いいたします。

報告第1号 別紙

- 1 変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更
専 決 年 月 日 令和5年2月14日
変更に係る議案 令和4年 議案第37号
公共工事請負契約の締結について
補第82号
町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事
変更前契約金額 7千568万円
変更後契約金額 7千605万9千485円
- 2 変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更
専 決 年 月 日 令和5年2月13日
変更に係る議案 令和4年 議案第11号
公共工事請負契約の締結について
災補第457号
町道芋野線②災害復旧工事
変更前契約金額 5千362万5千円
変更後契約金額 5千579万6千336円
- 3 変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更
専 決 年 月 日 令和5年2月15日
変更に係る議案 令和3年 議案第47号
公共工事請負契約の締結について
補第322号
町道倉原松原線橋梁（跨線橋）保全工事
変更前契約金額 5千894万9千円
変更後契約金額 6千227万7千226円
- 4 変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更

専決年月日 令和5年2月15日

変更に係る議案 令和4年 議案第35号

公共工事請負契約の締結について

情補第95号

北里柴三郎記念館シアタールーム周辺整備工事

変更前契約金額 6千237万円

変更後契約金額 6千385万2千409円

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君） こんにちは。お世話になります。

建設課からは建設課資料（1-1）から（1-4）で竣工等の写真を載せていますので御説明をしていきたいと思っております。

まず第1の柏田住宅についてです。増額の37万9千485円となっております当初から0.5%の増額となっております。内容的には毎年のことながら当初1階のほうを調査をいたしましてあと暫定的にある程度の数量を見込んでおりますが、詳細については工事の際の足場を組んでから2階、3階、4階の爆裂具合とかヘアクラックとか外壁の点検をしてそれから実施に入っていきます。当初の予定よりも若干の数量が増えてきたというかたちで今回250平米だったのが500平米実施がヘアクラック等が見つかったということで、その修理に30万円程度増額のお金が掛かったということでございます。

続きまして、災害復旧の芋野線。場所は杖立。ずっと日田の方面に行くのと赤橋がありますが県道天ヶ瀬阿蘇線から左に入ったところになります。竣工写真を付けていますが1工区、2工区、3工区ありまして、まず1工区においては機械の搬入です。床掘り等するのが最初仮設道路で見えていたがなかなか急峻な地形なものですから仮設道路でなかなか機械が下ろせないということで、小型機械をクレーンで吊って下ろしたというところの増額で137万円。あと2工区、3工区は大型ブロックをつきますので一応床掘りの結果この平板載荷試験というのは大型ブロックが将来的に乗る重さを平板的に沈下量を測定するというのでその沈下量の測定量に2工区、3工区が入りましておのおの40万円程度というかたちで217万円程度の増額となっております。もう既にここは竣工して竣工検査まで終わっております。

続きまして、倉原松原線（跨線橋）です。これは11月臨時議会で承認を受けているものです。増額5.6%というかたちで内容的には当初も説明しましたが、FCB工法といいましてモルタル系に近いようなコンクリートを流し込んで補強していくというかたちになっております。それに対してその精査の部分で数量が若干のアップがありました。それからボックスカルバートに入替えましたものですから当初から入った平板のブロックをもう一度やり替える必要ができました

たのでその分の変更増。それと橋梁の高欄部分とか現時点の高欄部分の表面の塗装をしましたのでその部分も若干増えております。それから足場のほうは前面だけの足場をみていたのですが、背面のほうの裏側の足場の数量も実際が必要となってきたということでその分増えております。

それからシアタールーム。これは7月のこれも臨時議会で承認をいただいている部分で2.4%の増になります。これにおいては外構ですので遊歩道。生家とかいろいろ見に行く遊歩道の場所的なものを銅像周りとか二本杉の裏とかそういうところの舗装が増えてきた分でこれが大体50平米ぐらい増えております。それからその写真でもあるように法面の保護が当初芝で見ましたが土質的に粘土質で芝の付着が難しいということでハリシバカンガルー。これ1平米当たり芝と換算しますと2千円ぐらい違います。そういう品物を使っているということで数字は変わりませんが単価のアップということで変更増しております。まだここは施行作業中ということで御理解いただければと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） これより報告第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

柏田住宅。カラフルな色に出来上がっていましたが、残念なことに毎回倉庫がそのままの状態です。どうにか早めに倉庫の壁、屋根。多分屋根も多分されていると思いますが。補助金の対象ではないと言ってしまうまでなのですが。せっかくなのでいい色に塗っても手前の写真みたいに汚い倉庫が残っていれば台無しになるような感じだと思いますので、できればこの倉庫も一緒に改修ができますように今後お願いしたいと思いますがいかがですか。

建設課長（小野昌伸君） もう御存じのとおり屋根のほうは吹き替えております。壁のほうも努力しながら財源確保しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに。

5番（児玉智博君） これ専決処分されたわけですが、もう既にこの増額分の支払いは済んでいるのですか。

建設課長（小野昌伸君） 柏田と芋野のほう進めてこの二つはもう竣工していますので、そういうかたちで竣工金として支払っております。

以上です。

5番（児玉智博君） ではこの竣工していない分についてはまだ支払いは竣工後ということですね。ところがこの北里柴三郎記念館シアタールームは建設課長は「3月31日に間に合うように頑張ります」と決意表明されたのですけれども、頑張りが足りなかったかどうかはわかりませんが、ともとても本体工事のほうはこの間行ったときはまだ屋根を張るのも終わってなくて、「やっ

ぱりこれだけの大きさになると屋根を張るだけでも暇がかかるのだな」というぐらいかかっていて外壁はまだ張られていません。また内装工事なんかすると果たしていつ終わるのかなというような感じがしているのですけれども、この外構工事についてもまたさらに増えてくる可能性というはあるのではないですか。

建設課長（小野昌伸君） 大変私の決意表明で申し訳ございませんでした。精いっぱい努力に努力を重ねながら何とか終わらせようと思って頑張ったのですが本当に申し訳ありませんでした。事故繰越しということで一応6月30日まで県、国とも相談いたしまして多少の資材の搬入とかあとやっぱり大型企業の進出によりまして、なかなかそれぞれの人夫が集まらなかったというのもあってそういうのも理由もあまりならないかもしれませんが、しっかりと今度6月30日までには仕上げていきたいと思っています。それが一つともう一つは変更のほうはもうある程度現場も精査ができていますのでもう十分変更はないかというかたちで、それぞれのセクションの業者にはもう聞き取りがあっておりますのでもう変更はありません。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第16、「議案第23号 公共工事請負契約の締結について（町道下滴水線（下滴水橋）道路改良工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 少し議案集のページが飛びます。議案集19ページをお願いいたします。

議案第23号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- 1 契約の名称 町道下滴水線（下滴水橋）道路改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 5千852万円
- 4 契約の相手方 阿蘇郡小国町大字黒淵2561番地
株式会社 伊藤組

代表取締役 伊藤 英志

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、公共工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

総務課資料（15）を御覧いただきたいと存じます。開札調書でございます。開札日は令和5年2月22日となっております。2枚目の公共工事請負仮契約書を御覧いただきたいと存じます。工事番号は補第170号。工事名称は町道下滴水線（下滴水橋）道路改良工事です。工事場所は阿蘇郡小国町大字黒淵字下滴水地内です。工期は令和5年3月31日までとなっております。1枚目の開札調書を御覧いただきたいと思えます。予定価格が税抜5千494万2千円でございます。9社を指名し株式会社伊藤組が入札価格5千320万円。消費税込みの5千852万円で落札し2月27日付けで仮契約を結んでおります。

以上、説明を終わります。

建設課審議員（田邊国昭君） それでは、町道下滴水線道路改良工事の概要について説明させていただきます。資料（3）建設課の資料として添付しております。工事番号、工事名から受注者にかけては先ほど議案の説明の中でもありました。工事の概要としましては、河川の護岸工一式ということで作業土工、護岸のブロック積、そしてA2の橋台背面擁壁工、U型擁壁工、U型擁壁工の生コン型枠、U型擁壁工の鉄筋工、そして足場工枠組足場、橋台背面盛土、埋戻しコンクリートの施工が行われます。資料としましては平面図と立面図に今回の範囲を赤く着色しております。そして現在での写真を添付しております。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 若干の補足をさせていただきます。一番わかりやすいのが一番後ろに付いている写真がこれが令和3年度繰越しで今年度3月いっぱいまでに検査まで終わるというかたちで、A1橋台、A2橋台がほぼほぼもう98%終わっているかたちでございます。A1、A2といいますとA1のほうがこの起点側です。鍋ヶ滝のほうがA1。A2の橋台というのがもう一つの橋台ということで昨年度こういうかたちでA2橋台の前にブロック積みで護岸の施工をしたと思えますが、これが起点側のA1橋台のほうの補強がまだ30メートルほどなされていませんので橋台を守るという意味で護岸を30メートルほど施工する。それとこのA2橋台。下滴水の集落側のほうです。このオレンジの重機が写っているやつの裏を極端な言い方すればU字溝の大きいやつというかたちで壁と壁を道路の右左に壁を造っていくというかたちで結構11メートルぐらいの高さがありますが、その写真の前にこの赤い印で付けているのがこの擁壁工でございます。主たる工事はこの擁壁工の施工をしていくというかたちでこれに伴う足場、鉄筋、生コンクリートで5千万円を超えるというかたちになっております。施工的には15メートル、14メートル程度の擁壁を造る作業となります。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） これより議案第23号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 完成までに何回ぐらい入札を行うのですか。今の話だと橋脚の上に道を通すのはまだ後からまた何か出てくるのかなという気がしました。

建設課長（小野昌伸君） あと道路の前後がまだ若干の今のような大きい擁壁ではないのですが、土留めの擁壁等々を造って道路改良が前後合わせて100メートルあります。この100メートルに掛かるお金が8千500万円程度と考えております。上部工が約10メートルの橋梁なので10.5メートルぐらいで3千万円。それともろもろ合わせましてあと残りが1億2千万円程度。今までの令和3年の繰越しと今回の承認いただくやつを合わせると総事業費2億5千万円というかたちで、今度これが4年度に繰越しますのもうほぼ来年5年度の中で仕事をしていくということになりますので上部工が1年は掛かりますので5年、6年、令和6年度完成というかたちで目標は立てております。

以上です。

5番（児玉智博君） ということはあと2回入札もあるということですか。

建設課長（小野昌伸君） 工種的な要因で道路改良で土木屋さんの入札そして上部工が上部工のメーカーさんの入札というかたちになりますので2回はあります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号、公共工事請負契約の締結について（町道下滴水線（下滴水橋）道路改良工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第17、「議案第12号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第11号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集戻って13ページをお願いいたします。

議案第12号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第11号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第11号）をお願いいたします。1ページです。

令和4年度小国町一般会計補正予算（第11号）

令和4年度小国町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5千739万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9千753万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和4年度小国町一般会計補正予算（第11号）についての説明をいたします。今回補正をお願いするのは総額で歳入歳出それぞれ5千739万7千円の減額補正をお願いするものです。まず歳出全体の人件費の部分で総務費から教育費までの報酬、給料、職員手当等、共済費など人件費につきましては実績により5千576万4千円の減額補正になります。それぞれの費目に出てまいります。

それでは、費目別に歳出の説明をさせていただきます。

補正予算書16ページをお願いいたします。まず議会費でございます。128万円の減額です。

人件費と議員研修補助金の減額となっております。

次に、総務費です。16ページから21ページの間が総務費となっております。総務費総額で1億8千89万7千円の増額となっております。

17ページをお願いいたします。財産管理費の工事請負費、旧国鉄宮原線崩土復旧工事150万円の減額でございますが、路肩の仮復旧を計画しておりましたが排水対策と本復旧という抜本的な計画をやるのが望ましいと地元との協議がありまして、今回は皆減しまして改めて来年度以降予算化を検討するものでございます。積立金のネットワーク事業基金積立金7千784万3千円の増額は、ふるさと納税等の寄附金を積み立てるものです。企画費の通信運搬費380万円の増額は、ふるさと納税の配送料が高騰したための増額です。乗合タクシー運行委託料の202万6千円の増額は実績によるものです。小国町地方創生移住支援事業補助金200万円の減額は対象者がいなかったことによる減額です。

次に18ページ、諸費については負担金の確定による減額です。

19ページをお願いいたします。地籍調査費の委託料1億2千600万円の増額。これは令和5年度の前倒し分として国の補正予算にもよるもので、財源は国費2分の1、県費4分の1、町費4分の1となっております。目9防災情報施設費から21ページの1戸籍住民登録費までは実績による減額となっております。

次に民生費です。21ページから24ページまでが民生費となっております。総額で6千111万9千円の減額となっております。社会福祉総務費と保育園費は人件費の減額です。障害者福祉費、老人福祉費、医療費一部負担金、児童福祉総務費の減額は各種給付費、サービス費、措置費等の実績による減額となっております。

次に衛生費です。24ページから26ページが衛生費です。総額で3千267万6千円の減額となっております。保健衛生総務費、予防費、清掃総務費の各種委託料、負担金の実績による減額となっております。

次に農林水産業費でございます。26ページから30ページまでが農林水産業費です。総額で3千927万円の減額となっております。農業委員会費、農業振興費、畜産業費、多面的機能支払費、循環型農業推進費、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、林業振興費の減額は、人件費及び各種補助金の実績による減額となっております。

次に商工費です。30ページです。総額で1千178万9千円の減額となっております。観光費と北里柴三郎博士顕彰費は人件費の減額で、地域エネルギー費の236万円の減額は地熱利用還元区域調査業務委託の未実施によるものです。物価高騰経済対策費の200万円の減額は商品券印刷費の不用額の減額となっております。商工費の減額は全て一般財源の減額となっております。

次に土木費です。30ページから32ページです。総額で5千387万円の減額補正となって

おります。31ページの道路維持費の委託料の中で除雪作業等委託料1千500万円の増額補正を計上しております。これは除雪作業の実績見込みの増加に伴う増額です。財源は一般財源となっております。橋りょう点検200万円、実施設計委託料800万円については実績により減額しております。財源は過疎債です。住宅管理費でございます。工事監理委託料170万円、町営住宅屋上外壁改修工事5千390万円については、事業実績による減額となっております。財源は社会資本整備交付金2分の1、残りは公営住宅建設事業債となっております。

次に消防費。32ページをお願いいたします。総額で698万5千円の減額補正を計上しております。主なものは消防団員報酬の500万円の減額となっております。これは各種大会等が中止になったことと災害出動の実績によるものです。財源は一般財源となっております。

次に教育費。32ページから36ページです。総額で1千583万5千円の減額補正を計上しております。主なものとしましては、33ページの新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の手数料146万円の減額は、修学旅行のキャンセル料を保険に切替えたことによる減額です。36ページをお願いします。社会教育費の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、坂本善三美術館駐車場トイレ改修設計監理委託料50万円と工事費200万円の減額は工事を中止したところによる皆減です。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。その他の費目の減額は、使用料、補助金等の実績による減額となっております。

次に災害復旧費。37ページをお願いいたします。合計で2千71万6千円の減額補正を計上しております。主な要因としましては土木施設災害復旧費の中で調査測量設計委託料458万円の減額を計上しております。また住宅耐震化支援事業費補助金427万6千円の減額は事業の申請がなかったものです。財源は国費2分の1、県費2分の1となっております。被災宅地災害復旧支援事業補助金1千144万円の減額を計上しております。これは事業の実績による減額です。財源は県費が100%となっております。

次に諸支出金の欄をお願いします。524万6千円の増額補正を計上しております。全額、国民健康保険特別会計繰出金増額補正を計上しております。

以上で、歳出の説明を終了いたします。

次に歳入の説明をさせていただきます。

先ほどから説明をさせていただきましたが歳出の事業等の金額の増減により歳入の金額につきましても歳出に連動して増減がっております。歳出総額から国県支出金、地方債等の特定財源を差し引いた一般財源が2千582万1千円の減額となりますので、ネットワーク事業基金繰入金と財政調整基金繰入金を減額しております。ページとしては13ページ下段に記載されております。御覧いただきたいと存じます。

最後に一般会計補正予算書の5ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費ですが総務費の地籍調査事業から災害復旧費まで11億3千261万円を翌年度に繰越しまして各種事業を実

施することといたしております。

以上で、一般会計補正予算（第11号）の概要説明をさせていただきました。よろしく御審議
お願いいたします。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議2時10分から行います。

（午後1時55分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時09分）

議長（松崎俊一君） これより議案第12号について質疑に入ります。質問者はページをお示しの
上御質問ください。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

30ページお願いします。目の4地域エネルギー費ですけれども委託料で総務課長の説明の中
では未実施ということで減額の補正だったのですけれども、これにつきましてはいわゆる今地熱
開発等が進んでいる中での還元区域の調査ということだったかと思えます。未実施となった経緯
と併せて今後必要性が生じるのか。そこらも含めてお尋ねします。

政策課長（秋吉祥志君） お答えいたします。

この地熱利用還元区域調査業務委託料ですが地熱発電に伴い発生いたします発電後の温水の有
効活用を行うための還元ポイントを調査する目的で、当初は九州大学のほうに委託をいたしまし
て当地熱資源活用審議会の委員であります西島先生の研究室の学生さんによりますフィールドワ
ークのほう実施する計画をしておりました。ただ今回の場合は大学側のほうが調査をする体制が
整わなかったということもございまして委託をお願いすることができなかったということがござ
います。また今現在町内五つの事業者様のほうから地熱発電の計画が進められているわけなの
ですが、地熱発電につきましても具体的に計画が進んでいく中にある中で定期的に行われます地熱
審議会又は地熱協議会の席上の中で持続可能な開発に対する意見が取り壊された中でそういう還
元井辺りについては、町全体の調査として町と開発事業者との連携による調査を行ったほうがよ
ろしいのではないかというようなお話が出ておりますので現在は調査に向けて協議会等で検討を
行っている状況でございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

何ページというのが飛び飛びになるので。今回減額された中で地域おこし協力隊こちらが5件
減額されていると思います。それぞれどういう内容で募集されたのかというのをお示しいた
きたいとまずは思います。

政策課長（秋吉祥志君） それでは、政策課関連の地域おこし協力隊の件につきまして御説明をいたしたいと思えます。予算書の番号でまいりますと17ページです。目の4企画費でございますが地域おこし協力隊といたしまして276万円の報酬を減額させていただいております。これはふるさと納税の事務に関する地域おこし協力隊員を募集した経緯がございます。当初は2名体制でふるさと納税に関します商品の企画開発それから経理事務等の業務につきまして募集を行い実施していくという計画でございましたが、商品の企画開発のほうは募集等ございまして今現在任務についていただいておりますが1名の経理担当のほうの募集がなかったということによりまして今回減額となっております。

それから次20ページ、目の15SDGs推進費のほうも地域おこし協力隊92万円の減額をさせていただいております。この件に関しましては今年度の4月1日付で採用する予定でございましたが募集がなく中途の8月からの採用となったものですから4月から7月分までの報酬費のほうの減額ということになっております。

政策課関連につきましては以上です。

情報課長（村上弘雄君） それでは、情報課の関係の協力隊の減額補正の部分の内容ですけれども、6、1、3の観光費の部分で減額が482万円ございます。この部分については報酬と共済費と旅費の減額で全てこれは協力隊の関係予算の部分の減額ということで、内容については杖立温泉旅館組合の地域おこし協力隊の募集を行いまして予算化もさせていただいたわけですが、今年の6月と9月に面接まではいったのですけれども最終的には本人さんとの都合等で採用に至らなかったということで年明けて今年の2月に3回目の面接を行いまして本年度中は無理ですけれども新年度から任用予定でございます。そのことによります減額があります。

それから6、1、5柴三郎博士顕彰費の中の減額が222万円。これも報酬、共済費、旅費の部分で合わせての金額になりますがこれについては1年で2名の方の任用を考えておりましたけれども途中からの任用ということで5か月分の減額をさせていただいているというような内容でございます。

町民課長（宮崎智幸君） 町民課のほうからは24ページ、民生費の中の目の保育園費のほうですがこの部分につきましても当初地域おこし協力隊として2名の保育士さんを募集しておりましたが、1名の応募ということで1名分の減額ということで計上させていただいております。

以上です。

産業課長（穴井 徹君） 産業課のほうですがページですと28ページになります。5、1、14循環型農業推進費のほうは薬味野菜のほうを拠点にしてマネージャー的な活動をしていただきたいと思って募集をかけておりましたが、1名面接はしたのですが個人的な事情で採用には至りませんでした。

それから同じページで林業振興費5、2、2ですが、2人協力隊のほうを募集しておりまして

1人は木工関係この方は現在3年目で今月で3年間の期間終了で独り立ちというか個人で木工のほうされる予定になっております。もう1人は有害鳥獣駆除関係で採用予定をしておりましたが面接を行いましたが残念ながら不採用ということで2名分の減額となっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君）　ということは7名分の採用がなかったということですかね。減額も含めて。途中からの任用を含めてということだと思います。なかなか着任しづらいような状況があると思いますが募集してもですね。その内容について原因などのすり合わせというなかなか着任に至らないというところについてはどのようにお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君）　地域おこし協力隊の制度についてはもう皆様方に今一度説明する必要はないというふうに思いますが、地域おこし協力隊の方たちがこちらに来られる条件これが全国的にもたくさん間口が開いています。ですのでかなり条件を整えていかないと難しいというのが一つあります。ただ小国町といたしましてはこれまでと同じように小国町を愛していただけの方が来ていただくというところを基本にして仕事をしていただくと思って地域おこし協力隊の募集をしているところでございます。これは間口広げておかないと募集をかけておかないともちろん応募ありませんので、これはずっと続けていきたいなというふうに思っております。その中でできるだけ私も面接等々しながら地域、小国町に根差していただく方に来ていただく努力もしていきたいと思っております。ただ条件がなかなかやっぱり小国町に住むというところでは今までいろんな条件があったかもしれませんが本当にたくさんの方が募集をしておりますし、全国的に雇用も厳しい世の中になっておりますのでこの部分ではもう一つ工夫をしていかないと難しいかなというところも実感しているところです。

以上です。

議長（松崎俊一君）　ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君）　8番です。

今さっきシアタールームでは建設課長が謝っていましたが、その件についてまだ災害復旧の件です。僕は特別委員長ですのでどの辺りまだ残っているのか。それと全体的に聞きたいのですけれども老朽化の住宅。大体桜ヶ丘を1棟崩せば100万円ぐらいで終わるところはこれ1千万円ぐらいまだ繰越していますけれど10棟ぐらい壊すのがあったのか。それかコンクリートで造ってある帯田住宅みたいなそういうところを壊すつもりだったのか。その辺もお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

建設課長（小野昌伸君）　繰越しの中でまず災害の状況を報告させていただきます。農地災害のほうは234件あってほぼ230件が竣工しております。あと残り4件ということで3月末の工期に向かって4件一生懸命頑張っているところでございます。それから公共災のほうは全体が222件。今回繰越しのほうでもこの一番最後の欄にありますように3億8千467万7千円。これ

に関しては令和2年災の繰越しということで30件見ております。事故繰の部分を43件ほど残っておりましてそれからまた明日審議していただく令和5年度の当初ということで11件出しておりますので残りが84件というかたちで公共災のほうは60%台の竣工率にとどまっております。あとは全て残りの80件は令和5年度中には完成するというかたちで考えております。

それから老朽化住宅においては今言ったように今度帯田住宅のほうが全て入居がなくなりましたので1号棟。一番河川側のほうですかね河川側のほうの棟を撤去します。当初は700万円前後で見えていたのですが1階の台所付近でアスベストがちょっと認識されまして「そのアスベストもこの工事費の中に含んでいいよ」というかたちで補助にも認められましたのでアスベスト関係が300万円ぐらい増で1千万円ほど繰越しして1号棟を全て壊していくということです。来年は一応帯田の7号棟を考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに。

8番（松本明雄君） それに関連してですけれど予算的なものではないですけれど除雪費が1千500万円出ていました。これは今年は雪が多かったからという説明もありましたが、今スクールバス等も朝早くから稼働していますのでいるところにはどんどん塩カリを撒いていただいで危険なところをなくしていただきたいと思います。こういう山間地ですので雪はもう仕方ないです。今年も何か交通事故が非常に多かったみたいです。雪が解けた後に路面が凍ってかなりの交通事故があっていたみたいです。ですのでやっぱり早め早めに塩カリを撒いていただくように。お金は掛かるのですけれども危険のほうは大事ですので塩カリのほう撒いていただきたいと思います。

住宅問題は今言われたとおりもうずっと懸案ですけれど歯抜け住宅が多いですので今後次の町長、議員の方々はまだ早めに住宅のことは一番先に重要課題としてやっていただきたいと思います。この頃も南小国町のほうのアパートに結構引っ越している方が多いのですけれども熊本市内からではないのです。小国町の方が南小国町に引っ越している方が非常に多いのですのでやっぱり住宅問題はもう早急にやっていただきたいと思います。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。除雪のほうは今年度は約45回ほど出動しております。基本的に公共バスが14路線、スクールバス関係が42路線ということでもう朝4時ぐらいから巡回に回って必要であれば撒くというかたちで事故等で子供たちの命が失われることのないようしっかりと回ってくれております。1回1月の終わりぐらいでしたか20センチぐらい一番降ったときはもう全路線ちょっと回りましたので今年の除雪今までの集計では1千200万円ほど掛かっております。当初で200万円ほど上げていましたので今後はこれだけの気候になりましたので雪が降らないかと思いますが、今後も含めたところで1千500万円という予算で計上させていただいております。

住宅問題に関してはしっかり対応していきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに。

5番（児玉智博君） まず29ページの治山林道協会会費というのがありますが、治山林道協会とは一体どういう協会なのか説明してください。またこういう協会とかに加盟する者の会費というのは大体当初予算で出てくるはずなのですが何でこんなもう年度末になった補正予算で出てくるのかを併せて説明願えればと思います。

そして31ページの除草作業等委託料が減額になっております。大体除草作業というのは草が伸びるのは暖かい時期ですからそのときに切ると思うのです。本来であれば12月議会なんかで減額すべきだと思うのですが、今年はなかなかいつになったら草を切るのだというところがたくさんありました。それで近所の人の方がもうボランティアで切ったよというようなところもあって、もういつまでたっても切らないものだから。それでこの除草作業が全て終わったのはいつだったのか説明してください。それで本当にいいと町としても思うのか考えを聞かせていただければと思います。

それから最後に被災宅地災害復旧支援事業補助金（豪雨被災者支援）ということですがこれ恐らく令和2年のものだと思いますが、こういう宅地が被災したところはもう全て復旧が終わっている状況なのか。状況をつかんでいけば説明願います。

建設課長（小野昌伸君） それでは、三つの質問に答えたいと思います。

まず年度の会費です。治山林道協会。これは通常会費として市町村とか森林組合、森林組合連合会等々が通常はおっしゃるとおり1万円の通常会費です。それに上乗せが何でこんなに大きいお金になったかと言いますと土木等では急傾斜、砂防とかいうのは15%とか3分の1とか30%をとっているのですが負担金として、林務の場合は予防治山とか緊急この前の災害の工事に関して1千分の0.75という割合で掛けていきます。それで今回多かったのは小国管内で県の林務課がしてくれた治山とか工事が多かった年は分担があります。そのようになって不足分がある程度はみていたのですがそれ以上にやはり頑張っていたというかたちで不足分を今回補正を上げております。

それから除草のほうはおっしゃられるとおり本当に何も言うことはありませんが、災害復旧等々でなかなか請負業者のほうも除草をとった業者がなかなか着工に至らなかったということで非常に議員さんだけではなくていろんな地元からも苦情がきておりました。最終に終わったのはおっしゃるとおり12月過ぎていましたので今回の補正で落とすというかたちになっております。

最後の被災宅地においては今申込みが3件ほどあってまして1件は完了しています。あと2件に関しては非常に今やはり高額な金額になるところもありますのでやっぱり自分の負担金と自分方の財布と見合わせながらいろんな工法等が何かいいものがないだろうかというかたちで考え

ておりますので、今年度完了は1件だけということで残りの2名の方においてはこれは令和5年度までありますのでまた予算審議でもしていただくとおと思いますがあと2名の方は令和5年度のほうの予算に計上させていただいてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 確かに災害復旧工事とかで実際農地の災害復旧工事といううちの近所もやっています。年度末まで間に合うかどうかわかりません。結構そんな大したあれではなかったと思うのですが結構期間も掛かっています。そういう事情があるのは分かるのですがやはりグリーンロードとかファームロードですね。結構よそから来たバイクなんかも通るようなところで見通しも悪くなる。これはもう事故の原因になりますよ。やはり地域の方が言われているのがやっぱり優先順位というのを考えてほしいと。やっぱりそういう優先順位でやってもらいたいし、もういよいよそこまでも請負要は土木業者とか建設業者の力がないのであればほかの方法を考える必要があるのではないですか。やっぱりその町道愛護費とかももう10倍ぐらい地域に出して切ってもらおうとかやっぱそういうことも考えていかないといけないのではないかと思います。それで来年度はもう大丈夫で大体9月ぐらいまで切り終わるならいいのですけれど、また今年みたいに11月、12月になっても完了しないというのは問題ではないかと思いますがその辺どう考えますか。

建設課長（小野昌伸君） おっしゃるとおり本当に除草作業の一番の目的は交通事故防止。これが一番なのでしっかりと来年はもう草が枯れる頃ではなくしっかりと責任を持って業者に指導していきたいと思っております。あとは優先順位的にはもう災害の優先順位というのはみんな一律なので地元からも「まだうちはこないの」というかたちでたくさん言われておりますが、なかなかやっぱり業者の能力等々もありまして一概には言えませんがしっかりとみんな平等に扱っていきたいと思っておりますので今後とも頑張りますのでよろしくお願いします。

5番（児玉智博君） 最後になりますけどファームロードで今電柱が建っていています。恐らく神戸物産ではなくて小国町おこしエネルギーがしたのだと思いますけれど、電柱を建てると同時に雑木とか草もきれいに刈ってしまっているのです。あっという間に。民間でできるのです。町ができないはずはないのでしっかりしていただければと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

3番（穴見まち子君） 25ページの委託料。乳ガン検診と妊婦一般健診委託料、総合健康診査委託料はどれくらいの方が利用されているか。それと乳ガンは年代別の方を知りたいと思います。

町民課長（宮崎智幸君） まず乳ガン検診につきましては、希望者800人に対して今年578名の方が受けられております。率にしまして72%。それから妊婦一般健診委託料につきましては、50人に対して28人。約56%の方。それから総合健康診査委託料につきましては、255人に対して171人ということで67%の方が受けられております。年代別の部分につきましては

今数字を持ち合わせておりません。

3番（穴見まち子君） 妊婦一般健診委託料とあるのですけれども、この方たちの年代別の人数それも一緒にお願いしたいのですけれども。分からないですか。

町民課長（宮崎智幸君） この部分につきましても年代別。恐らく妊婦一般健診ですので20代、30代の方がほとんどの割合を占めるということだと思いますが、20代、30代、40代の方も一部おられるかと思いますが、その人数も今現在ちょっと持ち合わせておりません。申し訳ございません。

3番（穴見まち子君） この妊婦健診って今阿蘇にはないので、どの辺りの病院で健診されているというのはわかりますか。

町民課長（宮崎智幸君） 今出産につきましては日田の病院が多いです。それから市内近郊。大体そこの割合で半々ぐらいの状況になっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

33ページ。教育費の4新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、通学費補助金とあります。これは恐らくコロナの中でバスの乗車を控えるというようなかたちで保護者の方が登校を送るといふか送迎をするというようなかたちに出る補助金かと思いますが、今年度の実績それからコロナも今少し収束状況であります。現状を教えてくださいと思います。

教育委員会事務局長（久野由美君） おっしゃるとおりコロナウイルス対策ということでバス乗車の朝登校の保護者の乗車協力ということで出している実績で減額なのですけれども、この実績については今持ち合わせておりません。大分バスのほうに乗せる保護者のほうが増えてきたなというところではあります。

2番（江藤理一郎君） これももうコロナが始まって3年続けていると思いますが、総体的に見て執行部としてはこの事業について来年度の予算をちょっと見たところ上がってないようですのでどのように見られているのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） バスの中での乗車で密にならないようにということで御協力いただきましたけれども、コロナのほうも大分落ちついてきましたしこの補助金のほうも来年度はないということで、来年度は通常どおり行っていきたくと思っています。バスの中では換気を行い通常どおりの運行を行っていきたくと思っています。

2番（江藤理一郎君） 利用者増えているのにやめるのですね。

教育委員会事務局長（久野由美君） 利用者が増えているというのは朝保護者が送る分が減ってきて。

2番（江藤理一郎君） バスに乗るのが増えているということですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） はい。

議長（松崎俊一君） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号、令和4年度小国町一般会計補正予算（第11号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第18、「議案第13号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集13ページ下段をお願いいたします。

議案第13号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第2号）をお願いいたします。1ページです。

令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千524万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2千331万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君） 小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。国民健康保険特別会計予算書の4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。今回の補正は一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費の増額補正を行うものです。

まず歳出については、款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費5千万円の増額補正です。主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け病院受診控えにより症状が重症化したことにより1人当たりの医療費が増加したことなどによるものです。

次に款の2保険給付費、項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費の補正額2千万円は、一般被保険者療養給付費の増額理由と同じく1人当たりの医療費が増加したことなどによるものです。

次に款の9予備費、項の1予備費、目の1予備費の524万6千円の増額補正は、財政安定化支援事業で措置された事業費分を予期せぬ保険給付費に対応するために補正するものです。財源につきましては、歳入の款の4県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金の保険給付費等交付金7千万円と款の6繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金の国保財政安定化支援事業繰入金524万6千円を充当します。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第13号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 御説明でコロナで受診を控えてそれがために重症化した人が増えたということで、なるほどそういうこともあるのかなというような気がしました。大体顕著に増えている年齢層とかあるいは性別とかそういうのがあれば教えてください。

町民課長（宮崎智幸君） 症状が重症化したことによるものというふうなのはあくまでも予想であります。それから前回全協のときにお示しましたように1件当たりの入院でいきますと7万933円金額が増えているであったり、外来でいきますと1件当たり589円増えているというような状況です。高額療養費につきましても入院で1万6千650円。それから外来につきましても3千円ほど増えているということで、この部分の1件ごとの分析までは今回は至っておりませんが全体としてはそういった数字が出ております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第19、「議案第14号 令和4年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集14ページをお願いいたします。

議案第14号 令和4年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和4年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

令和4年度小国町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ715万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課審議員（田邊国昭君） それでは、小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。予算書2ページにあります第1表歳入歳出予算補正歳入歳出ともに42万8千円を補正しております。内訳といたしまして予算書の4ページ、歳入の額としましては杖立水道に40万円、小藪水道1万8千円、市井野水道1万円の使用料としての歳入の補正を行います。同じ額としまして歳出の額、杖立水道に40万円、小藪水道に1万8千円、市井野水道に1万円の歳出の補正を行っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） これより議案第14号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号、令和4年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第20、「議案第15号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の14ページ下段をお願いいたします。

議案第15号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正
予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第2号）をお願いいたします。1ページです。

令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4千18万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課審議員（田邊国昭君） それでは、小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。予算書2ページにあります第1表歳入歳出予算補正歳入歳出ともに171万円の補正を行っております。次のページ第2表繰越明許費6千800万円の補正を行っております。

予算書では最後のページ5ページになりますが、歳出の額から説明させていただきます。まず光熱水費としまして70万円の補正を行っております。これは電気代の高騰と冬場の寒波の際に汚水の流入量が増えたことによって各ポンプの運転時間が増加したことにより電気代が不足することが予測されるための補正であります。

もう1点。農業集落排水事業の償還基金積立金としまして101万円の増額を行っております。これは熊本県により令和3年度に国庫補助金の対象事業で補助裏について起債の充当した経費に対してその起債の償還又は償還のための資金積立てに要する経費として対象事業費の6.5%を5年交付として交付されることになったため農業集落排水事業償還基金に繰入れを行うものです。

続きまして、繰越明許費の説明も行います。現在工事が行われております西里地区の農業集落排水事業の更新に係る工事及びその委託の経費を繰越明許費として計上させていただいております。工事は西里処理場の機能強化、電気設備工事、機械設備工事そして西里地区での11号と12号の中継ポンプ。それに合わせて西里地区処理機能強化の対策事業での現場技術者の業務委託こういう事業で今行われております。繰越しの理由としましては、新型ウイルス感染症の流行及びウクライナ情勢など様々な社会要因によって海外からの輸入規制そして国内においても工場の生産量の制限などにより部品の確保ができず納期の長期化により最終的な工期の延期が必要とな

るための繰越しとしております。

説明は以上です。

議長（松崎俊一君） これより議案第15号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第21、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により12月議会以後今日まで各研修会などに議員を派遣いたしましたので、御手元の報告書のとおり報告いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第22、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたらお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、行政報告をさせていただきます。

小国中学校、小国小学校の卒業式についてでございます。小国中学校卒業生が52名、3月4日の日に土曜日ですけれども行われました。それから小国小学校卒業生34名、3月23日の木曜日に行います。

続いて入学式でございます。小国中学校入学式33名を予定しております。小国小学校入学者52名の予定となっております。いずれも4月の11日火曜日の午前と午後に分けて行いたいというふうに思っております。また例年議員の皆様方にも御来賓の御案内をしておりましたけれども新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から昨年に引き続き卒業式及び入学式ともに来賓の御案内を控えさせていただきたいと思っております。御了承いただきたいと思います。

続きまして、令和5年度の職員採用につきましてです。令和5年度の新規採用者は一般職を5名、保育士を1名採用いたします。

それから、令和5年度の職員の派遣につきましてです。令和5年の4月から国土交通省に建設課宇野友康、熊本県に総務課明石隆真と建設課河津剛を派遣します。そして公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンターに町民課吉岡晃宏をそれぞれ派遣いたしたいと思います。相互派遣として国土交通省から1人、熊本県から1人、小国町に派遣をされます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議3時10分からです。

（午後2時58分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時09分）

議長（松崎俊一君） 日程第23、議案第16号から日程第29、議案第22号までは令和5年度小国町一般会計予算、特別会計予算及び水道事業会計予算でありますので一括して議題といたします。

去る3月2日議会運営委員会を開催し、新年度小国町一般会計予算及び特別会計予算等の取扱いについて協議した結果、各委員会への付託を省略し本会議で審議することとなりました。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、本会議で審査することに決定いたしました。

始めに渡邊町長から新年度骨格予算全般についての基本的な考え方を申し述べていただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） それでは、改めましてお疲れさまでございます。

私から令和5年度の骨格予算について概要説明ということで御理解をいただきたいというふうに思います。総務課資料（12）でございます。A4版です。また私の後に総務課長から全般的な説明。そして議長の一括審議ということでございましたので、またページを追っての御審議にあとが続くかと思いますがよろしくお願ひしたいと思います。また資料の説明ですけれども予算資料それぞれ総務課の所管、情報課所管、それぞれの所管がございますが御手元にあるかと思えますので御参照いただきたいと思います。

それでは、資料（12）をお開きください。まずは1ページ目でございますけれども予算の概要ということで表を載せております。一般会計の歳入と歳出でございますけれども令和5年度の予算額としての歳入の合計は51億1千200万円という部分となっております。前年対比で8億5千万円の差がございます。これは骨格予算という基本的な部分でございますけれども何が政策で何が骨格かという定義はなかなか明確なものがございませんので、どうしても4月から事業が発生するものまた国の補助事業の予算によるものがどうしてもそういったものを骨格に乗せな

いといけないというところもありますので少し金額も多くなっております。歳出も同じでございます。51億1千200万円ということになっております。

続きまして2ページでございます。円グラフを載せております。歳入予算の状況というところで割合です。また下のほうは歳出の予算の状況ということで割合を見ていただきたいと思います。

次のページ、3ページをお開きください。小国町の基金と地方債の状況でございます。令和4年度末見込みでございます。このようになっておりますので御参照をいただきたいと思います。

それでは、令和5年度小国町の主な取り組みということで5ページから少しお話をさせていただきます。骨格の予算の部分です。

まずは総務課です。防災消防機能の強化でございます。住民や観光客の皆様が安心して避難できる体制を構築するために、避難所標識及び避難所までの避難誘導標識等の整備を行います。また消防力の強化として小型ポンプ付の積載車の購入を行います。

財産管理といたしましては、町有財産を適正に管理するために固定資産管理システムによる固定資産台帳の管理を行います。公共施設の今後の維持管理についてまた検討をしていきたいと思っておりますし、遊休地の有効活用を引き続き検討させていただいて特に他団体利用町有地については売却も含めて働きかけに努めたいというふうに思っております。

政策課です。2021年3月に策定した「第6次小国町総合計画」に基づきまして、目指すべき町の姿を実現するため施策を進めていくほか、「第2期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標達成に向け新たな地方創生を目指し、関係各課と連携しながら施策の進行管理を行ってまいります。また小国町特有の地域資源である地熱と森林資源を活かしながらローカルSDGsの推進と地域循環共生圏構築に取り組みたいというふうに思っております。令和5年度に関しましてはデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして、旧西里小学校校舎の整備を行い地域住民の交流の場とするほか、加えてESD教育の拠点づくり及びテレワーク用の事務所としてサテライトオフィスとしての機能を持たせて、山村における新たな交流ビジネスモデルの実現を目指したいと思っております。人口減少対策といたしましては、引き続き地域おこし協力隊制度を積極的に活用し移住定住者の受入れ体制の充実を図ってまいります。

地域公共交通です。南小国町との連携をしっかりと行っていきたいと思っております。路線バスそれからじバス運行及び小国町内者向けの乗合タクシーの運行また小国郷ライナーの運行を柱に事業を進めていきたいと思っております。両町住民のニーズに合う事業となるように運行ルートの再考等と利用しやすい交通体系となるように努めてまいりたいと思っております。

ふるさと納税です。ふるさと納税に関しましては今後は小国独自の返礼品でございますけれども小国産の馬刺し等々開発を進めております。商品数を充実させることで寄附額の増加を目指します。また企業版ふるさと納税につきましては、企業へのPR等による働きかけを積極的に行いまして結びつきをしっかりと強めることで寄附へとつなげていくということが必要だというふうに

思っております。

地域エネルギーです。適切な規模、適切な手法による開発を推進し、環境保全と経済活動の両立これを目指さなければならないと思っております。また持続可能な発電とするための新たな机组といたしまして、事業者による地熱資源のモニタリング調査を実施いたします。データを一元化することで過度な開発や必要以上に地熱が消費されないよう、相互監視体制の構築これを地熱の協議会の中で検討をしております。

産業課でございます。農業振興につきましては、21年産米の豊作による在庫それから新型コロナウイルス感染症による外食需要低下等により米価の下落が続いております。農家にとって厳しい状況が続いているような状況でございます。「中山間地域等直接支払交付金事業」そして「多面的機能支払交付金事業」これ1年間で約9千万ほどありますけれども継続して取り組んで持続的な農業経営の支援と中山間地域の集落営農と農村集落の維持保全をこの二つで支援をしていくというところが軸になってまいります。また農業共済組合が取り扱う「収入保険」こちらに加入する費用の一部を町としても今考えておりまして、農業者の経営安定を図ってまいりたいというふうに考えております。

畜産振興です。小国ジャージー牛乳の更なるブランド化これも必要だと思います。肉用牛の増頭と産地維持を推進してまいります。本年度も家畜改良増殖を目的とした「家畜改良事業補助金」、肉用牛の産地維持のための増頭・牛群改良を行う「産地維持対策事業補助金」の事業を実施いたします。また「受精卵移植推進事業」も実施しまして繁殖経営においては家畜改良増殖による経営の安定を目指して酪農経営におきましては副産物である子牛の販売収入を増加させることこれで経営の安定を図ってまいりたいと思います。さらには耕畜連携による飼料づくりの推進等、自給飼料確保の取組についても支援を行っていききたいなというふうに思っております。

次に担い手の対策につきましては、農業従事者の減少と高齢化などによる農業担い手不足の対策といたしまして、国の事業を活用しながら新規の就農者に対して一定期間の支援を行い担い手を育成してまいりたいというふうに思っております。また法人化による地域営農組織の構築や集落内で担い手を育成確保するなど将来像を見据えた計画を推進してまいります。

循環型農業でございます。「薬味野菜の里小国」の運営につきましては、出荷協議会員の方たちが高齢化しております。新たな会員の確保も努めなければならないというふうに思っておりますし、施設の経営安定化を図りまして町民の所得向上、生きがいの場の提供これを創出することが非常に大事だと思いますので多くの町民の皆様に関心される施設運営を目指したいと思っております。また食品残渣を活用した小国堆肥の製造・販売に継続して取り組んでまいります。

有害鳥獣対策です。毎年最近では約1千200万円ほど予算を使うようなかたちになっておりますけれども、被害に関しましてはこれも高齢化や後継者不足等による荒廃農林地の増加に伴い深刻な問題となっております。本年度も引き続きまして電気牧柵の一部補助を実施するとともに駆

除許可に基づいた捕獲したシカ、イノシシに対して補助を行います。また「有害鳥獣駆除補助金」及び「鳥獣被害防止総合対策事業補助金」のほか猟期に捕獲したシカ、イノシシに対し助成金を支払う「野生動物生息数適正管理助成金」等を実施いたしまして捕獲による絶対数の減少に努め防除と駆除この二つの両面から被害防止を目指したいというふうに思っております。

次に林業振興に移ります。まずは林業振興におきましては皆様方も御存じだと思いますが阿蘇くまもと空港の天井。これが小国杉で造られております。非常に素晴らしいというふうに聞いております。3月23日だったですかねオープンをしたいと思いますですが私も23日に空港に行く予定にしております。非常に宣伝効果が高いのではないかなというふうに思っております。小国林業の活性化と森林の持つ公益的機能の維持増進を図るために、県事業や森林環境譲与税を活用して「林業の成長産業化」と「森林資源の適切な管理」の両立を目指します。また「主伐促進支援事業」「再造林支援事業」そして「集約化除伐支援事業」「若齢林間伐促進事業」を実施しまして持続可能な山林への転換を図りたいというふうに思っております。林業の担い手につきましては世代交代が急がれておりますけれども「新規林業担い手育成支援事業」そして「林業担い手雇用促進支援事業補助金」とか「林業担い手機械導入支援事業」などこのような事業を実施しまして施業効率化に取り組んでまいりたいというふうに思っております。小国材の販路拡大を推進するために「小国材使用建築物支援事業」にも引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。また木育事業におきましては「ウッドスタートプログラム」を軸に、やはり小国杉の良さをこれを広めていって付加価値を高めてまいりたいというふうに思っております。

情報課です。情報発信の部分につきましては皆様方に御案内したとおり多チャンネル放送につきましては令和5年度より廃止をしますけれども、情報発信につきましてはこれからも株式会社エフエム小国の「おぐにチャンネル」それから「エフエムラジオ」番組制作委託などを通じまして小国での身近な暮らしの情報をしっかりと皆様方に伝えてまいりたいと考えております。

商工観光です。オーバーツーリズムの解消事例であります「鍋ヶ滝公園」の予約決済システムを始め、観光の目玉となる観光地をさらにブラッシュアップさせていきたいというふうに思っております。物価高騰対策につきましては、本年8月まで利用可能なお買物券を住民の皆さんに配付しておりますけれどもこれを利用することによる登録事業者への経済循環を図ってまいりたいというふうに思います。これからも商工観光の振興のためタイムリーに取り組んでいきたいと考えております。併せて北里柴三郎博士が新千円札の肖像画に採用される気運このチャンスを商工業にまた農業もそうですけれども農林業にリンクしましてその相乗効果を観光客の増加そして商店街の活性化、地域の活性化につなげてまいりたいというふうに思っております。

北里柴三郎博士の顕彰ということでは昨年にひ孫でいらっしゃいます北里英郎先生をお迎えすることができました。非常に大きな事業だというふうに思っております。また昨年から建設しております「シアターホール」につきましても先ほど説明がありましたとおり6月から8月という

ところで完成して、その中には非接触型の最先端のデジタルコンテンツを導入いたしまして新たな観光拠点の一つとなることを想定しております。一般社団法人学びのやの里をはじめ北里大学、熊本大学、様々な団体と連携をいたしましてより一層顕彰事業に取り組んでまいりたいというふうに思います。具体的には啓発用のテレビ番組、PRCMの作成、オープン式典の開催などによりしっかりと1年間を通して盛り上げていきたいというふうに思っておりますし、町外だけではなく町内外に向けてしっかりと盛り上げを行ってまいりたいというふうに思います。

建設課でございます。先ほど私がお話しましたとおり国土交通省から来年度は1人こちらのほうに来ていただくところになります。それによってまた国交省とのパイプが大きくなるのではないかなというふうに考えておりますが、建設課といたしましては恒常的に適宜道路維持、住宅管理それから災害復旧事業、災害復旧費等々を使っていろいろ様々な事業を展開してまいりたいというふうに思います。

水道事業におきましては、老朽化いたしております北里地区及び帯田地区の配水管の布設替工事を実施したいと思います。

また農業集落排水事業につきましては、西里地区の農業集落排水施設の改築更新工事を実施いたしたいと思います。

税務会計課です。地籍調査におきまして大字西里の一部の閲覧そして地籍簿（案）と地籍図の作成を行ってまいりたいと思います。また大字上田と北里の一部地区の調査を行いまして一筆地調査ベースでの進捗率は小国町全体で85%となる予定でございます。

また地方自治の基盤である税を確実に確保するために、課税・徴収を行ってまいりたいというふうに考えております。

町民課の住民部門のところですが、住民の皆様が抱える不安を少しでも取り除きまして、安心した暮らしを支えるため総合的な住民相談窓口業務の充実を図ります。また消費生活相談につきましては、南小国町との広域連携によりまして住民の利便性向上に努めてまいりたいと思います。

次のページをお願いします。戸籍・住民窓口業務につきましては、届出受付や異動処理、マイナンバーカード関連事務処理を適正に執行して、住民の皆様が気軽に来庁できるように住民の皆様に対するサービスの向上に努めてまいりたいというふうに思います。

人権啓発につきましては、隣保館交流促進事業や人権啓発フェスティバル、人権啓発セミナーの開催、人権カレンダーの作製、男女共同参画社会推進事業に取り組んでまいります。

環境保全・環境衛生に関しては、阿蘇広域行政事務組合と連携して実施をいたします。また浄化槽設置整備事業に継続して取り組んでまいりたいというふうに思います。

町民課の福祉部門です。本年度は、第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の振り返りを行うとともに第5次の計画を策定します。また高齢化が高い水準で推移しておりますけれども高齢者の社会参加を推進してまいりたいというふうに思っております。また社会福祉協議会や民生委員

さん等の連携をしていきまして、ひとり暮らしの高齢者や障害者などの支援そして避難行動要支援者の適切な登録処理等々に努めてまいりたいと思います。

障害者福祉です。障がい者基本計画第5期計画を策定いたします。また障害のある人が地域で安心して暮らしていけるように相談支援体制を充実させていきまして、障害福祉サービス等への支援につなげ障がいの特性に配慮した細やかな障がい者福祉施策を進めてまいりたいと考えております。また療育支援体制整備事業を阿蘇圏域の自治体それから関係団体と連携をしながら支援活動を行ってまいります。

高齢者福祉・介護保険でございます。本年度は第9期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定いたします。「すべての高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができる支えあいのまちづくり」これを基本理念として、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために地域全体で支え合う仕組みづくりを推進してまいります。一人一人がいつまでも健康でより充実した生活を送ることができるように各事業に取り組んでまいりたいと思います。

児童福祉です。多様化する保育ニーズに対応するために、一時預かり事業や放課後児童クラブなどの子育て支援施策に取り組みまして、切れ目のない子育て支援体制を目指したいと思っております。また令和4年度から新たに開始しました出産・子育て応援給付金のほか、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、多子世帯への出産祝い金など、子育て家庭やひとり親家庭への経済的な支援を継続して実施してまいります。

次のページをお願いします。健康づくり・予防接種でございます。全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が必要であるところから、全ての妊婦・子育て家庭に寄り添いまして、身近で相談に応じまして関係機関とともに情報を共有しながら出産・育児の見通しを立てるための面談や情報発信・相談を通じて必要な支援につないでいくということが必要になってまいります。また産後ケアにも取り組んでまいります。疾病予防の取組といたしましては、やはり健診をより受けやすい環境づくりに努めまして、受診率の向上に努めたいと思っております。また生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置いた保健事業を実施してまいります。歯科保健の取組といたしましては、歯科健診対象者の年齢の幅を拡大いたしまして、併せて歯周病予防に向けた情報発信等々を実施してまいります。

国民健康保険につきましては、依然として1人当たりの医療費は増加傾向が続いている状況でございます。国や県のインセンティブ制度への取組により財源の確保を図りながら、今後も健全で安定した適正運営に努めてまいりたいと思っております。

後期高齢者の医療費についても1人当たりの医療費は同じく増加傾向にあり、令和7年以降はさらに増加することが予測されております。住民健診や人間ドックの受診勧奨、歯科検診を実施しまして生活習慣病の重症化予防に取り組んでまいります。また「元気クラブ」など通いの場を

活用したフレイル予防・健康相談や体力測定の実施等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防との一体的な実施を推進してまいります。

次のページです。保育園に関しましては、子供たちが健康で安全に情緒の安定した生活が送れるよう、家庭との連絡を丁寧に行いながら一人一人の成長を育んでいきます。また保育士や友達と一緒に豊かな経験を重ねる中で基本的な生活習慣や仲間づくりを大切に行う保育を行います。

子育て支援拠点です。保護者の子育て中の不安や悩みを受け止め、子育ての楽しさを共有できるよう育児支援を行います。また保護者や子供たちが交流できる場を提供いたしたいと思います。

最後に教育委員会事務局になります。学校教育に関しましては小中一貫教育によるおぐに型教育を推進し、学びの保障と学力向上、国際化、情報化に対応する教育や地域との協働活動の充実を目指します。またスクールバスの柔軟な運行や安全な給食提供と食育、寄宿舎運営などにより子供たちの学校生活を支援してまいります。また学校運営協議会を中心に関係機関と連携を図りまして子供たちが郷土に誇りを持ち、心身ともに健やかに成長できる教育環境づくりに取り組んでまいります。また小国高校の魅力化を図る取組についても小国郷の両町で連携を続けてまいります。

最後のページになります。社会教育です。地域と学校が連携・協働しまして、子供たちの成長を支える地域学校協働活動の更なる充実を図ります。放課後子供教室、地域未来塾の開催、見守り活動、学習支援、授業支援、環境整備などの活動をしっかりと推進します。生涯学習推進の観点からは、町民の読書活動を推進しまして、たまり場について協議しまして町民の生きがい・居場所作りを進めてまいりたいと思っております。社会体育では大きな動きといたしまして、中学校部活動の地域移行の準備委員会こちらで協議を進めてまいります。また体育施設等々につきましては、おぐに町民センターとともに予約システムによる利用者の利便性の向上と適正な維持管理に努めてまいりまして、安心して安全な環境で引き続き多くの町民の皆さんが利用しやすい環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

文化振興におきましては、坂本善三美術館が中心になりますが東京の森美術館と連携いたしまして、コレクションリーディング「おぐに美術部と作る善三展with森美術館」を開催するほか、収蔵品の魅力を多角的に伝える展覧会を開催いたします。

また、町内外の人々と一緒に建物のメンテナンスに取り組む「柿渋座」や小国高校生との連携事業、そして小国小・中学校の鑑賞体験教室、おぐに木工展など、多世代の人々とつながりを作る事業を継続して行います。おぐに町民センターを学習活動や発表の場として位置づけ、引き続き関係団体を支援しながら町民の皆様の豊かな生活創造につなげていきたいというふうに思っております。

非常に長くなりましたけれども、骨格予算の概要を説明させていただきました。

議長（松崎俊一君） それでは、日程第23、「議案第16号 令和5年度小国町一般会計予算に

ついて」を議題といたしますが、本日は提案理由の説明までとし、質疑及び討論並びに採決は明日行うことといたします。以下、議案第17号から議案第22号まで同様といたします。

それでは、執行部より議案第16号の提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集15ページをお願いいたします。

議案第16号 令和5年度小国町一般会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和5年度小国町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊一般会計当初予算書をお願いいたします。1ページです。

令和5年度小国町一般会計予算

令和5年度小国町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億1千200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、10億円とする。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1） 各項の計上した給料・職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、予算書をお願いいたします。

第1表としまして、2ページから6ページに歳入歳出それぞれ款項の区分及び金額を記載しております。

7ページは、第2表債務負担行為として、機器等の令和5年度からのリース期間や限度額が記載してございます。

8ページは、第3表地方債として起債の目的、限度額等が記載してあります。

9ページから10ページは、歳入歳出の予算事項別明細書となっております。

それでは、予算書の中身に入りますが総務課資料（13）で説明をしたいと思いますのでお聞き願います。また各課から工事請負調書、委託業務調書、補助金調書、負担金等調書を予算資料として配付してございますので参考にしていただきたいと思います。

それでは、歳入のほうから順次説明させていただきます。

一般会計補正予算の歳入です。資料の（13）を御覧いただきたいと思います。

一般会計当初予算状況の歳入です。町長から説明もございましたが今回の予算は骨格予算でございますので、前年度の増減率につきましては参考として聞いていただきたいと思います。

歳入総額は51億1千200万円です。主な内容を見ますと1町税が前年比で0.2%、1千万円の増で計上しております。たばこ税、固定資産税の増加が主な要因です。

2地方贈与税が前年比で5.4%、535万5千円の増で増計上しております。森林環境譲与税が増加したものです。

7地方消費税交付金も前年比で6.2%、800万円の増で計上しております。

10地方交付税は前年比2.9%、7千万円増で計上してございます。普通交付税が5千万円、特別交付税は2千万円の増と見込んでおります。

12分担金及び負担金は前年比5.7%、148万6千円の減。

13使用料及び手数料は前年比で4.2%、656万1千円の減で計上しております。光ファイバー使用料の減が主な要因となっております。

14の国庫支出金から21の町債までは骨格予算の関係での計上となりますので、6月議会に追加変動がありますので説明は省略させていただきます。各項目の主な増減理由を御覧ください。

次に、歳出について説明させていただきます。

2ページの歳出（目的別）と書かれた資料をお願いいたします。

歳出総額も51億1千200万円です。目的別に各項目で前年度に対しましての増減額の大きなものを説明させていただきます。

まず議会費です。ほぼ前年度同額で計上させていただいております。

次に総務費です。1億3千66万3千円の増額で計上させていただきました。主な増額の部分

を説明いたします。一般管理費の職員給が1千877万8千円とSDGs費推進費で旧西里小学校サテライトオフィス化に関する工事費、委託料、人件費として1億1千55万7千円増額となっております。これは国の交付決定が4月になされる見込みで当初予算として計上する必要がございますので、当初予算から計上させていただき増額となっております。選挙費が合計で2千481万1千円増額となっております。選挙費につきましては、県議会議員、町長、町議、県知事選挙費の増額となっております。

次に3民生費です。4千859万6千円、4%の減額で計上させていただきました。障害者福祉費と老人福祉費の減額が主な要因となっております。

4衛生費につきましては3千279万3千円、9.9%の減額で計上しております。予防費の新型ワクチン接種委託料とインフルエンザ接種予防委託料と清掃総務費で阿蘇広域行政事務組合に対する負担金が減額になったものです。

5農林水産業費につきましては1千513万8千円、4.7%の減となっております。林業総務費の地域おこし協力隊費と治山事業費の単県治山工事費の減額が主な理由となっております。増額分は中山間地域直接支払交付金事業費補助金と有害鳥獣駆除補助金を増額しております。

6の商工費では227万1千円の増額で、主な増額理由は北里柴三郎博士顕彰費が4千322万2千円の増額となっております。これは周知啓発用テレビ番組作成業務委託料、PRCM作成業務委託料1千500万円が計上されております。テレビ、PRCMとも年度当初からの取りかかりが必要となっておりますので当初予算から成立計上させていただいております。

7土木費では3億9千764万8千円の減額となっております。骨格予算のため道路改良費等を計上しておりませんので減額となっております。

8消防費では87万7千円の減額で計上させていただいております。団員報酬費を通常経費分として減額したことで阿蘇広域行政事務組合の負担金の減額が主な原因となっております。

9教育費では121万円の減額で計上させていただいております。減額の主な原因は新型コロナウイルス感染症対策費の減額が主なものとなっております。学校給食センターの光熱水費が価格高騰のため増額となっております。

10災害復旧費につきましては5億711万1千円の減額となっております。主に令和2年7月豪雨に関する災害復旧工事の発注が済んだものによる減額となっております。

11公債費、12諸支出金、13予備費につきましては説明を省略いたします。資料の右側主な増減理由を参考にさせていただきたいと思っております。

3ページは歳出の状況を義務的経費、経常的経費、投資的経費と性質別にまとめております。

4ページは起債の予定一覧表を付けております。

以上、簡単ではありますが、今回の令和5年度小国町一般会計予算の概要説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君）　続きまして、日程第24、議案第17号から日程第29、議案第22号までの説明をお願いしたいと思います。なお、始めに渡邊町長から議案第17号から22号までの議案集の朗読をお願いします。その後各課長から説明をお願いします。

町長（渡邊誠次君）　それでは、お願いいたします。

議案集の15ページ下段をお願いいたします。

議案第17号　令和5年度小国町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和5年度小国町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長　渡　邊　誠　次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書をお願いいたします。1ページです。

令和5年度小国町国民健康保険特別会計予算

令和5年度小国町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9千686万1千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条　地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円とする。

令和5年3月9日提出

小国町長　渡　邊　誠　次

でございます。

次に、議案集16ページをお願いいたします。

議案第18号　令和5年度小国町介護保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和5年度小国町介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長　渡　邊　誠　次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書をお願いいたします。19ページです。

令和5年度小国町介護保険特別会計予算

令和5年度小国町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9千464万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3千万円とする。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集16ページ下段をお願いいたします。

議案第19号 令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書をお願いいたします。43ページです。

令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度小国町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千915万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集17ページをお願いいたします。

議案第20号 令和5年度小国町簡易水道特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和5年度小国町簡易水道特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書を願ひいたします。53ページです。

令和5年度小国町簡易水道特別会計予算

令和5年度小国町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ726万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集17ページ下段を願ひいたします。

議案第21号 令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書を願ひいたします。63ページです。

令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計予算

令和5年度小国町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7千222万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5千万円とする。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、次に議案集18ページをお願いいたします。

議案第22号 令和5年度小国町水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和5年度小国町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君） 予算の説明に入ります前に町民課資料（3）ということで町民課に所管します三つの特別会計の被保険者数等の資料を配付させていただいておりますので、併せて御参照いただきたいというふうに思います。

まず議案第17号、令和5年度小国町国民健康保険特別会計予算の概要について説明させていただきます。特別会計予算書の2ページから4ページ、第1表の歳入歳出予算をお願いします。

まず3ページの歳出でございます。

主なものを説明させていただきます。款の1の総務費は事務費でございます。592万3千円、対前年度比で2.2%の増となっております。2の保険給付費これは医療受診に係る給付となります。医療費の推移等をもとに算出をしております。保険給付費総額で7億9千464万6千円。対前年度比で7.6%の増となります。次に3国民健康保険事業費納付金です。こちらは県への納付金となります。この納付金の財源は保険税軽減補填のための繰入金等で賄うかたちになります。令和5年度においては2億6千264万7千円の納付金額を見込んでおります。次に款の6保健事業費です。人間ドックや特定健診、特定保健指導等の予算2千111万7千円を計上させていただいております。県の補助金等も活用しまして引き続き健診未受診者対策、受診率の向上等の事業を進めてまいりたいと考えております。以上、歳出総額で10億9千686万1千円でございます。

続きまして、2ページの歳入でございます。

歳入に関しましては、歳出予算に対しましての必要な財源となる予算を計上させていただいております。主なものを説明いたします。まず款の1国民健康保険税です。先ほど歳出で説明しましたが県が示す事業費納付金こちらを納める上で必要となる保険税額について予算計上ということになります。被保険者数の減少等も考慮しまして保険税総額として2億1千900万6千円、対前年度比で6%の減ということになっております。次に款の4の県支出金でございます。この中には歳出の保険給付費の大部分を支払うための保険給付費交付金の普通交付金や保険者努力支

援分等の特別交付金が含まれておりまして総額で8億698万7千円、対前年比で6.9%の増ということになっております。次に款の6の繰入金6千909万1千円でございます。この中の一般会計繰入金6千303万4千円では、保険基盤安定繰入金や制度上のルール分とされるものを計上させていただいております。また基金繰入金は令和4年度に保険税の算定方式を4方式から3方式に変更したことに伴う緩和措置分として積立てた財政調整基金605万7千円の繰入れを計上させていただいております。以上、歳入歳出ともに合計で10億9千686万1千円の予算総額となります。前年度比としまして4千879万5千円の増額。率にしまして4.7%の増加ということになります。

国保特別会計予算についての説明は以上となります。

続きまして、議案第18号、令和5年度小国町介護保険特別会計予算の概要について説明させていただきます。それでは、予算書20ページから21ページを御覧ください。

21ページの歳出でございます。

主なものを説明させていただきます。款の1の総務費です。こちらは事務費になりますが1千458万1千円、対前年度比で7.6%の増となっております。次に款の2の保険給付費で11億7万円です。予算全体の92.1%を占めるものとなります。対前年度比で1%の減となっております。次に款の3地域支援事業費5千640万5千円でございます。対前年度比で2.7%の減少となっております。次に款の5基金積立金2千万円につきましては繰越金を主な財源としまして基金のほうに積み立てる計画をさせていただいております。以上、歳出総額で11億9千464万7千円でございます。

続いて、20ページの歳入でございます。

主なものを説明させていただきます。まず款の1の保険料です。こちらは65歳以上の1号被保険者の介護保険料ですが予算全体の財源の調整等も考慮するかたちで2億409万5千円を計上しております。次に款の3国庫支出金、4の支払基金交付金、5の県支出金、7の一般会計繰入金につきましては、歳出での保険給付費、地域支援事業費の給付費に伴い算出されます国庫又は県の負担金、補助金等を計上してございます。次に款の8繰越金におきましては主に前年度の繰越金の一部を積み立てる財源などとして計上させてもらっております。以上、歳入歳出ともに合計で11億9千464万7千円の予算総額となります。前年度と比較しまして574万9千円の増額、率にしまして0.5%の増加となります。

介護特別会計予算についての説明は以上となります。

続きまして、議案第19号、令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計予算の概要について説明させていただきます。予算書の44ページ45ページを御覧ください。

まず44ページ歳入でございます。

主なものにつきましては款の1後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収分6千523万

1千円と普通徴収分2千795万7千円、合わせまして9千318万8千円を計上してございます。款の3の繰入金的一般会計繰入金ですが保険料の軽減分を補填します保険基盤安定繰入金3千803万3千円並びに事務費繰入金136万1千円、合わせて3千936万4千円となります。次に款の5の諸収入の主なものでございますが、項の3受託事業収入となります。これは後期高齢者の健康保持増進事業につきまして広域連合から受託されるかたちとなっておりますので、その取組に係る事業経費の収入ということになります。以上、歳入総額で1億3千915万7千円でございます。

続きまして、45ページの歳出でございます。

まず款の1の総務費につきましては本特別会計に係る運営事務費や徴収費としての経費の計上となります。次の款の2後期高齢者医療広域連合納付金でございます。徴収した保険料及び保険料の軽減分として補填された保険基盤安定繰入金と合わせた額について、負担金として広域連合に支出するものでございます。予算額として1億3千122万2千円でございます。会計全体の94.3%となっております。次に款の3の保健事業費でございます。ここでは健康診査であるとか歯科口腔健診等の経費として622万8千円を計上させていただいております。事業の一部を除きまして広域連合からの町の委託事業ということになっております。以上、歳入歳出ともに合計で1億3千915万7千円の予算総額となります。前年度と比較しまして409万3千円の減額、率にしまして2.9%の減額となります。

後期高齢者医療特別会計予算についての説明は以上となります。

建設課長（小野昌伸君） それでは、議案第20号、令和5年度小国町簡易水道特別会計の御説明をいたします。特別会計予算の53ページからになります。御存じのとおり小国町簡易水道特別会計におかれましては杖立水道、小藪水道、市井野水道の3施設の合計となります。令和5年度は歳入歳出ともに726万4千円を計上させております。対前年度比7.9%の増となっております。

以上、簡単ですが簡易水道特別会計の予算概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町農業集落排水事業特別会計、議案第21号になります。予算書の63ページからになります。

64ページをお開きください。総括としての歳入でございます。町債の歳入合計2億7千22万1千円を計上させていただいております。

65ページをお開きください。歳出でございますが、総務費、公債費の歳出合計も2億7千22万1千円となっております。これは予算総額は対前年度比15.1%の増となっております。昨年度からの施設の長寿命化や維持管理コストの低減を図るため西里地区の機能強化事業を実施しております。また6年度から企業会計の移行に伴う導入経費などが主な要因でございます。

69ページより歳入歳出予算明細となっております。

72ページ歳出明細でございます。一般管理費として1億7千671万1千円を上げております。このうち強化事業工事請負費として1億1千万円を計上させていただいております。

以上、小国町農業集落排水特別会計予算についての概略説明を終わらせていただきます。

議案第22号、令和5年度小国町水道事業会計予算になります。別冊をお願いいたします。

まず総括事項といたしまして、1ページ開けてもらえれば5年度の予定量を計上しております。給水戸数2千442戸、総給水量89万8千10立米となっております。1日の平均給水量2千460立米となっております。主な建設改良費としては、先ほど町長の御説明がありましたとおり北里地区、奴留湯から貝本、本村地区、帯田地区の老朽化の布設替を行います。工事費として1億1千万円予定しております。5ページからは予算調書等でございます。

以上、簡単でございますが、議案第22号、小国町水道事業会計予算の御説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） それぞれにありがとうございました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

（午後4時10分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

第 2 日

令和5年第1回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和5年3月10日(金曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和5年3月10日 午前10時00分

1. 散 会 令和5年3月10日 午後 4時11分

1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時 松 洋 順 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君 教 育 長 村 上 悦 郎 君

総務課長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君

政策課長 秋 吉 祥 志 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君

情報課長 村 上 弘 雄 君 税務会計課長 小 野 寿 宏 君

建設課長 小 野 昌 伸 君 町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君

建設課審議員 田 邊 国 昭 君 町民課審議員 中 島 高 宏 君

町民課保育園長 清 高 徳 子 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 5. 3. 10)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

昨晩はWBCで大盛り上がりだったというふうに思っております。これまでにラグビーであったりサッカーそれからオリンピックの各競技など日本人選手の活躍は素晴らしいものがあると思います。ただ今世界情勢といたしましてはウクライナでの侵略戦争それからアフガニスタン、中東、東南アジアでも紛争があっています。また日本の周辺の動きも注意しておかなければならないというふうにも思っております。個人的には日本人として平和の尊さであったり核兵器の廃絶などを私としては願ってやまないところです。

さて、本日は定例会の2日目でございます。ただいま出席議員は9人でございます。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。各議案とも昨日説明は終わっていますので、質疑及び討論並びに採決となっております。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「議案第16号 令和5年度小国町一般会計予算について」を議題といたします。

これより議案第16号について質疑に入りますが、質疑においては歳出から始め、その後に歳入に入りたいと思いますので、円滑なる審議の進行に御協力をいただきたいと思っております。

なお、歳出におきましては、款、項、目、節の項ごとに進めたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

それでは、早速ですが予算書の28ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出の款、項、目、節の項の1議会費。これは28ページから29ページ中段までとなっております。御質問がある方はお願いいたします。

5番（児玉智博君） 会議録デジタル化業務委託料について聞きます。これは要は最近ここ10年分ぐらいはPDFファイルでホームページから閲覧できるようになっていますので、これはデジタル化が進んでおりますので以前の紙ベースでしかない会議録をデジタル化するものだと理解します。それでどれぐらい前までさかのぼってデジタル化するのかお答えいただきたいのと。もう1点がデジタル化したものはどういうふうに公開するのか教えてください。

議会事務局長（時松洋順君） お答えいたします。

御質問にありましたデジタル化の事業につきましては、議員のおっしゃるとおりデータ化するものでございます。令和3年度から実施しておりまして、明治35年から昭和6年までその年に

終わっております。令和4年度今年度につきましては、続きまして昭和6年から昭和30年までのデータ化を今進めているところでございます。来年度につきましては引き続き昭和31年からのデータ化を予定しております。何年度までかというのは冊子によって容量がかなり違ってきますので、今のところまだいつまでというのは明確にはしておりません。データ化したものはDVDとして納入していただいておりますのでその公開の方法としては今のところまだはっきり決めておりませんが、そのデータをもとにホームページで公開することも可能になるのではないかなと予想しております。

以上です。

5番（児玉智博君） そのDVDにはどういうファイルで保存してあるのですか。PDFそれとも画像データみたいな。

議会事務局長（時松洋順君） 今は手元に資料ございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

議長（松崎俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。議会費。なければ進みます。29ページからこれちょっと長いのですけれども44ページまで総務管理費がございます。この中で質問ございましたらお願いします。

5番（児玉智博君） 31ページになるでしょうか。この印刷製本費はこれは広報おぐにでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

文書広報費の中の部分ですか。

5番（児玉智博君） はい。

情報課長（村上弘雄君） 印刷製本費219万2千円につきましては、広報の印刷製本費となっております。18万2千円程度の金額の12か月ということで予定しております。

5番（児玉智博君） これはもう以前同僚議員からも質問されていることではありますが、なかなか私も議会広報を作っておりますのでなかなかその広報を作るというのは大変なことではあるのですが、なかなか最近の広報の紙面というのは以前と比べてもちょっと見づらくなっているような気がするのです。きたら皆さん1回は目を通すのかもしれないけれども、なかなかそこに書いてあるのを自分の中に理解するというかしくいのではないかと思います。そういう紙面の充実であるとかわかりやすく見やすくするというのはこれは作成者の個人の責任になっているのか。それとも課として組織的に取り組んでいるのか教えてください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

紙面割りについてはもちろん担当はいますけれどもうちの課の全体としての構成等についての意見の場もありますし、また各課の中に広報の担当者もいらっしゃいますのでその部分では全体として構成しているということになります。近年といいますか県内の特に阿蘇管内の広報紙につ

いても毎月見ておりますのでその辺の紙面割りについての比較は内部ではしておりますが、カラー印刷が多かったりうちの構成としては隣町とよく似た構成になっているというのは思いますが、予算の関係もありますけれども今後その辺は財政的なものもありますけれども例えば写真をふんだんに使うとか色を使うとかそういう部分では検討の余地はあると思います。

以上です。

7番（西田直美君） 広報について続きなのですけれども、これは何部発行で1部当たり単価は幾らになっていますか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

ページ数が18から20ページぐらいで記事の内容次第で少し増減しますが基本20ページとして考えて、1回当たりが先ほど少し言いましたけれども18万2千600円の単価で配布部数については全世帯の3千300にあと公共施設、民間の銀行とか農協とか商工会とかそういうところにも配布できるようなかたちで印刷をしておりますが、今私が部数について何部というのは記憶しておりませんのでお答えできません。

単価というのはそれも確認しないとわかりません。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

40ページ。目の13地域情報基盤管理運営費なのですけれども1点だけ質問というか。要はおぐチャンでこの前議会でも勉強会をさせていただきまして映像部分、CS放送部分が4月から廃止ということなのですけれども機器等も更改しているのですけれども、可能性として要はおぐチャン10チャンネルをしたときに情報伝達方法としてあの中で複数チャンネルを設けることができないのかなと思うのです。例えば情報を見たい部分が極端に言えば10分間ずっと通して見てその中で1回流れてくると。その情報を待つのかあるいは見て側がこの情報この情報例えば2チャンネルでも3チャンネルでもいいですから分類ができれば見たいのを得られると思うのですけれどもそこはいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。私も本当にそのように思っております。課の中で話したかどうかちょっと別にいたしましても担当に実は調べさせました。単純に言うとなHKとかでデジタルを押したときに天気の部分が見られたりとかそれを町の情報としてどんとおぐチャンで載せられないかというお話だったのですが、それを例えばおぐチャンでデジタルdボタンを押して表示するという方法もできなくはないそうです。できなくはないそうですがかなりの金額が掛かると言ったところがありました。ですので私といたしましてはそこをどうにかできないかということも担当とお話をさせていただきまして、民放のチャンネルで契約をすればそれがかなり安い部分でできる。情報は町のほうで書き換えがどんどんできるということなので民報を使ってdボタンの情報をそれに小国町が出そうと思っている。情報を出すというのは

不可能ではないというところですので6月の補正の部分で載るかもしれませんが、そういったところの検討は是非とも進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） ほかに。

5番（児玉智博君） これは32ページになりますがホームページシステム使用料について伺います。このホームページですね。今私スマートフォンで小国町のホームページを開いているのですが新着情報が3月9日統一地方選挙のお知らせということで県議選とかあと小国町長選挙と町議会議員選挙の日程というのが出ているのです。私の体験をそのまま話しますと事前説明会が17日に予定されておりますので国の配付物にのってきていたので目を通してそれ回覧版でしたので次の家にすぐ回したのですけれども、後になってあれ何時からだったかなというので確認しようと思ってホームページに載っているかなと思って開いてみたのですけれども載っていないのです。確認なのですが結局このホームページに載せるものについては基準とかは定めてあるのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） ホームページについてはできるだけ町民の皆さんに行政情報を提供するという基本的なスタンスは御指摘の部分でありまして、新着情報の項目の部分は特にその中でも新しい情報を載せていくというスタンスでございます。やり方としては各課の担当が「これは町民に伝えないといけない」というような項目がありましたときはそこから伺いが上がってきまして最終的なうちの課のところに出てまいります。その中でたまにそこへの情報がちょっとタイムリーではなかったり前のやつがそのままアップされたりしたこともあります。ですので日頃からその部分はできるだけ古い情報は新着情報から削除して新しい情報を取っていただくということは広報の担当レベルにも伝えておりますが、今回はその件は選挙の事前についての御指摘の部分は確かに今後改善していかなければいけないと思っております。

5番（児玉智博君） 御指摘の部分というのがどういう御指摘を私がしていると理解されているかがちょっと私もわかりませんので、私が言いたいのは結局担当者が要は主観でこれは載せたほうがいいなという主観で判断。要は出発点が主観なわけです。ということは安定しませんよね。要はその前の担当者が「これは載せないといけない」というふうに判断して載せたのが翌年度担当者が変わりました。同じ情報だけどその人の主観では載せたほうがいいと判断しなかったら出てこないわけです。ということは安定しないのではないですか。そうではなくてやっぱりある程度の基準を決めて基準に基づいて出す情報というのを決めていかないと載ったり載らなかったりすると本当に町民の人困ると思うのです。例えばいろんな補助制度があつて要は前の年にその補助制度を活用したと。次の年もその補助制度を活用したいなと考えていてホームページに載っていたからホームページに載っているかなと思って次の年調べたら載ってなかったと。まだなのかなと思って1週間後また見たけれど載ってない。それで問合せたら「いやそれはもう締め切りまし

た」とかいうことだあってあり得るではないですか。やっぱり町民に迷惑かけますのでやっぱり載せる情報というのは個人の主観ではなくてきちんとした基準を設けるということが必要だと思いますがどうでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） 御指摘の部分は確かに選挙の話だけではなくて行政の町民へ伝えるべき内容について担当の感覚だけでやるということでは確かにいけませんので、毎週月曜日に課長会議を行っておりますがそのときは各課のその1週間のイベントとかその先に待っている大きなイベント等については各課の課長から今報告を受けております。その部分が例えばうちの課としてしっかりホームページや媒体として広報等に事前に周知ができていくかというのは今後は課長会議でも徹底していきたいと思っております。

5番（児玉智博君） いや課長会議になると結局課長さんたちの主観になるではないですか。そうではなくて基準を設けましょうよと。基準を。基準を設けたほうがいいのではないですか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

基準については行政情報の中でもイベントとか補助金のお知らせとかそういうのが当然おのずとその一つの項目として基準になっていくとは思いますが、確かにどれを載せてどれを載せないでというのは明確な部分は私が知る限りは基準化されてないかもしれませんので、それも含めて検討していきたいと思っております。

7番（西田直美君） 33ページになります使用料及び賃借料のところですか。庁舎駐車場借上料が120万円ですが、これは現在何か所で何台分になっていますでしょうか。

議長（松崎俊一君） 33ページ。

総務課長（佐藤則和君） 庁舎駐車場の借上料については、ここの敷地に隣接しています金性寺さんの駐車場を借りている分だけです。約40台の駐車場。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） 総務管理ほかよろしいですか。

議会事務局長（時松洋順君） 先ほど5番議員の答えができますので答弁させていただきます。データにつきましてはPDF文書データでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 引き続きその総務管理費の別のところで36ページです。まずこの地域活動交付金。これ大字協議会とか各組に対する補助金でございますが、交付基準がどうなっているか御説明をお願いします。

総務課長（佐藤則和君） 地域活動交付金につきましては、一世帯当たり2千850円各組に交付させていただいております。それと大字協議会については1協議会当たり2万8千円を交付させていただいております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） わかりました。

続いて、防犯灯LED設置補助金にちょっと関連して聞きます。子ども議会、中学生議会のときに防犯灯の要望がございました。それでそのとき総務課長が答弁されたのが小国町は各組が防犯灯を設置していると。それに対して補助金を町が出していますと。だから要は学校から保育園を通過して歯医者さんのところまで出てくる道路のことを具体的な事例として中学生議員が質問しましたけれども、結局私が何が言いたいかというのはそこをその組の責任でさせるというのはどうなのかなと。保育園や学校も近いしその通学路というのは組の子供だけではなくてもう町全体の子供が通学するわけです。だからまず一つは中学生の要望があつて総務課長はその組に話をしますと言いましたが、その後まず話しているのかどうか確認させてください。

総務課長（佐藤則和君） 今議員が言われました保育園の通りの町道につきましては教育委員会と確認しましたところ防犯灯も設置済みで、学校の生徒が言っているのはそこではなくてもうちょっと大字上田のある地域でございました。そこについて学校の先生に「どういったところを生徒は言っておられますか」ということで確認しましたらそういったところということで、その部長さんにお会いして「そういったお話が出ておりますので組辺りにそういった働きかけをしていただくと町のほうでは防犯灯の電気の支給と防犯等の連携の助成はできますけれども、柱等の設置が必要な場合はかなり金額も張りますけれどもその辺の協議も含めながら地域でお話を促していただいけませんか」という話はしてございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 実際私ほかからも話を聞くのです。その歯医者さんまで出てくる通りではないというふうに言われましたけれども実際その地域の方そのお家のお子さんが学童として通学路として利用されているお家の方からもやっぱり暗いという意見は聞いております。実際私も決して明るくはないと思います。全くその防犯灯が組の方が設置した防犯灯が付いていないかといえば確かに付いています。付いてはいるけれども確かに十分ではないのかなと今の子供たちにしてみればというような気がいたしますので、やはり私はその組が付けたのもあるけれどもきちんとやっぱり明るいように増設を町費で負担してしていくというのは私は必要なのではないかと思います。実際町としてはもう十分な明るさがあるという判断をされているのですか。

総務課長（佐藤則和君） 現地を教育委員会とも確認しましたし学校の先生にも協議しましたら「もうあそこは設置済みですので、その話題は今上がっておりません」ということでしたので学校に確認しましたら先ほどのような地域の話が出てまいりましたのでその地元にはそういった設置についてお願いをしているところでございます。その保育園の通りについては役場内でも1回協議しましてスクールゾーン的な部分で「設置が必要であれば別立てにルールを作って設置をしようか」という話まで持っていきましてその上で学校と協議したのですけれども学校は「そこはもう解決済みだからいいのではないのでしょうか」と一先生の話でしたからそれでよかつ

たかどうかというところはまだ疑問が残るところもあるかもしれませんが、暗ければもう一度特にスクールゾーンと言われる部分でありますからもう1回夜にでも行って確認をしたいと思っています。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 小国町全体ですと需要と供給のバランスがあると思います。確かに子供たちは小学生の低学年だとそんなに暗い時間に行動するということはないかもしれませんが、中学生、高校生になりますと可能性がだんだんとあります。先ほど総務課長が言われたとおりスクールゾーンに関しては少し考え方を改めて町のほうも柔軟に考えていく姿勢で今話をしている途中でございますので、その部分ではもちろん地域の方々との整合性を考えていかないといけないと思いますので、もう皆さん今の現時点では電気代についても御負担をいただいているわけですからその部分でもしっかりと考えながら考えを進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。総務管理費。

2番（江藤理一郎君） 35ページ。負担金補助及び交付金の地方バス運行等特別対策補助金それから小国郷コミュニティ交通事業負担金こちらについては小国郷ライナーそれからにじバスそういったところの負担金補助金になるのでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） お答えいたします。

地方バス運行等特別対策補助金それに小国郷コミュニティバス交通事業負担金につきましては、議員おっしゃるとおりの路線バスとコミュニティバスの補助金となっております。

2番（江藤理一郎君） 確か小国郷ライナーは冬場になると1、2月が運休しているというふうに聞いております。また現在運行している曜日に関しても火、金、土、日、祝日で運行しているというふうに聞いております。やっぱり住民の方からお話があるのが病院に通院する方。冬運休していると通院に熊本市内とかあちらのほうに行く方々がちょっと不便であるということと、あと小国高校生も人数は少ないかもしれないのですが卒業してそれから卒業手前とかで冬場に熊本市内のほうに行きたいとか買物に行きたいという高校生などもいらっしゃるということで「運休しているとそちらまで行く手だてがない」という声も聞いておりますので、その辺りのニーズの調査とかそういったところも。恐らく冬場凍結するので1、2月は運休させているとは思いますが、その辺りの調査をしているかどうかについてと。それから曜日につきましても祝日今運行しているのですが、祝日は乗る方がほとんどいないみたいでゼロのときが多いということですのでこういったところをしっかりと調べていただいて、せっかく運行しているのであれば月、水、金、土、日とかそういったところで祝日を除くところの運行も検討していただけるとどうかと思いますがいかがでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 御指摘ありがとうございます。議員おっしゃるとおりに小国郷ライナーにつきましては冬場はミルクロードを走行するということもありまして非常に凍結の度合いが高いということで運休をいたしております。利用者につきましても当然運休する間につきましては「何とか運行はできないか」というような御意見もいただいているところではございます。これが全てもうこのとおりにやらなければならないということではございませんので、ただ運行法上今のルートを通るということになっておりますのでもっと使い勝手のいいルートということになったときに果たしてそのミルクロードをこのまま走行するのがいいかということもありますが、どちらにしましても町民のために運行しているバスでございますので政策課としても上がってくる実績というか利用状況を見ながら運行状況が「これが本当にいいのか」とこの業務を請け負っていただいております運行会社様とも話をしながら最善のバスの運行を目指しているところでございますので今後の検討課題として十分取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 是非そういった検討を進めていただきたいと思っておりますし、また小国郷ライナーだけでなく産交バスもあると思っております。その辺のダイヤが被らないようにするというかこの辺りの検討もされているとは思いますが再度検討を公共交通会議等をお願いをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 総務管理費の43ページでございますが、委託料及び工事請負費で旧西里小学校関連の予算が合わせて約1億円出ております。まずどういったものなのか。サテライトオフィスというのが一体どういうものなのか。どういう使い方をされるのか。その効果はどういうものを期待されているのか教えてください。

町長（渡邊誠次君） 一旦概要だけ私のほうが説明をさせていただきます。西里小学校に関しては皆様方にこれまでもお話をしてきましたが、まずは屋根、外壁含めたところの修理をやらないと活用がまずできないできなくはないです。一部活用はできますが全体的に活用ができませんのでその部分を修復した上でなおかつその運営を進めていくと。修理をただけでは活用ができなければ修理しただけの建物だけの維持になってしまいますので、しっかりと西里の集落でまたサテライトオフィスその運営の仕方はまたお話をさせていただきたいと思っておりますが、その部分でしっかり運営していきながら修理をするといった部分も含めて少しお金が必要になってくるというところがあります。屋根だけの修理であれば多分2千万円程度であろうというふうに思いますが中に入っていて活用していただくという上ではやはりこのぐらいの金額が掛かるといった上で、もう一つまず大事なところはデジタル田園都市国家構想の交付金を活用してということで、約半分は国からの補助そしてそのあとの使った部分に関しては過疎債を適用させていただくことができるというところでございますので全体の部分からすると半分の3割。一般財源の

持ち出しはというところで考えております。あとは担当課長より御説明すると思ひます。

政策課長（秋吉祥志君） 議員御質問の利活用の内容につきまして御説明をさせていただきたいと思ひます。

サテライトオフィスというのは、都市部にございます企業がこちらのほうに出張の事務所というふうなかたちで部屋を借りていただいて年間利用していただくというふうを考えております。こちらのほうは今のところ3部屋程度を提供しようということ考えているところでございます。

それからコワーキングスペースというのがございますが、こちらについてはどなたでも時間的にお金を払えばそのスペースを利用することができる。単純に言ひますと幾つか机が中に入っておりますしてその机を時間貸しで借りていただく。当然その中でWi-Fi 辺りの環境も設備しておりますのでその中で自由に個人的な仕事をしていただくというときに利用してもらうスペースとして御提供していきたいというふうには思っているところであります。

それから旧家庭科室の分が今TOMOSというかたちでカフェスペースとして今後活用していかうということ今整備を進めているところでございます。こちらのほうは地域住民との交流を進めるまた地域住民の方たちが西里小学校を活用するという部分で利用していただくスペースとして御提供できたらというふうには思っているところであります。

以上です。

5番（児玉智博君） 今大体年間契約で3部屋。コワーキングスペースという部分が誰でも空いていけばでしょうけれど。いっぱいなら入れないけれどもいっぱいになることはないのかなと思ひけれど。お金を払って使えるということでありましたので要は収入も期待できるということであろうかと思ひますが、その3部屋を年間幾らで貸し出すのか。コワーキングスペースの利用者が大体年間でどれぐらいその期待されるのか教えてください。

町長（渡邊誠次君） その部分は課長からお答えしていただきたいのですが、現在今消防団が一部屋もう使用しております。ということでございますので地元の方それからさっき言ひましたようにサテライトオフィスということなので町外の方たちの交流の場としても考えられるのではないかなというふうには思ひますが。1点考え方としては実は西里小学校昔からプロジェクト様々やってきてもう全部なくなっているのです。多分10個ぐらいプロジェクトがあったと思うのですが。一番の理由はあそこで観光的な部分の考え方ができないということ収入をあそこで儲けようという考え方はなかなかやっばり難しいというところあります。ですので私が考えたのは地域の皆さんいろいろな地域の方たちの交流の場として。それから建物を維持管理するぐらいの費用を賄っていただける状態を作り上げていきたいなというところが実はあります。ですので消防団からももちろんお金はいただけませんが。皆さんの地域の公民館とか消防団の消防小屋いろいろあると思ひますがトイレを今からどういうふうには掃除していくとか維持していくとかそういったところも含めたところで、複合施設の中で管理、運営、維持をしていくという考え方も少し今からは考えてい

かないとなかなか難しいのではないかなというふうに私は思っております。ですのでまず一番先に実は消防団に入っていたいただいたようなところもあります。ですので今回はその西里小学校を使って消防団に入らせていただいておりますけれどもその維持経費も含めたところで全体の先ほど言った3社、4社の事業所の方たちからいただく家賃等々で運営ができていくのであればできるだけ経費を減らしてその地域のコミュニティの場として使っていただく。もう一つ、人件費も必要になってまいりますので地域おこし協力隊に入らせていただいて今運営をさせていただいているところでございますので、そういった考え方で西里小学校を今テラスプロジェクトを進めさせていただきます。

政策課長（秋吉祥志君） 議員御質問の収益の部分についてお答えしたいと思います。サテライトオフィスを3部屋ということですので一部屋を大体3万円から8万円程度。これ概算ですので最終的にはまた協議しながら決定していくと思いますが、そうなった場合の年間の賃料が180万円程度は見込めるのではないだろうかというふうに考えております。

それからコワーキングスペースの利用料ですが、今考えているのはリーススペース的なものではなくて会員制ということで考えておまして、10名程度の会員を獲得した場合ということで年間の契約料として156万円程度の収入が見込めるのではないだろうかというふうに思っております。

それからTOMOSのほうの使用料ですけれども、これは月に8回程度どなたかの団体が何かしら利用するというので1回2千円程度の使用料をいただくということで、これが1年間で約60万円程度を考えております。当然この金額だけでは施設の賄いはできませんのでそれ以外としましてはESD教育を行うようにしておりますので、そういうESDコンテンツの販売の収益とあとは西里小学校を活用しました体験型のイベントの収益辺りを取り組みながら年間の維持費のほうを捻出していければというふうなことで今計画をしているところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） この件について最後にしたいと思います。では年間の維持費というのが大体これからどれぐらい必要になっていくのかというのを教えていただきたいのと。このサテライトオフィスとかいうずっと何か活用する方法なんか委託していろいろされていて、そのときは何かキャンプがどうこうとかいう話も何か出てたやに記憶いたしておりますが要は地域の人たちとの交流ということでありました。ならやっぱりこのサテライトオフィスにしてほしいというのを地域の人たちが何かそういう要望があるのですか。地域の人。西里小学校で何かいろんなところの人たちと交流したいなというそういう要望が地域から出たということですか。

町長（渡邊誠次君） 御質問のお答えになるかどうかちょっと別といたしまして。私もずっと地域の方たちと話していきながらこのプロジェクトを進めさせてもらっております。その上で西里小学校を観光の場として動かすもう今までの従来どおりの考え方ですと基本的にはできませんとい

うお話も私のほうからさせてもらっております。結局のところあの西里小学校を活用させていただくということを最優先に考えると家賃収入で賄っていく部分が非常に安定して活用ができるだろうというところがありましたので、サテライトオフィスの提案は町のほうからさせていただきました。その上でももちろん全部賄うことはできないかもしれませんが、あの西里小学校は一つ防災の部分の避難所にも指定されております。避難所の指定の部分の場所自体が雨漏りしているといったところもありますので、その雨漏りを直さなければいけないというところもあります。複合的な考え方で今の提案をしているところではありますが、一つ私としては地熱活用協議会この5社で一部屋借りていただいて運営をまずはそこも考えたいというふうに思っておりますし、3社サテライトオフィスが入りますとその3社のサテライトオフィス自体の運営費はその事業所でもっていただくといったところになりますので電気代、ガス代等々が掛かればもちろんその事業所で御負担をいただくような通常の会社が一部屋借りて進めるような考え方としておりますので、そういったところで進めさせていただきたいなというふうに思っております。あとはお願いします。

政策課長（秋吉祥志君） 年間の経費の部分ですが、これはあの施設で3名職員を雇うということで給与も含めまして約1千300万円程度を考えているところでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほか質問。

5番（児玉智博君） それは人件費ですね。人件費だけで1千300万円ですか。それともほかのいろいろ消耗品費とか需用費とか修繕費とかあると思いますが、それも含んで何もかもで1千300万円ということでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 1人当たりの給与辺りを300万円程度に考えておりますので、施設の維持管理費ですね大規模な修繕等はないのですけれども通常の施設の維持管理費まで含めて1千300万円程度を考えているところでです。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

8番（松本明雄君） 関連してお聞きします。2千万円ほど屋根の修理に掛かるというような話ですけれども現状の屋根を修理する。だから谷は残すわけですよ。だったらまた雨漏りする可能性が出てくるのではないか。だから前の議員さんたちからもずっと西里小学校に関しては話が出ていたのですけれどやはりデザイン的には非常にいいと思うのですが、建物として谷の多い建物はやっぱり雨漏りするの当たり前ですからその辺もできれば検討していただきたいと思いません。

町長（渡邊誠次君） 松本議員がおっしゃられること私一番先に提案したときは「あの屋根を切りましょうか」というお話もさせていただきました。あのドームを。でもそんなことしたら絶対駄

目なのです。それはもうデザインを作られた方たちの思い、地域の思いがやっぱりしっかりその中に入っております。西里小学校はその思いの中でずっと通常の学校とかがだっただらすぐ倉庫とかにすればいいのですけれども倉庫にならない。それはなぜかという建物が主張している事柄が非常にデザインの大きいからという理由もあります。使いにくいというのも正直あるのです。地域的にも本当に単純に観光客の方がいらっしゃるような状況ができれば一番いいのですけれどもそれもできない。それを全て勘案させていただいてあの建物のかたちを維持していきながら修理をまずはするといったところを大前提に考えさせていただきました。谷が多いところに雨漏りをする。本当におっしゃるとおりだと思います。ただ私といたしましても今回その補助金を使わせて実質の負担金が1千500万円程度になると思います。その計算上でいくとですね。1千500万円で実質屋根の修理をさせていただいたというような考え方をさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

政策課長（秋吉祥志君） 松本議員御質問の雨漏りの件なのですが、今回の特に屋根に関しましてはその雨漏りということが長年言われておりますのでちょっと足場等を組んでおりませんので正確な状況というのは把握はできませんが、一番雨漏りが激しいというところは内側からでも確認ができておりますのでその部分に関しましては特にドームのトップライトのところではあそこは以前の様式ですと排煙の窓が開閉できるようなタイプになっておりましたのでやっぱり非常にその木部とサッシの部分の継ぎ目のところは漏水が起こりやすいということですので、今回の修繕ではそのところを全て塞いでしまっただけで一体化させることによって雨の浸入を防ぐということで雨漏りに関してはかなり重点を置いて工事のほうを行っていきたいという計画になっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） 次、進みます。ページが44ページからです。ページ44からページ46の下段までが徴税费です。質問ございませんか。

5番（児玉智博君） 徴税费に関してなのですが、新しく自動支払機が設置されたかと思いますが、その経費というのはどこに出ているのでしょうか。

税務会計課長（小野寿宏君） これは会計管理費の中に入っています。税務ではなくて。

議長（松崎俊一君） 次がページ46から48。戸籍住民登録費。これ次のページの中段ぐらいです。よろしいですか。

次進みます。ページ48からページ51。選挙費です。

5番（児玉智博君） 選挙費で特に町長・町議会議員選挙費の部分について聞きます。選挙運動に係る公費負担金ということで最初この制度を作ったときは1千万円ぐらいの予算と言われていたのが大体549万2千円になっていますので大体半分ぐらいまでは減ったかなというふうに思い

ますが、これは要するに議員の成り手不足の問題を何とかしなければならぬというところから
だったと理解しておりますが、やはりでも私が思うのが要は投票率自体が下がっている。選挙権
を行使する人が少なくなると。小国町長選挙、議員選挙というのはここ最近まだ80%は切
っていなかったと思いますので全国的には高いほうにはあるのだけれどもそれでもやっぱり下が
っていていると思うのです。選挙権を行使する人が減っているのに逆に被選挙権を行使する人
が増えるかというそんなことはない。やっぱりそういう政治とかに関心を持つ人が増えていか
ないと。だからもう投票率も上げないと。立候補者は増えないだろうと私はそう思うのです。
なかなか議員の成り手不足というところばかり議論しているような気がしてまずは隗より始め
よと思っているのですけれども。そこで確認はここ最近過去3回か4回ぐらいの投票率の推移と
いうのが年代別でどうなっているかわかりますか。

総務課長（佐藤則和君） すみません。今ここに数字がございませんので後で調べて報告させてい
ただきたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

次が51ページ、統計調査費。総務費の中の統計調査費です。よろしいですか。

進みます。次6番の監査委員費。これは51ページから52ページ上段。

5番（児玉智博君） 監査委員報酬について伺います。これ監査委員報酬というのは小国町は年額
で支払われているのですが、町村議会議長会が公表しておりますあれによりますとほとんどのと
ころが日額報酬を採用しております。小国町と年額報酬というのはあと一つか二つの町村しか
ないのです。そこで確認なのですが実際に例月現金出納検査と決算審査、定期監査というのが主で
すけれど、あとは住民監査請求なんかが出てくればもっと増えてくるかと思うのですが、その住
民監査請求がなかったとして日額報酬にした場合はこの53万円は増えますか、減りますか。

議会事務局長（時松洋順君） 小国町といたしましては日額報酬というのは定めておりませんので
ほかの市町村の報酬と見比べまして比較してみたところあまり金額的には変わらないというよ
うな部分がありました。

以上です。

議長（松崎俊一君） よろしいですか。次に進みます。次は少しボリュームがあります。民生費の
社会福祉費。ページ52から59までございます。

7番（西田直美君） 57ページです。負担金補助及び交付金の部落解放同盟小国支部補助金15
0万円ですが、これはここ3年間コロナでいろんな活動ができなかったと言って減額にはなっ
ておりましたけれど、そもそも部落解放同盟推進団体補助金というものは必要ないのではないかと
私はこの4年間言い続けているつもりですがこれをまた150万円。以前確か130万円ではな
かったかと思うのですけれども150万円と増額になって出した理由は何でしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） お答えします。

部落解放同盟小国支部補助金150万円につきましては今年度まで予算としましては170万円を計上させていただいております。議員が言われるようにここ2年間はコロナ禍において支部の活動がかなり減ったということでその実績に応じて補助金を交付しております。その関係で実際に昨年度でいきましても100万円程度の実績による補助金交付というような状況になっております。今年度はコロナの状況も少し収束が見えてきておりますし、活動をしっかりしていただきたいということで150万円を計上させていただいております。それから度々言われますようにこの部分の補助金については当然国民、県民、町民の責務として人権問題、特に部落問題についてはしっかり町としても啓発していく必要があるというふうに考えております。実際に昨年も小国町のほうで差別事象が発生しております。御存じかとは思いますがYouTube動画で小国のある地域を撮影してさもそこが部落であるかのようなYouTube動画が流れております。この件につきましても町としましては県それから法務局のほうに削除要請を行ってそういった動画は削除されましたが、まだ一部の記事は残っているというような状況があります。県内におきましてもまだまだ部落差別それから人権関係の差別という事象はたくさん行われているというような実態がありますので、町としましてもしっかりその部分には力を入れて支部の方にもしっかりその辺は勉強させていただいて啓発活動を行っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（西田直美君）　そういう事象があるというのは私も知っております。ですがこれは部落問題というのは人権問題の一つです。それ以外のところがいかにたくさんあるか。差別ってあらゆるところにあつてLGBTQもそう男女差別もそう高齢者差別も障害者差別もありとあらゆる差別があるということを考えたときに、ではこの部落解放同盟小国支部が部落差別を始めとするあらゆる差別の解消を目的とした活動を行う団体と言いますけれども特化していると思えないですよね部落解放について部落差別についてだけ。それ以外にLGBTQの研修とかそういうのに行っていますか。それとも男女共同参画についてその方たちが何かお勉強なさってらっしゃいますか。その辺のところをやっぱ偏ったところではいけない。幾ら差別解消は大事です。人権問題は物すごく大事です。ありとあらゆるところに大事なことを当該のもといわゆる被差別地域の方ということだけでも既に部落問題は解消しているはずで。それをいつまでも引っ張るようなことをするのがどうかなというふうに私は思いますので、これはできればですようどうしてもその人権についてやらなければいけないのであればその部落解放同盟小国支部ではなくて別に人権に関する何か団体若しくは組織を作ってそこでありとあらゆる差別に対してとか人権に関してということやるほうが公平なのではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君）　議員言われるように人権問題というのは部落差別を始めとするあらゆる差別があります。そういった中で私は部落差別については少し特化したかたちで取組を行っていただくべきではないかというふうに思っております。私たち職員としましては部落差別の部分に

つきましてはなかなか入り込んだかたちで啓発そういった部分で取り組めない部分というのがたくさんあります。一般的な言われたようにほかのLGBTQそういったことに対応する部分については隣保館であったり児童館辺りで十分対応できる部分ではないかと思いますが、部落差別に関しましては今始まった話ではなくてもう200年以上前からそういった差別が根強く残っているということでそういった関係者の方々にもしっかりとやっぱり頑張っていたいただきたいという思いがありますので、その部分については少し特化して考えていくべきではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） すみません。審議の途中ですけれどもちょっと時間もらっていいですか。申し訳ない。少し延びていますので、ここで暫時休憩といたします。その後いただきます。20分
から。

（午前11時07分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

議長（松崎俊一君） ただいまページ52から59の社会福祉費をいたしております。

5番（児玉智博君） ではまず57ページの報酬の部分で部落差別等撤廃・人権擁護審議会委員と
いうのがありますけれども人権擁護委員とは別に何か作ったのですか。

町民課長（宮崎智幸君） この部分につきましては小国町の部落差別等撤廃・人権擁護に関する審
議会というのがございまして、その会議を開いたときの委員の報酬ということになります。

以上です。

5番（児玉智博君） 7人ですが具体的にどういう方々が入っているのですか。

町民課長（宮崎智幸君） すみません。ちょっと詳しい資料を手元に用意していませんので後ほど
お答えさせていただきます。

5番（児玉智博君） 続いて部落解放同盟小国支部補助金について聞きます。これはもう部落差別
がどうこうというのはもうそれはなかなかここ私と執行部との間で意見が一致することはもうな
かろうというふうに思いますが、基本的にさっきの課長答弁を聞いていてYouTubeに町並みがア
ップされたんだと。それが差別事象だと言われていて「そう思うのだ」というような感じなの
ですが。結局差別事象というのであれば実は被害者がいると思うのです。被害者誰ですか。私も見
ました。人物は1人も写っていなかったし実際あの地域が結局もう外から入ってきた人もいるか
ら同和関係者というのは厳密な定義があるわけではないし、何か200年前からの話というから
もう200年もさかのぼれば先祖の顔ももう何十人になるから何十人のその先祖を全部把握し
ている人間なんていないと思うのです。その中にその当時賤民と言われた人が「いや私はね。ど
うさかのぼってもいません。」なんて言える人間もいない。もう私にも何人かいるかもしれんし

れないし。ですからただ同和関係者だと思っていない人もあの辺にはいるし。だったらその被害者は誰なのですか。

町民課長（宮崎智幸君） 被害者はもちろん町も被害者でありますしそういった映像を流されたということであればもちろん見られたということであればその家であったりとかその地区がどの辺りを撮影したものかということがわかりますので、そういった部分を見れば何もわからない人はひょっとしたら「ここが部落なのではないか」というふうに思われれば当然その家に住んでいる人であったりその地域の人たちはそういった被害に遭われる可能性というのは当然あります。そういった部分で被害はもちろんそういったことが流れたことによる全くもって事実無根、根拠のないようなそういった動画が流れれば町民の方全員に少なからずやっぱり被害はあるというふうに考えております。

それから先ほどの質問の続きになりますけれども特に部落問題に関わる法律というのはこれまでも前回の議会のときにも話しましたが国の方でも部落差別の解消の推進に関する法律が平成28年にできておりますし、熊本県においても令和2年に熊本県部落差別の解消の推進に関する条例それから小国町のほうでも同じく令和2年に小国町部落差別等撤廃人権擁護に関する条例というのを制定しております。この中にはもちろん行政の責務それから町民、県民、国民の責務ということがはっきりとうたわれておりますのでこの部分は部落問題、部落差別についてはやっぱり特化してしっかり取り組んでいく必要があるということ考えております。

それからそれ以外の差別関係の啓発につきましては今年も御存じのとおり人権フェスティバルはおぐちゃんによる放送。コロナ禍でおぐちゃんによる放送ですが12月と2月に2回啓発の放送を行わせていただきました。それから人権セミナーということで10月にもおぐちゃんによる放送も行っております。また広報関係も人権コーナーということで毎月いろんな記事載せて啓発を行っております。3月にも男女平等参画フォーラムということで計画しておりますので、そういった部分で町隣保館のほうでできる部分と部落差別についての啓発の部分というのは両方しっかり頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） いろいろ言われましたけれど課長の言われたことをあれすると、要はもう全国民が1億人が部落差別を受ける側になる可能性があるということなのですか。そういうことですか。

町民課長（宮崎智幸君） はい。

5番（児玉智博君） 法律ができたというふうに言われましたけれど別に法律ができたのは知っているし、けどその法律には同和団体に補助金を出せなんていうのは一言も書いてないです。熊本市はもう出すのやめました。やめています。出していません。玉名市ももう向こうのほうから「要らないよ」と言ってきてもう出さなくなったんですけど、では熊本市や玉名市は違法なこと

をしているかというとその同和団体が自治体の中にあるのに出してないからそれは違法かという
と違法ではないでしょう。私はまず言っているのは同和団体に補助金を出さなくていいでしょう
ということを行っているのです。そもそも旧同和地区です。旧同和地区、同和地区はもうないか
ら今でいったら。は何で分かるのかという要は町が同和地区指定して集会所を造って地区外で
はあるけど隣保館も造ったと。要は町が同和事業をしたと。同和事業をしたからあの人が来たわ
けです。地区指定されてないならだって多分あの人来ないからですね。ということであればでは
もうその差別事象を生んだのは結局町ではないかなと思うのですが、町はやっぱりその同和事業
を反省しているということでもいいのでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） すみません。最後に「町が同和事業を」。

5番（児玉智博君） かつてやったことに対し「ああ間違いだったな」「そんなことしたからあ
あいうユーチューバーが来ちゃった」というふうに反省されていますかという話です。

町民課長（宮崎智幸君） はい、わかりました。その部分につきましては、反省という部分はもう
一切ございません。差別がなくなる限り啓発は続けていく必要がありますし、そういった啓
発活動の拠点施設というのは当然必要になります。これから生まれてくる子供たちのためにもそ
ういった差別のない町づくりを行っていくということを考える上でも当然そういった拠点施設と
いうのは必要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。今の件以外のところで質問ください。よろしいで
すか。質疑漏れは後でいただきます。

ページ59ページからページ63、児童福祉費。民生費の項、児童福祉費です。59から63。
保育園、児童館も入っています。

7番（西田直美君） 60ページになります。委託料のところ子ども・子育て支援計画策定業務
委託料というのがあるのですけれども、これは誰が作成をして180万円掛かるというのはどう
いう物を作る。支援計画ですけれども、誰が作成してどこに委託するのでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） これは子ども・子育て支援計画という部分につきましては町のほうで作
成をします。いろんなアンケート調査であったりとかニーズ調査その辺りも含めまして1年間か
けて作業が必要となってきますので、一部分についてはそういった専門の業者のほうに委託をし
て作成をしたいというふうに考えております。委託先についてはもう全然今のところ未定とい
うことで新年度にそういった業者の選定辺りも行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（西田直美君） 子ども・子育て支援計画というのはこれまでも確か作成してきたはずで
すし、これを多分フォーマットのなものというのはあると思うのですけれども、それをあえて業者
に委託しなければならない。その課の中でそれができないというのはどういう理由でしょう。

町民課長（宮崎智幸君） この計画に限らずいろんな部分について当然職員レベルでできる部分についてはもう当然職員で行います。当然法律的にいろんな部分で子ども・子育て関係の施策というのは国のほうも大きく変わっていったという状況の中で、町で作る計画についてもそういった部分を反映させたかたちでいろいろとこれまでの部分の計画のフォーマットというか基礎の部分はもちろんあります。それをどういうふうに改善していくかであったり今の法律新しい施策に対応したかたちでの計画を作る必要がありますので、当然職員もいろんな業務内容につきましても複雑化しておりますし業務量もかなり増えているという中でこの部分に時間を費やすことができれば当然可能な部分もありますが、民間に委託したほうがより効率的で経済的であるような部分については当然委託が必要だというふうに考えております。ですからこの予算の中で当然職員でできる部分については行っていきたいと思いますので最低限の部分で業務委託をしたいというふうに考えております。

以上です。

7番（西田直美君） 子ども・子育て支援計画についてはいわゆる地域性というのはすごく反映されるべきだろうと思うわけです。業者に頼んだときというのは業者というのは大概都会のほうで押し並べて一般的に平均的なところでのその計画であるとかそのアンケート調査といいますけど、やっぱりそこでもローカル性で小国の各家庭の在り方というのが一般的というところでの平均とはまた違ったりもするわけです。昔であれば夫婦がいて親が2人父親と母親がいて子供が2人というのが平均家庭みたいになってきましたけど、今はスーパーで一人分のものをお一人様が多いということと同じで家庭の在り方も変わっています。ひとり親家庭もとても多いですし子供の数も2人はいなくて1人のところもあれば3人、4人でたくさんいらっしゃることもあると思うのですけれども、そういうことを把握できるのは地方であるからこそ町であるからこそ十分に把握ができるのではないかと思うのです。何千人もいる子供たちではないのですよね。今回も小学校52人入学ですかね。それくらいのことなのでアンケート調査にしても聞き取り調査にしてもやっぱり手厚くできるのは地元だからこそではないかと思うので、それを業務委託料というかたちで180万円出してやるようなことなのかなというのは大変疑問に思います。やはり何でもやってみようという方向でいかないとどうするのが子供さんたちにとっても保護者にとってもいいかたちかということをもまず考えた上での方向を考えたほうがいいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 議員言われるように一般的な都会とか人数の多いところの内容をそのまま小国に持ってくるとか言うつもりは一切ございません。当然小国の部分の調査をしていただいて職員も仮にその業者が決まれば業者としっかり打合せも行いますし、これに関しましては子ども・子育て会議というものも設置しておりますのでそういった中で地元の方々のいろんな団体であったり保護者の方の意見取りも吸い上げるような会議もありますので、そういった部分でしっ

かり吸い上げたものを計画に反映させるかたちで業者のほうとしっかり打合せを行いながら作り上げたいというふうに考えておりますのでよそのものをそのまま持ってくるのかそういった考えは一切ございません。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。63ページまで。

次、進みます。63ページ、災害救助費。民生費の災害救助費。よろしいですか。

次、進みます。同じく63ページの保健衛生費。衛生費の保健衛生費。これ63ページから66ページまでございます。66ページ中段まであります。

5番（児玉智博君） 検診関係について質問していきたいと思うのですが、歯周疾患健診委託料ということで今回から5歳刻みで対象となる年齢が増えました。対象者が何人いますでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 歯周疾患につきましては、対象年齢を少し拡大しまして5歳刻みということで拡大する予定です。その場合に対象者数は750人というふうに今予定しております。

以上です。

5番（児玉智博君） これは受けられる歯科診療所の数は幾つあるのでしょうか。併せて前からも言っているのですけれど住民健診が夏と冬に入ってからと秋かなあるのですが、それに合わせて行うというふうになれば両方の健診が相乗効果で受診率が上がるのではないかと思うのですけれど、その検討はされないのでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 歯科医さんが町内が3歯科医です。それから先ほど言われました集団検診と合わせてという部分につきましては検討というか内部でそういった話はしております。その中でどうしても住民健診辺り集団検診時は会場の都合であったりどうしても半日といいますか朝からかなり本人さんたちは時間をかけてそこで健診を受けていくことになります。そういうことを考えると場所の問題でありますとか当然本人さんたちの負担であったりとかそういう部分を考えますと、歯科健診の部分については別個行ったほうがやりやすいというふうに考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

次、進めます。ページが66。清掃費。

次は、ページ67からこれも少しボリュームがありますね、75ページまで。農業費。農林水産業費、農業費。

7番（西田直美君） 66ページでいいですか。

議長（松崎俊一君） はい。いいですよ。

7番（西田直美君） はい。衛生費の負担金補助及び交付金のところで北部清掃費負担金の2千231万4千円です。それと清掃（RDF・リサイクル）施設運営費負担金の1億15万9千円これについて伺いたいのですが、例えば小国町はごみがえらく多いという話は聞いているのですが

例えば清掃費の負担金です。ごみの量が例えば1割方あるいは2割方減った場合にこの負担金というのは幾らぐらい減額になるかというような見込みとか想定というのはあるのでしょうか。それと清掃施設の運営費負担金です。これは他市町村の負担金は大体幾らぐらい。これ頭割りになっているのか、その辺を教えてください。

町民課長（宮崎智幸君） まず北部清掃費負担金につきましては、小国地区で発生しましたごみを滝美園のほうに一旦収集しますのでその収集。それから未来館へそのあと運搬します。その部分に関する費用に対する負担金になります。

それから清掃（RDF・リサイクル）施設運営費負担金につきましては、未来館のほうで運ばれたごみを固形燃料にする部分であったりリサイクルする部分であったりに最終的な処分に係る費用に関する負担となっております。議員言われるようにごみが単純に1割減ればどうなのかという部分ですが、当然人件費とかそういった部分については多少時間的な部分は減ってくるので人件費も多少減る部分はあるかと思いますが、それに係る例えば運搬に掛かる費用トラック賃であったりとかそういった部分は回数が減ればもちろん減ってきます。ただし1割減ったので負担金として1割減るかといいますと通常経費の中の施設の維持費であったりそういった部分は経常的に必要な部分がありますので試算をしてみないとわかりませんが、単純にごみが減ることによって負担金が極端に下がるということはちょっと考えにくいのではないかとこのように思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに。

5番（児玉智博君） 北部清掃費負担金についてです。これは要するにごみの運搬手数料ということでは言われました。それぞれの地域のごみ出し場から滝美園のほうに持ち込んでそれからまた未来館まで持っていくその運搬の手数料ということでしたけれども。実際ごみを出す人ですね。町民は要は指定ごみ袋を買います。その指定ごみ袋のお金というのが要は集積手数料ですよ。集積手数料として買わなければならないということでこれは広域行政事務組合のホームページにも明記されていることではあります、ということは町が約2千200万円出していますけれども実際にごみを出す町民の人とか事業者との負担割合というのがどれぐらいになるように設定されているとかいうのはあるのですか。

町民課長（宮崎智幸君） 今議員言われるのは収集時のごみ袋のことだと思いますが、その部分については実費部分を負担していただいてその分の経費としてはこの負担金の中には含まれていないということになります。

5番（児玉智博君） その実費部分と言ってもその実費負担でするととてもごみ袋の値段では足りないのではないですか。実費部分。実費部分どういうことですかね。要はごみ袋を買ったお金というのは広域がとるわけでしょう町ではなくてですね。実際菊池とかだと市とか町の収入に上が

るのだけれども阿蘇地域の場合は阿蘇広域行政事務組合がもらうと。要は運搬手数料、集積手数料としてもらっているわけです。でも一方でそれだけでは足りないから各市町村が分担したかたちでこういう負担金を払っているわけでしょう。だからこれは広域の話になるけど大体そのごみを出す人とあと各自治体との負担割合が何対何ぐらいになるように毎回予算が組まれているか知っていますかということです。知らないなら知らないでもしょうがないけど。

町民課長（宮崎智幸君） まず今議員言われるようにごみ袋関係につきましては袋の製作に掛かる費用部分については、それぞれ個人であったり事業者の方に負担していただいてその部分は広域行政事務組合のほうに納入されることとなります。ですので清掃に係る費用の中から個人の住民の方が負担していただいた分は当然差っ引かれた残りの部分を各市町村で負担するというようなことで、もちろんごみの量であったり人口割の部分で負担金というのは計算をされるということになります。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。今農業費に入っています。75ページまで。

5番（児玉智博君） 69ページの小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金でございますが、上限が5万円で農家の方に防除柵の購入費用の補助金ということで出されております。100万円なので上限いっぱいだった場合は20人しか補助を受けられないですけれども、これで足りませんか。

産業課長（穴井 徹君） 本年度の実績を加味して令和5年度予算は減額になっております。現在の令和4年度のまだ確定ではありませんが申請状況で見ますと申請件数で12件、金額で5万7千4百円の補助額となっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 実際のニーズというのは僕は減っていないと思うのです。やはり被害を訴える農家さんというのは非常に多いし、道とかあぜとかがもう大変なことになっていると。死ぬ思いで塗り直したという人もいました。何でその実績がそんなに少ないかといえばやはり何か条件を付けているからではないかと思えます。条件は前回のこの購入費補助を受けた人は何年間申請できないようになっていませんか。

産業課長（穴井 徹君） 令和3年度で1回一区切りつけさせていただいて令和4年度から新しいローテーションというか補助をするようになっております。以前は5年間で1回という補助で行っております。現在もそうです。その耕作者、農家によって確かに耕作面積ですとか作物等はかなり違いはありますが、できるだけ皆さんの多くの方に補助を交付したいということでそういった限度を設けさせていただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） けれども実際問題として50何万円しか今年度はいってないからといって今年度の令和5年度は減額しているわけです。より多くの方が利用できていない問題があると思いま

すのでその5年縛りというのは見直したほうがいいのではないのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 御指摘のとおり令和4年度から新しい制度というか切替えをしておりますのでずっとこれを続けていくのではなく、毎年毎年検証しながら補助の体系については検討していきたいと思います。

以上です。

7番（西田直美君） 74ページになります。委託料のところでは小国堆肥製造業務委託料190万円というのがあります。これについて伺いたいのですが、これ今現在どれくらい堆肥の製造が行われていて売上げが幾らあって収支に関してはどのようなになっていますでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） この委託料の中身としましては現在収集を町内の9施設から収集しております。主な代表的なものでいきますと学校給食センターですとか小国公立病院等から収集して田原の堆肥センターのほうに移動しております。そこで堆肥の製造を行いましてまだ令和4年度実績が出ておりません。令和3年度の実績でいきますと収集量が2万3千110キロ、23トンですかね。製品が8千950キロの製品となっております。売上げは35万6千900円の堆肥の販売実績となっております。

以上です。

7番（西田直美君） 35万6千900円の売上げに対して今年度の予算として190万円の委託料を付けるわけですが、これを増やす若しくは業務委託料を減らして何かやる方法とかその辺のところは何かお考えはありますか。

町長（渡邊誠次君） 循環型農業の部分をしっかり支えていくという部分ではコンセプトは最初から儲かる仕組みにはなっておりません。ですのでその部分では今からどういったかたちで広げていくかという考えのほうが大事ではないかなと。9施設からというところでより効率的に多く集めるというのも一つ考え方ですが農福連携をする中で社協さんとお話をしているのは、できるだけ会員制というかたちになるかもしれませんがたくさんのところから集めて堆肥をたくさん作ってお金は掛かるかもしれないのですけれども薬味野菜の里の仕組みと申しますか生きがい対策というところもありますので、その部分では効率的に運営の部分で190万円をとるのか生きがい対策をとるのかという部分で考えますと私としては今後は190万円は掛かるかもしれませんが。もう少し掛かるかもしれませんが少しその中では9か所ではなくて町民の皆さんの食物残渣を集めるような仕組みづくりも考えたいなど。SDGsを進める上でも具体的に言いますと進める方向ではありませんが考えさせていただきたいなというところで関係者と協議をさせていただきました。

以上です。

7番（西田直美君） 75ページにあります負担金補助及び交付金のところで狩猟免許取得費補助金4万1千円というのが出ているのですけれども、狩猟免許を取る人が私もちよっといろいろお

話をしたときに昔だったらもう200人以上狩猟免許を持っている人がいて捕っていたのだけど、今数がイノシシもシカも多くなっているけれどももう50人いないぐらいになってしまっているということで、いかにして狩猟免許をたくさん取っていただけるかというところが大事だろうと思うのです。だからより多くの方がこの狩猟免許を取れるような仕組みというかできることはないかなというのを感じているのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（松崎俊一君） あらかじめページ75ページから77ページ、林業費に移ります。今の質問に答えてください。

産業課長（穴井 徹君） 免許取得の補助については現在自衛ということで農林業の従事者農家の方に限って補助金のほうを交付しております。今年の実績でいきますと3名の方に交付しております。補助率が約2分の1ということで、できるだけ多くの方に免許取得していただいて自衛なり駆除活動に参加していただきたいとは思っておりますが、なかなか免許を取ったからすぐ後の処理の問題ですとかいろんなことがありますので多くの方にとっていただきたいと思っておりますが、現状そういった数字で3名の補助申請にとどまっているところです。

以上です。

7番（西田直美君） 若い方とか言い方が適切ではないかもしれませんがいわゆるサバイバルゲーム的なところで狩猟関係とか安全にやりながらでもできるようなことを。いつかテレビで見たのは地域おこしで来ている若い女性が狩猟免許を取って実際にベテランの方たちに倣って一緒に狩猟をやりしかもそれをさばいて本当の6次産業化的なところまでやっているというのをいつかよそのほうの県だったと思うのですけれども見たのですが、やはり若い方たちがやっていただかないともう高齢者ばかりでは山を上ったり下りたりどうせできないです。それを農業者だけに限ることなくいろんなところであらゆる機会をあらゆる人を対象にということで考えていただければと思いますので、その辺もよろしく今後御検討ください。

産業課長（穴井 徹君） 先ほどのは罫の方をメインにお話ししまして、銃器に関してはこの補助の対象にはなっておりませんが近年若い方が銃器の免許を取得していただいている事例もあります。その方たちが今までの駆除会若しくはそういった方たちと一緒に活動していただいて駆除活動にも参加していただくようにはなっております。いろんなかたちで6次産業化という話もありましたがそういったかたちで津江のほうの獣肉処理センターも新しく指定管理者が変わりましたし、そういったかたちで町のほうも町内の方でそういった事業を行いたいということでお話もいただいておりますので継続的に今進めているところです。

以上です。

議長（松崎俊一君） 一部林業費まで入りましたが、ただいま農業費のところまで行っております。

ここで暫時休憩といたします。次の会議を午後1時から行います。

（午後0時00分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

議長（松崎俊一君） ただいま 67 ページから 75 ページ、農業費をいっております。

5 番（児玉智博君） 73 ページの負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金であります。産業課に配付いただいております資料を見てもと農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動に対しての交付ということでありました。そこで確認なのですが対象となる共同活動の中身がどのようなものなのか御説明願います。

産業課長（穴井 徹君） 地域で協定等で申し合わせて共同で管理していくような共同利用施設となっております。

以上です。

5 番（児玉智博君） 共同施設ということになりますといわゆる道路、水路とかがほとんど多いのではないかなと思います。そこでただこの共同活動とこう書いておりますけれども例えば農道の舗装工事をしようということでも共同でみんな出て自分たちでコンクリートを張ったりとかしたいというふうになってもなかなか自分たちでする分には出してもらえないんだというような話を聞きます。実際そういう道路舗装などの土木工事において今現在共同活動でしている割合とあとは土木会社に請け負ってもらって実施されている工事というのは何割ずつぐらいになるのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 今日の手持ち資料の中に請負で建設業の方等にお願いしている部分と地域の方が行っている分の割合等は資料がないのでお答えできませんが、従前からどどん国の要綱等がなかなか厳しくなっておりまして事前の確認書類、写真ですとかそういった点検確認の書類がなかなか難しくなっている面もありますので、あと特殊といいますか地域の方だけでは行えない部分の作業もありますので建設業の方とかにお願いしている部分も多くなっていると思います。

以上です。

5 番（児玉智博君） 昨日の本会議なんかでも言いましたが建設業者の手がなかなか令和 2 年豪雨以来足りなくて町道沿線の草刈りも 12 月にずれ込んだと。令和 2 年の災害復旧工事でさえまだ現在工事が終わっていないようなところもあると。そういう中でやっぱりそういう農閑期にそういう多面的な活動をしたいわけです。農道にしろ水路にしろあんまりそこを使わないときに舗装工事であったりとか U 字溝の入替えとかをしたいのだけれども、なかなか引受けてすぐにやってくれるような状況にないとそういう建設業者がですね。そういう声も実際聞きました。そういう中でやはり国はそういうふうにするのかもしれないけれども是非やっぱり自治体から農林水産省等にやはり実情が分かっているのは産業課だと思います。やはりそういう制度運用の改善を求めていただきたいし、特に私が聞いた話ではイノシシの被害が多くて田んぼのあぜをやっぱり

荒らされると。それを機械を借りて1か所2か所ではないからですね。もう荒らされているところというともうずっと何人も人の田んぼがやられているのです。これ多面的交付金で機械を借りて補修をさせてほしいというふうに言ったら「いやこれは使ったら駄目です」と。「もう共同作業でみんなで手作業ですればいいではないですか」というようなことを言われたのだというふうにおっしゃっていました。やっぱり共同作業といっても協定というとまた黒淵一部とかやっぱり広範囲になってなかなかイノシシの被害が満遍なくそういうふうにあるかといえばやはり特定の場所に偏りがあるのでなかなかそれはもう共同作業というわけにもいかない。全く被害を受けていない人もいるからですね。そういう今までなかったような課題が出てきておりますので是非そういうのにも使えるように、国なんかにも是非そういう要求とか要望になると町長のほうにもなるのかもしれませんがなるべく使いやすい制度に変えるように力を尽くしていただければと思います。

産業課長（穴井 徹君） 冒頭の建設業の方がなかなかすぐに着手できないというお話は聞いております。担当のほうにも相談あって担当者のほうも含めて調整はさせていただいているところで。現在の要綱、要領についてそういったかたちで意見があるということでそういった機会があれば伝えていきたいと思います。しかし現行の制度上はできるものとできないものというのがありますので、そういったことがあるということも現状として御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） 次、進みます。ページ75から77、林業費。

5番（児玉智博君） 有害鳥獣駆除関係の助成金が負担金補助交付金に三つ出ております。それぞれ狩猟期間であったりとか町がそれ以外の機関に要請をして出動していただく部分であったりとかございまして補助金調書を見ますとイノシシで5千円だったり7千円だったりという部分で。シカだと8千円だったり7千円だったりというふうになっておりますが、ただなかなか銃器を使用して捕獲する場合もあると思いますが猟犬を出したり出たからといって必ず成果があるわけでもない。一頭を捕るためにやはり車を長距離走らせてその燃料代も掛かるという話をちょっと耳にしたりするのですが。やはり被害は確実に年々増えていっていると思うのです。これが今までは捕獲した頭数に対してこういうお金を出しているわけですが、やはり燃料も高くなっているとそういう中でこれを1頭1万円とかにするであるとかまた捕れる捕れないは別にして日当なんかも出すなどして、やはりその苦勞に対してやはり報いるようなふうにしていかないとなかなか被害を食い止めることができないのではないだろうかと思いますがいかがでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 現在猟期期間中の捕獲に対して野生動物生息数適正管理助成金それから駆除活動として国の補助金を利用した鳥獣被害防止総合対策事業補助金と小国町の事業として有害鳥獣駆除補助金と捕獲に対してはその三つの補助金が交付されております。今御指摘のありました燃料代ですとかそういったかたちで捕獲できなかったときの費用がかさむということでお話

いただきましたが、有害鳥獣駆除補助金、町の事業に対しては駆除会の今三つの班があります。地域割りしてですね。そこに班の編成費、班活動費ということで班ごとにも交付しております。それから銃器の方のみになります。日当も出動していただいた日には支払うようにしております。それが満足いく金額かというのはわかりませんが、できるだけ駆除活動ということで御協力いただいている方に負担のかからないようなかたちで、予算は限られた予算であります。編成しているところです。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 鳥獣被害の駆除防除に関しましては昨日の概要を説明させていただいたときにも少しお話ししましたが、年々被害が大きくなっているということはもう間違いないというふうに思っておりますし、それに伴って町が出す費用も鳥獣被害の1千200万円を超えるような状態になってきております。そのような中で他市町村ともほとんど話し合いをしたときに熊本県内の町村長が集まるとその話題が非常に多くていろんな話題が出ます。そしてその時折に例えばヒトデの砕いたものがないだとかオオカミの尿がないだとかかなりのお話が出るのですが、なかなかこれといった策がないのも確かにあると思います。町といたしましてはこの部分を当然続けていながら先ほど産業課長もお答えになりましたけれども、いろいろな手当てを少しずつではありますが出しながらということなんです。ただ効果的な方法をもうそろそろ国のほうも含めて出てくるのではなからうかと。でなければなかなか中山間の特に小国はもう九州の中でも真ん中にありますのでその部分では端っこに追いやるということもできませんので、連携を組んで一緒にやっていくということも隣の高橋町長含めて他町村とも話しますけれどもなかなか話がもやわらないというのが実情でございます。努力をさせていただきたいという旨お約束申し上げます。

以上です。

5番（児玉智博君） 1点確認が先ほど産業課長の話だとその班の編成費であったりとか出動者の日当に対してというのは、要するにこれ有害鳥獣駆除補助金ってあくまでイノシシ5千円でシカ8千円ということで捕獲頭数に応じて駆除会に支払われているのをこの駆除会が三つの班に渡したりにそれから日当を出たりしているわけでしょう。だからやっぱり捕れなければその分駆除会に入ってくる金額も変わってくるのではないかと思います。改めてちょっとそこ詳しく説明してください。

もう1点です。イノシシとかだと要するに繁殖期間に取ったほうが要は生まれてくる子供ウリボウが生まれてくるわけだけれども要は時期が繁殖期に捕獲したほうがこの頭数を減らすのに効果があるということで、その繁殖期の金額を上げている自治体もあるというふうに聞いております。やはりなるべくそういう期間に出動してもらって捕獲、駆除をしていただくために繁殖期はちょっと上乗せをすとかいう考えはないでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 先ほどの答弁に対しての確認ですがちょっと私の言い方が悪かったのか

もしれませんが、駆除会の班編成費というのは出動のあるなし別に1年間の活動経費ということで交付させていただいております。あと日当に対しても班長さんの取りまとめにより出動した日をまとめていただいてその分に対して支払うようになっております。ですから捕獲できなかったということではなく出動していただいた日で支払っております。あと別に別の予算として駆除会のほうに銃器の方に対してですが銃器の安全講習会を年1回猟期の前等に射撃訓練場に行ったりして講習会を行っております。そういった費用も町のほうで駆除会の方に対しては交付させていただいております。予算書の行数が限りありますので書いてありませんが有害鳥獣駆除補助金の中にこの単価と別に記載しておりませんが班編成費というので支払っております。日当もですね。

あと繁殖期に対して金額を上げるということですが、以前は駆除許可というのを年何回かに区切って出しておりましたが今ほぼ通年駆除許可を出しているようなかたちになっております。それでイノシシ、シカに対して両方捕獲していただく駆除許可なのですが現在のところは繁殖期の割増しですとか先ほど言われたようなことに対しては検討はしておりません。現在イノシシよりもシカのほうが増え続けてきておりますのでそこら辺でシカのほうが増えているのですが現状としてそういったところです。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

77ページが一番下です。林業費の小国材使用建築物支援事業補助金についてお尋ねします。内容等は小国杉の家推進協議会ということでわかっております。質問させていただきたい部分としましてはこの3月阿蘇くまもと空港供用開始になります。その中で小国杉ということで天井材に使われていて家具も設置するというような部分も含まれております。ある意味小国ブランドとしての位置づけが確実に進んでいくものと考えます。そんなときに小国町内あるいは町外に小国杉を共有する売り込みの絶好のチャンスでもありますし、そこが増えれば逆に干ばつ補助金だとかいろんなこの上に書いてあります補助金等も交付することによって衰退しつつある林業を再構成できる絶好のチャンスと私は思っております。そういったような意味合いからもこの一つ利用したところで小国材使用建築物補助金の状況あるいはこの予算では足りませんよというくらいに進めていくことも必要かと思えます。小国のブランド力を高めるということは林業だけに限らず農産物あるいは観光地としてのブランド力向上にもつながります。そこら辺りからもこの建築物支援事業補助金の今後の見通しも含めこの推進について今一度確認として意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） 昨日町長の行政報告の中でも阿蘇くまもと空港の天井に小国杉を使っていただいたという報告がありましたが、私も一度事前の打合せで今度23日にオープンする空港

の中に入れていただきました。大変すばらしくリニューアルというか建築できております。天井はほぼ100%に近く小国杉を利用した合板で先ほど議員のほうからもお話ありましたが家具の設置と小国杉のブランド化と小国杉の魅力を発信する大変良い場所だと思います。皆さん来ていただいて見ていただいた方には杉というか国産材の魅力を再発見していただけたと思います。小国杉使用建築物のほうに戻らせていただきますが近年交付実績としまして件数は大体40件前後を交付させていただいております。建築着工数とかにもよりますがこれがここ数年のコロナ禍の影響でコロナ禍が解消できてくるということで動きが出るかもしれませんが、この空港またそういうPRする場を作っていただいたということを最大限に利用して小国杉のブランド化に努めていきたいと思っております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 昨日もお話しさせていただきましたけれども小国材使用建築物支援事業こちら600万円が1千万円になることは望ましいことに近づいているというふうに思いますが、それを通り過ぎると私はゼロになることが一番望ましいと思っています。ゼロになったときには立米単価が上がっているというふうに私は思っておりますし、今TSMCの進出があり台湾からのこちらに来られる方も今相当数いらっしゃいますし国内といいますか九州の産業構造自体が変わろうとしております。特に小国町は今まだそこまで話は出ておりませんが津、菊陽のみならず325号線沿い南関方面ぐらいまでちょっと斜めになっておりますがそういったところまで非常に影響がある。今現状であっているというふうに言われております。すぐ1兆円の話が表にぽっと出ますけれども経済効果は周辺だけで4兆円ほど年間あるというふうな話も出ているような状態の中でももちろん土地の値段も大津も非常に単価が上がっていますが、と同時に家を建てる方たちまた家を少し郊外に建てる方たちこの今問合せ等々もかなり動きがあるというふうに聞いております。そのような中で木造建築がどのようなかたちになるのか。例えば小国材としてどういうふうなかたちになるのか。やっぱり一番大事なところは小国杉のよさを認めていただいて小国杉の価値が高まって立米単価が高まるということが一番私は望ましいというふうに思っておりますので、できればこの600万円が言い方はおかしいですけどゼロになる日が来るようにこれが非常に私としては望ましいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） 林業費のほうはよろしいですか。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

林業費。77ページですけれども負担金補助及び交付金のところですが、新規林業担い手育成支援事業補助金それから林業担い手機械導入支援事業補助金、林業担い手雇用促進支援事業補助金などやはり担い手についての補助がたくさん出ていると思います。これもしばらくこういった補助金町のほうで出されていると思いますけれども、どのぐらいの成果が上がっているのか。な

なかなか林業担い手がいらっしやらないというふうに聞いています。特に作業する方。その辺りで昨年も森林組合関係で林業された方々が何人もやめられたというようなお話で、それも近くの隣の県になりますけれども大分のほうに行かれたと。内容を聞くと作業単価が高いというようなことでその辺り県で違うのか若しくはその自治体ごとでどうなっているのか。その辺りの調査とかどのように捉えられているのかというのをまずお聞きしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） 先ほど言われた3事業が主な林業担い手への支援になっておりますが、現在従事者数としましては一人親方組合の方が40名弱と森林組合の作業班の方が約10名になっております。先ほど言われましたように森林組合の作業班の方がやめられて独立するというかたちで大分のほうで現在は作業しておりますが、将来的には小国のほうでも施業を行っていただきたいということで考えております。

それと一人親方組合の方についてですが設立当時は60名以上の方がいましたが高齢化に伴ってどんどん減少しております。これだけの事業を行ってもなかなか減少が食い止められない状況が続いております。しかし人工林で約7千ヘクタール以上小国町に森林があります。50年生以上の伐期を迎えた森林もかなりあります。できるだけ仕事量を増やしたいということで主伐促進ですとかそういった林家に対する事業も行って林齢をもうちょっと若返らせる平準化事業も行ってしております。そういったことを行うことによって仕事量が確保できれば一人親方の方もできるだけ安定した収入が入るかと思えます。単価についてですが近隣と比較したことはございません。現在でも立米の販売価格で森林組合の共販価格によりますと1万1千円前後で推移しております。今いろんな経費が約8千円から9千円は伐採経費とあと搬出のトラック代とか掛かっておりますので、経費のほうが一人親方の方に対する給与とか作業賃が増えることによって林家が伐採することを控えるとどちらも仕事の量も減りますしそこら辺のバランスを考えながら事業を行っていきたいと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 隣県のところ特に大分県はそういった作業賃などは非常に高く設定されていると聞いておりますので調べていただいて、なるべく小国で林業担い手が育っていただけるように実施していただけるといいかと思えます。

議長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

次、いきます。78ページ、水産業費。次は78ページから82ページまで。商工費。款の6商工費の中、項の1商工費。

7番（西田直美君） 79ページになります。鍋ヶ滝予約システム発券手数料86万4千円、コールセンター業務委託料300万円、それ以外にも鍋ヶ滝に掛かる経費はありますけれども鍋ヶ滝の収支がこの経費いろいろどういったときにどの程度になるかという内訳をお願いします。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

鍋ヶ滝の関連の予算の収支について今手元にはございませんが、昨年のコロナによってどんどん落ち込んだところで赤字が出ていますが今年4年度のもうすぐ数字が出ますけれども黒の2千万円ぐらいになる見込みが数字として出ております。

以上です。

7番（西田直美君） 鍋ヶ滝は予約システムになったのですけれども予約システムになったことによってこのコールセンターの業務委託料であるとか予約システム発券手数料というのは発生していると思うのですが、行かれたお客様が「行ったら直接予約はしてなかったけど入れたよ」「これって何だろうね」みたいなことは何人かから聞いたのですけれども。これはダブルで今後ともいく予定なのですか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

鍋ヶ滝が建物と違って自然界にある特に地形的に2キロほど町道を入り込んだところにありますものですから、やっぱり観光客の中には行って見て何とかなるという感覚の方が必ずいらっしゃいまして一定のそういう方については入ってくるということで、その上で実証実験して本格稼働はゴールデンウィークにやったという流れでございますので、年間を通して完全予約制とそれから当日券、事前予約制この辺は緩めたり強めたりする時期を発信しながら運用していきたいと思っています。

7番（西田直美君） そうやっていただくのはいいとして。ではそこでの例えばスタッフの人数の変更とかそういう必要はないのかということが一つ。それとお金を受け取っている割にはこの間の入り口の方には私申し上げたのですが、階段とかがとてもカビが生えたような状態こけが生えたような状態というので少なくとも入場料を取ってお客様を入れるにはもう少しきれいに整備。階段を整備するとかではなくてきれいに手すりも「高齢の方もいらっしゃいますから手すりとかもつかまりますからね」と言ったらそのとき一番上か何か次のときにはきれいになっていたのですが、全体としてやはりもう少しお掃除をきれいになさったらどうかなということと、一番下のほうが滑らないようにということで不織布をしてあったのですけれどもこれが不織布がもう割けていてつま先が入ったりして危ないのですね逆に。とかそういうものもありますのでやはりお金をいただくからには整備をするということが大事かなと思います。その辺のところよろしく願いいたします。

情報課長（村上弘雄君） 御意見についてはまず人数の増減については確かに完全予約制と事前予約制を使い分けることでスタッフの数は変わります。特に交通警備隊のところはかなり増減します。それから現場の清掃関係ですけれどもこれについては鍋ヶ滝の業務委託の中に切符を切っていただくというか窓口業務と合わせて清掃も業務の中に入れております。ですので私が見る限りでは個人差はあるかもしれませんが清掃も頑張ってください、私が見る限りですけれども杖を自主的にあそこの入り口のところに置いてもらって高齢者についてはこれを使っていた

きたいということで感謝の声も聞いておりますが、一番下の部分についての転倒する可能性がある部分これについては何度か現場のほうでもちょっと指示を出しまして張り替えなり少し足元の転倒を抑止するようなことは個別には指示しておりますが引き続きやっていきたいと思えます。

議長（松崎俊一君） ほかに。

5番（児玉智博君） 鍋ヶ滝予約システム発券手数料ということはもうこれ手数料ということはある程度発券枚数の単価というのがあってその積み上げで86万4千円だと思いますけれども、大体どれぐらいの発券を見込んでの予算なのか説明いただきたいのと併せて聞きます。次のページの使用料及び賃借料の住宅賃借料240万円ということで月にすると20万円。どこの住宅を借りるのですか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず予約システムの発券手数料についてですけれども、これは入園者の数でそれを一定の計算式に基づいて手数料として払うわけですけれども、入園者14万4千人を見込んでいますが令和5年度この部分の20%の30円で計算しますと86万4千円となります。

それから使用料のところの住宅賃借料ですかね。すみません。一旦ちょっと確認させてください。

議長（松崎俊一君） その間にほかの方ありますか。

情報課長（村上弘雄君） これは地域おこし協力隊の観光セクションの配属された職員の方の家賃補助の部分です。上限の5万円で計算されております。4人分です。

5番（児玉智博君） その下の負担金補助及び交付金の部分で小国町地域プログラム推進協議会補助金1千410万円。この協議会の概要を御説明願います。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

まずこの事業は3年目を迎える内閣府の補助事業でございまして10分の10の補助金です。以前から観光協会の立ち上げに対しては財政的な支援が必要ということでその部分についての取組もこの事業で見られるということになっていまして、この協会そのものは小国町ほか全国で8市町村で構成された協議会となっております。全国レベルの協議会とあと小国町での地域協議会ということで構成をされているものでございます。

5番（児玉智博君） こっちの補助金調書をさっき見たときには「小国町が抱える様々な問題に対し、国が策定した観光ガイドライン（JSTS）に照らし合わせ、観光からの視点で解決を図り、持続可能な観光地域を目指すことを目的とする」ということで、様々な問題ということはいろんな少子化であるとか高齢化であるとか様々な問題といういろいろな本当にあると思うのですけれども、様々な問題なのだろうけれども特に小国町がどういう問題に対してこの協議会が解決することを望んでいらっしゃるのでしょうか。それでこの協議会に参加するのはどういう団体やあるいは個人の人が参加しているのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） その部分に關しまして私は全国での副会長をさせて頂いておりますので、お答えをさせて頂きたいと思っておりますが。J S T Cで持続可能なという話がついてますので基本的にはSDG sのお話になりますので様々な課題の解決というかたちになります。そのような中で小国町はこの前世界で持続可能な観光100選に鍋ヶ滝が選ばれました。これもこの取組の中の一部をしっかりと伝えさせて頂きまして予約システムによってオーバーツーリズムを防いだ。そういったところが非常に評価されて世界で100か所ですが日本全国では10か所選ばれております。その中で1か所に小国町が選ばれたというところでもありますが実は選ばれた基準が世界基準で選ばれているというところもありますのでJ S T Cというところの部分の名前が付いております。ただ小国町といたしましてはもちろんほかに様々な課題はあるのはわかっておりますが観光の部分で言いますとその小国町地域プログラム推進協議会というところで日本の中で8か所の地域と一緒に取組んで、日本全体の部分での基準として小国町は小国町でそれぞれの部分で観光で鍋ヶ滝が真ん中にありますけれどもお客様の受け入れをしていくというところの取組を推進しているというところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） J S T CですかここにはJ S T Sと書いているけれど。これ小国町地域プログラム推進協議会なので小国町の中に協議会があるわけでしょう。その協議会はどういう人たちで構成されているのですか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

先ほど町長のほうからお話があった全国の団体の組織とそれから小国町の地域の中の協議会と二つございまして、小国町の地域協議会につきましてはもちろん町とそれからA S Oおぐに観光協会とそれから商工会とそれから森林組合とそういう様々な団体に加入していただいて、観光の視点から見た持続可能な取組について取組んでいただくということでございます。

非常にわかりにくいかもしれませんが世界各国の観光地というのは日本語で言うなら観光公害というオーバーツーリズムというのが至るところで起きてまして、ヨーロッパとかオーストラリアを中心にそこで持続可能な地域の方々の生活を守りながら観光を成り立たせるような仕組みを統一しようということでJ S T Sという理念があります。その中で観光庁が日本の中の基準を作ろうということでガイドラインを作りながら先ほど言った協議会の中でそれを協議しながら、小国町でいえばまさに鍋ヶ滝がそういう状態だったということでその部分の取組がさっき言った100選に選ばれたということで引き続き様々なというのはそういう部分でございます。

5番（児玉智博君） もう時間かけてもしょうがないので。だから「小国町の協議会に加入しているのはどういう人達ですか。全部言ってくださいね。」と言ったら町と観光協会、商工会、森林組合と様々なと言われたので今言うこの具体的に挙げられた4団体以外に誰か入っているのですかということで聞いたのです。だからこの4団体だけなのですね。

情報課長（村上弘雄君） 主要な団体はそれなのですけれども実際は旅館組合等と観光協会の中にはそれぞれ若者のグループもAKGということでありまして一番街の問題とかもありますし杖立のこいのぼりの渋滞とかもあります。その辺の話題も併せて議論していくような場になっていません。

5番（児玉智博君） 普通そういう協議会とか会というのは「入ってくださいね」、「わかりました。はいります。」って言うてお互いの意思確認ができた上で入ると思うのですけれども、何人とも意思確認をしたかがはっきりしないのですか。町はこの人は入っていると思っても向こうにその認識がなかったら駄目でしょう。その逆もしかりですけれども。それちゃんとしてないのですか。

情報課長（村上弘雄君） すみません。質問の意図がわかりました。協議会の名簿というのはこちらにあります。今ちょっと手元にございませんで、後で確認して報告したいと思います。

7番（西田直美君） 今に関しては私も伺いたいと思っていたところでした。この小国町地域プログラム推進協議会というところがいろいろさっきおっしゃった森林組合だの町だの入っている。では誰が主体になって主導して方向性を決めたりとか取りまとめをやったりとかというのをやっているかというのが知りたいというのが一つありますので、後ほどのときと一緒に結構ですのでそれを答えていただければと思います。

もう一つ伺いたかったのが82ページになります委託料のところはPRCM作成業務委託料1千500万円それから周知啓発用テレビ番組作成業務委託料3千万円という高額なものがあります。これについては柴三郎記念館に係るものということで載っているのですけれども。まずPRCMを作成しようという発想自体がちょっと私には理解できないのですが。北里柴三郎博士の顕彰事業的などは推進されると思うのですけれどもPRCMで何をPRするのか。それから周知啓発用のテレビ番組作成というのは偉人伝みたいところで30分とか1時間のテレビ番組を作成するのか。それともどういうことをなされる予定でこの予算は付いているのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

まずPRCM作成業務委託料の1千500万円分につきましては、町としてはこの2024年に向けての絶好の観光のPRのタイミングということで昨年前にコロナ交付金を活用してCMを福岡方面に流しましたが非常に効果があるということがデータでわかりましたので今回もこの顕彰事業の一つとしてCMを作りたいと。その中身についてはもちろんこれは記念館及びシアターホールの周知、宣伝です。観光客についてはもちろん教育旅行を始めとするたくさんの方に来ていただきたいためのCMを作りたいというふうに思っています。それからテレビのほうですかね番組について3千万円ということですが、これは過去にも2度ほど番組制作同じ予算規模でやっております。河津寅雄伝それから前も柴三郎関連であったと思いますがテレビ熊本の偉人シリーズの中で是非これをテレビ熊本としても柴三郎さんをこの2024に向けて盛り上げていきたいということでお話をいただいていますので、その部分として番組制作を予算規模に

についてはこれまで実績の規模で考えております。

以上です。

7番（西田直美君）　　ということは私のほうの理解としてはPRCMというのは顕彰云々ではなくて単に記念館とかシアターホールの観光客誘致のためが目的であるというふうに理解すればよろしいのかと思います。それでテレビ番組についてはテレビ熊本の偉人シリーズ。確かに以前あったのは私も見た覚えがありますが。あれは南小国町の黒川温泉の分だったかな見たのは。あったのはあるのですけれども。これは3千万円という金額がそれで全部の番組ができるということでやるのでしょうか。これについては特定財源が50%、一般財源が50%ということなのですが。これで例えばテレビ番組作成しましたそれをシアタールームで流すようにするとかそういうところになっているのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君）　この部分の顕彰費につきましては最初に言うべきだったと思いますけれども、地方創生推進交付金を活用して地域の活力を高めるという意味で引き続き補助金をいただくというのが前提でございます。それからその3千万円についてもその残りの1千500万円ですね。この部分についてできるだけ有利な財源を確保していきたいとは思っていますが、都合では国よりも県の補助金のほうが有効な場合もありますし過去にそういう手続をとったことがありますのでそれも含めて考えております。

議長（松崎俊一君）　ほかに。

5番（児玉智博君）　小国町地熱資源活用審議会委員の報酬について伺います。これがまた来年度予算組みされているということはまた来年度も地熱資源活用審議会が開かれるからだというふうに思うのです。実際もう適正な開発ですね。やはりもう開発し過ぎたら駄目なわけですがけれども熊本県が一事業者井戸は1本というのはもう随分前に聞いていたと思うのですが、今2本ですか。失礼。もう結構南小国の境近くぐらいまでまた井戸を掘られて還元井も含めると何かどンドン井戸が掘られているということで心配の声も耳にしております。ですので今後大体開発許可が下りるのは何本ぐらいまで下りるのですか。

政策課長（秋吉祥志君）　お答えします。

これから先何本するのかというお話ですが、これに関しましては地熱の発電所というのが今5事業者が来ておまして実際発電事業を行っているのはまだ1社ということで、今また再度今年度におきまして新たなまた発電所の計画が2本出されております。また残りの3社につきましても今後また発電事業を行うに当たってはまた発電井と還元井のボーリング調査、ボーリングの掘削というのは発生してくるかと思っておりますので今の計画の段階で何本掘るといのは明確には出ておりません。ただ議員が最初におっしゃいましたように持続可能な限りある地熱資源の活用の仕方としてはおっしゃるよう無秩序に開発が進めば当然地熱資源もなくなってまいりますし、そうなりますと事業者自体もお互いをつぶし合うようなそういう関係性にもなりますの

で昨日4番の久野議員のほうから御質問がありました。調査委託の話が今現在地熱業者と行政のほうで話を進めていきながらこれから先小国町で地熱の掘削を行っていく中でどの程度のものが最適なのかもありますし、もうこれ以上やっぱり掘削することはできないではないかというような一つのラインをやっぱり設ける必要があるだろうということでモニタリング調査を町の中の全域を含めて行っていこうという話が出ておりますのでその中でおのずとこれから先の開発をする限界というのは見えてくるのではないかというふうに考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） この件に関してはなかなかこれはまだ一事業者しか1か所しかフラッシュ発電所はございませんのでそれが原因かどうかはわからないわけですが、やっぱり年末年始なんかはそういう温泉施設がお湯が足りなくなったというような話も聞きます。お湯が足りなくなった。それは冬の時点では杖立温泉も結構湯量が減っているということで聞いていたのでその因果関係というのはわからないですよね。雪とかが少なくなっているし雨も少なくなっているのになかなかそれは原因はわからないんですけども、実際それもあるのではないかなと心配されている方もいらっしゃるのです。ですから是非早くそれをしていかないと今5社しかきていませんけれどまだ新たに新規にそういう用地を取得して参加したいという希望者がまた増える可能性だであるわけですから。それを規制する決まりもないからですね。早く開発限界値は大体何千キロワットなんだというのをはっきりしないとそういう規制はかけられませんので、モニタリングをされるということですので早めにそういう結論を出していただきたいとこれは要望です。

そして周知啓発用テレビ番組作成業務委託料についてもちょっと聞いておきたいと思います。番組制作費の3千万円というのは何%ぐらいですか。

町長（渡邊誠次君） 前段の部分の地熱の開発についてのお話を私のほうがちょっとさせていただきまして、私が町長に就任してから半年ぐらいして地熱の協議会を立ち上げました。それまでは地熱協議会地熱の事業者さんと話し合う場がなかったのです。ということは小国町と事業者さんは全く話せない状態でスタートしているわけです。ですので無秩序とかそういうところではなくて開発に対して町が話ができる場所がまずなかった。そういったところをまずその5社の中で作らせていただいた大前提があります。その中で五つの事業所がモニタリング調査をその中であるというのを取付けて地熱の恵み基金も作って保険代替である何か不測の事態が起こったときにも保険に入ってお約束をしていただいて。そして何かあった場合のための配管設備を付けていただいてというお約束のもとで話はスタートしているような今状態になりましたやっ。その状態で今後先ほど政策課長も答えられましたけれど賦存量がどのぐらいあるか。これは宮崎町長時代に電発が調べたデータを基にするとその部分がいまだに言われておりますが、本当に科学的根拠に基づいて今モニタリングの調査をかけながらデータを集めて一旦分析をし直すという今体制づくりにやっと思ったところです。そのような中で前は一番最初に2万5千どんと掘る予定

でありましたけれども今2千キロワット、5千キロワット、5千キロワットということで少しずつ開発をしながらモニタリング調査を進めて何かデータで異常があった場合にはすぐ止めれるような体制づくりをしながら進めているわけです。その中で賦存量をまた確定するような方法を協議会なのか審議会なのか諮問していきながら今から進めてまいりたいというふうに思います。私としては先ほど一つの事業所で日本の生産井というお話をされましたけれども、還元井についてのお約束だったり生産井についてのお約束だったりというのは県のほうが取決めをなされる中で町も同意を出すという部分だったり開発の部分で発電所を造るに関しても同意を出すと言ったところしかありませんので、まずはいつでも話合いができる場これを作ることが町としては一番大前提として一番よかったのではないかなというふうに思っておりますし、これからもそのような中で町はどちらかという開発をする方向よりも制限をかける場、抑制をする場所として町はいるといふところはもう間違いのないところでございます。ただ開発を進めていく抑制をしていくこのバランスも非常に重要なところがありますので、まずはその地熱の協議会の中で話をさせていただくと。それから6社目がというお話になりましたけれども、6社目はその5社の協議会がありますので町としては6社目はその5社の協議会の中に入っていたきたいというお話をさせていただいています。6社の打診はかなりあっておりますがまだ6社目に手を挙げられるところありませんので、かなりの抑制効果が効いているのではないかなというふうに私は思っております。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

3千万円の番組制作費の割合ということですかね。これは番組制作そのものが3千万円の規模で見込んでおまして、そのうちの2分の1を国の補助金でいただくという予算でございます。

5番（児玉智博君） ではその番組制作費を全部町が出すということですか。TKUが自社制作番組を作るわけでしょう。自分ではお金は出さなくて町に金を出させて自分のところのテレビ局でそれを流させるという話ですか。ちょっとこれひどいのではないですか。だってスポンサーなんかも付くわけでしょう。

情報課長（村上弘雄君） 令和5年度の予算のこの仕組みの中では確かに3千万円の費用をうちが払って国からの補助金で2分の1をいただくという予算にはなっていますが、現実これまでの偉人シリーズについてはTKUさんが半分いただいている出資をしているというのはございましたが、現段階ではその部分はまだ不明なのでこういう予算組みをしております。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩といたします。次の会議2時15分から。

（午後2時03分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時13分）

議長（松崎俊一君） 答弁か何かありますか。

情報課長（村上弘雄君） 休憩前の質疑の中で地域協議会の名簿についてちょっとお答えができませんでしたのでお答えいたします。私が頭の中で記憶していた団体名をずっとと言いましたけれども名簿を確認しましたら一緒でございまして、ASOおぐに観光協会と商工会と森林組合それからJA小国そして町ということで構成はされています。ただし会議の内容次第で先ほど言ったような関係者を呼んで事例発表とか質疑を高めるというやり方を運用でやっています。

それから7番議員の西田議員から母体を動かす中心的な部分はどこになるかという質問もあつたと思いますが、これは地域観光研究所というコンサルが事務局として全国の協議会の運営もしています。小国町の地域協議会も同じく町と一緒にあってそこが運営を担っております。地域観光研究所です。東京と熊本と福岡に会社があります。

議長（松崎俊一君） ページ82までをいっております。商工費。

それでは次がページ82から84、土木管理費。

8番（松本明雄君） 宮原から小国はほとんど山が多いところで急傾斜地があります。大分急傾斜地も整備ができておりますが、また来年度も負担金が上がっております。今新しいところでは関田をやっていると思いますが、その後に申請出ているのはあとは新橋地域だけですか。確認します。

建設課長（小野昌伸君） お答えします。

現在進行形が関田です。先週ですかね繰越しの新橋が新しく国庫補助事業に切替えたというかたちで、新橋のほうも一部承諾は全てもらいまして今から測量に入っていくというところ。今回上がっている負担金は向鶴。令和2年の災害で崩れた向鶴地区の治山事業の下の部分の急傾斜の補修ということでロープネットといってネット張ったりとか。そういうことで事業の負担金ということになっております。よろしいでしょうか。

8番（松本明雄君） はい。

議長（松崎俊一君） ほかにございせんか。

8番（松本明雄君） もう一つ。町道の危険木の予算も出ています。総務課は家屋のほうも出ています。今特に僕たちのところに要望があるのはやっぱり家の横とか町道。この前は台風で小学校の下のケヤキが倒れましたがやっぱりそういうところで危険木が非常に多いです。今さっき林業関係の話も出ていました。後継者もないとか家の近所はやっぱり切りにくいからなかなか切ってくれないとか。森林組合のほうにも切るようにはお願いしてあるのでしょうか。なかなか切ってくれないということがありますので、この補助金としてはこのくらいの規模ですけどなるべくあれば今後役場の方も関与していただいてなかなか無理とは思いますが家の横のは特にお願いしたいと思います。このくらいの予算で終わるのか。また追加補正予算を組むのか。その辺の意向ですかね今後の推移はどのようになるかお聞かせ願いたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） 今おっしゃられた河川関係、家の裏それから町道沿線木とって非常に多岐にわたって住民からの要望が多ございます。今回の予算は昨年並みに申請が上がってくる見込みということで、もう既に上がっていますところもありますので14件分の10路線というかたちで上げています。多分これ以上の要望があると思いますので金額も非常に作業賃金も上がっていますのでなかなか高騰している関係もありますので、また補正等々がありましたらよろしくお願いいたします。

以上です。

7番（西田直美君） ちょっとこれわからないので聞きます。土木費の最初、道路維持費の町道愛護費というのは具体的に何をするのでしょう。

建設課審議員（田邊国昭君） 町道愛護費についてです。地元の方々に町道の清掃や除草を行った方々に対して例年ある程度決まった範囲ということになるかと思えますけれども、役場のほうからその費用をお支払いするというようになっております。メーター単価で20円となっております。

建設課長（小野昌伸君） 今内容はお話したと思いますので、昨年が大体150団体、165路線というかたちになっております。町道がうちが管理しているのが259路線。延長的には約19路線の300キロというかたちになっておりますので、そういうかたちでキロ数から言えば半分ぐらいは地元の方がよくやっていたということになります。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

9番（熊谷博行君） 私も記憶の違いがありますので、足元道路の定義というか基準というかこれをもう1回教えてください。

建設課長（小野昌伸君） 町道以外の部分で家屋が2軒以上の道路というかたちでそこに原材料を支給しているというかたちになっております。よろしいでしょうか。

議長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

進めます。同じ84ページの道路橋りょう費。これは次のページまでまたがっております。

次が、河川費、85ページ。次は、住宅費。これは次のページの中ほどまで。85から86。よろしいですか。漏れたときはまた後からお願いします。

ページ86、消防費。86から88まで。

6番（大塚英博君） 6番です。

消防施設費の中で消火栓設置工事負担金というのが200万円あるのですけれども、先達で殿町火災の中では水が足らなかったという部分もありまして今町内の中で消火栓というのが特にこの役場近辺についての消火栓というのがやっぱり十分ではないのではないかなというふうに思うのです。この消火栓設置についてはこれから先やっぱり計画的に増やすというよう可能性はある

かどうかをお聞きしたいと思います。

総務課長（佐藤則和君） 消火栓につきましても、もともと地下にあります水道の本管がどれだけの能力があるかというのがまず基本になります。そこにある程度大きい管が通っていてある程度の圧がないと消火栓を付けても意味がないということもありまして。この基準に基づきましてもともと水道を設置するときにある程度の規模の感覚では設置していった経緯がありまして、それを今維持管理しているということで近年はあまり新しい新設はしておりません。どちらかというと消火栓だけではどうしても水利が足りないものですから、どちらかといえば防火水槽のほうの設置を推進したいと考えております。消火栓は短い箇所を増やせば増やしてもこの圧が低くなって出せば出しても出ないという悪循環もありますからちょっと限りなく増やせばということでは考えておりませんでした。ここに付けたらいいのではないかという理想的な場所がもし御要望があれば検討したいと思います。今上がっている200万円はこれは消火栓の設置は消防で負担しなさいという自治令がありますので、水道管を入替えたとき建設課のほうはこの区間内に消火栓があればそれを更新しますのでその分の負担金200万円です。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

5番（児玉智博君） 88ページの指定避難所看板設置工事ということでありますが、計画的に設置されていておりますが次年度はどこに何前看板を付けられるのでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 看板設置につきましては。通常いつも町のほうがすぐ避難所として開放します8か所を中心に今設置しておりまして、一応8か所全部に設置終わっております。大体です。後は観光客とかが見て分かるように電柱辺りに誘導看板を充実していきたいということでそれはまた順次この8か所どこをしていくか今年考えたいと思います。その辺をあと2か年そういう誘導看板の設置を強化したいと思っていますので。具体的に電柱に付けるものですから今年はどこというのは今から計画したいと思います。

5番（児玉智博君） 枚数とかもまだわからないのですか。

総務課長（佐藤則和君） そうですね。その辺も含めてちょっと単価の取り方等も今上がったりとしておりますので検討させていただきたいと思います。

5番（児玉智博君） やはり併せて観光客とかになると「ここは危ないところです。だからどこどこに避難してください」という誘導になると思うのですが、特にやっぱり土砂災害の危険のある場所とかあるいは浸水の危険のある場所ですね。だから「ここは大体ハザードマップで何メートルぐらい浸水する可能性のある場所だからどこどこに避難してください」というふうにするとやはり避難しようという意識付けにもつながると思いますし、日頃からそういうのを地域住民の方が見ているとやっぱりそういう心積もりとか意識付けになると思います。そういうのも併せて検討いただければと思います。

6番（大塚英博君） 看板設置もいいのですがその指定避難所に対してやっぱりまだ水洗ができていないようなところというのがあるのです。そういうところというのはたくさんの方たちが来たときに対して非常に高齢者の中で危険というかそういうものを本当にしていただきたいという気持ちもあるのです。看板は本当にきれいな看板ができていてもそういうふうなところが残ってればそっちのほうも改修のほうもしていただきたいなという希望でございます。

総務課長（佐藤則和君） トイレの洋式化というのは一応大体一巡して完了したつもりであります。具体的にどこか教えてください。

6番（大塚英博君） 上田の多目的施設なのです。公民館というか上田。あそこがいまだ水洗ではないのです。

総務課長（佐藤則和君） 洋式化というかあそこは一応便座は洋式になっていますので。水洗にするかしないかはちょっとあそこは結局後援会とも協議しまして、浄化槽にするだけでも500万円ぐらい掛かったのと常時人がいないのでそれだけの浄化槽管理を地元をお願いしなければならなかったので、取りあえずは浄化槽設置までは町のほうは避難所として使う分には影響がないということで今回は見合せております。

議長（松崎俊一君） 次、進みます。ページ88から91まで。教育総務費。

5番（児玉智博君） 教育総務費、負担金補助及び交付金の小国高校支援補助金というのが出されております。それでなかなか県立高校ですので県が高等学校費か何かで予算を組むと思うのですが、なかなかそれだけでは各学校に必要なものがなかなかそろわないという課題はあると思います。だから小国町と南小国町が独自で補助金を出しているのだと思うのですが。まず今熊本県のふるさと納税があつて「そういう教育関係に使ってください」というかたちで寄附をして、なおかつ県立の学校を指定するとその半分は各学校にお金が行くという仕組みのふるさと納税があります。それは県教育委員会が各学校長に「そういうのを取り組んでいますから、あなたたちも「そういうのがありますよ」という宣伝をしてください」というふうになっているそうです。私翔陽高校の同窓会で役員をしていますのでこの間その役員会に行ったときに同窓会担当の先生が「こういうのがありますので皆さん宣伝をしてください」と言われまして私も母校ですけど小国町の町会議員をしているのに翔陽高校に寄附をというのも言いにくいので全然宣伝はしていないのですが、実際そういう小国高校も独自の努力はしているのでしょうか。小国町、南小国町からもらえるからといってあぐらをかいてもらっても困るかなと思うのですが。

町長（渡邊誠次君） あぐらをかいているという表現はあまりよろしくはないかなというふうに思っておりますが。今校長先生も歴代の校長先生非常に頑張ってもらっていらっしゃいますし、小国高校に人数が少ないからできるだけたくさんの人に来ていただくところで魅力化と発展の会というところがあります。同窓会も非常に頑張っておられます。先日100周年事業も行われました。私も卒業式のほうにも参加させていただきました。今回3月15日に交流の部分

ですけれども台湾と小国郷での交流というところで小国高校含めてまたセミナーをなされるところでありますけれども。児玉議員とも少しお話をさせていただきましたけれども令和6年にエアコンが県議の働きかけまた両町で数回お尋ねしてそういったところも魅力化まではいきませんがそれでも県下初めての県費でのエアコンが設置されるということでございますのでそういったところも含めて県にお願いをしながら進めていると。決して小国高校の先生自体が動いていないというところではありませんし、校長先生直接教育委員会に行ってお話をされてもなかなか事務的な部分で遮られるというところが実はたくさんあります。それはもう皆さんも経験されておられるかもしれませんけれど無理なお願いをするときは事務的に行って難しいところは政治的などころで行かせていただくといったところが非常に大きいところが私は人間ですからあると思います。そういったところの働きかけも含めて校長先生それから小国高校の関係者含めて努力は非常にされているというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 同じ小国高校支援補助金の件ですが、小国高校も高校無償化になりまして保護者の負担が減ったのかと思いきや、やはりこういう保護者会そういったところから保護者への負担金の要請というのがあるそうです。年間で5万円から10万円ほどということなのですけれども。今後小国高校も今年入学する生徒が少なくなるというふうに聞いております。少なくなるとそれぞれの保護者の負担金が大きくなる可能性があるのかなと思われませんが、その辺り教育委員会としてはどのように捉えられていますか。

町長（渡邊誠次君） さすがに熊本県の管轄の分の高校の運営の部分は、やっぱり保護者会が中心になったり同窓会が中心になってくるかというふうに私も思っております。そのような中で町がどういった魅力化ができるかという発展の会の中でどういった支援ができるかというところを両町で話をさせていただいて、その魅力化と発展というところでは大きいところではありますが補助金を使っていただいて、今スタディサプリだったと思いますがを使って学力の向上をしたいと。先日小国町のほうで中学校の寮に高校生が入られるような仕組みを作りましたが、今回はそれは使われないということではありますがそのような中で様々に支援の仕方はあると思います。ただ申し訳ないですけれども保護者さんの負担の部分に関してはちょっとこちらではお答えのしようがないかなというふうに。

2番（江藤理一郎君） それはそうですね。ただそういった現状が保護者さんのほうでもあるというところで。

町長（渡邊誠次君） 私のほうももちろん保護者さんの負担があるというふうにはもちろんお聞きしている。県立高校ですからですね。学費の部分は無償化になったということでもありますけれどもやはり様々に少しはあると思います。

議長（松崎俊一君） ほかに。

教育長（村上悦郎君） それでは今江藤議員のところですが高校のほうとも魅力化ということで。

今部活動というところで高校の校長先生辺りとお話するところです。トータルに考えてやっぱり一番大事なのは小国高校が魅力があると。中学から高校のとき外の市内というところに出るのにやっぱり地元から行ってそしてできれば国立大学とかいろいろあるのですが大学に進学できるというところを最大の魅力にしたいなと校長先生熱く部活動のところ。では勉強の内容はどうしましょうか。中学校も高校も。今こんなところで協力できるといいですねというようなところで今お金の部分を言われましたがやっぱり小国地元の高校に行ってそして大学までつなげるというその魅力を少数でもとにかく行って何人か通るとかいうようなところを大きな魅力としてですね。地元から自分のところから高校に行けるというのを作らないといけませんねというところで。そこには経済的負担のところもたくさん出ると思う。小国高校がなくなれば高校に行けなくなるといようなことも現実的に出てくるのではないか。また引っ越していくというところも出てきますよ。今年は30数名ということですが南小国中学校の卒業生が少なかったというのもあるのですけど。でも今後はどんどんまた減るといことです。とにかく魅力、学校としての魅力のところには僕たちは魅力づくりを行っていきましょうという確認をしているところです。

5番（児玉智博君） 小国高校支援補助金についてなのですが、使われ方はどういうふうになっているか御説明ください。

教育委員会事務局長（久野由美君） 決算書を参考に申しますと学力の向上それから就学支援、広報活動、部活動支援、職員の研修等となっております。学力向上では先ほどありましたスタディサプリ利用料、検定資格に対する補助金など就学支援では新入生の教科書の補助、県外の出身の生徒への通学費の補助、広報では看板作成、部活動支援では高校総体でのバスの賃借料などなっています。

5番（児玉智博君） これがもうずっと恒常的な補助金にもなっていると思うのですが、何しろこれ県立学校なんですね。住民税で我々小国町にしか住民税を納めないけれどもその分が町から県税の分は県にあげているので要は住民税というのは町と県に私たち納めているのですが、結局これ小国高校に進む人はいいのだけれども住民票を小国町に残したまま町外の熊本市内とか高校に進学する人もいますのです。そういう人というのはなかなか通学というのは難しいからアパートを借りるとかいろいろそういう費用があるのです。私が聞くのが結構小さい頃はもう子育て支援も充実してきてよかったと。だけれども高校、大学進学というのが本当に厳しいと。そういう学生を持たれる親御さんというのが言われているのです。やはり本当小国高校を残さないといけないのだけれども実際はやっぱりそれ県の責任として、どういう経済状態の人でもどういう地域に住んでいる人でもやはり後期中等教育を受ける権利を県が果たしていくというのがあれであって、やっぱりこう何か町が財政支援を学校に対してやるというのではなくてやっぱりそういう就学援助を町民ですよ小国町民の高校生とかにやっていくという仕組みに変えたらどうかと思うので

す。そういう検定を受けるとかやっぱりいろいろ熊本工業高校に行っているんな検定危険物とかボイラーとかそういう検定を受ける小国町出身で住民票も小国にあると親御さんも小国に住んでいると。そういう人にもやるとかそういうふうにやっぱりちょっとやり方を変えていくべきなのではないかと思いますが、そういった考えはないのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 熊本県が高校生に対してやらなければならないことはもうおっしゃるとおりだと思います。間違いないです。私もそう思います。しかしながら小国高校をここに存続させるということはまた別問題でございます。小国町は今までのやり方でいきたいと思っております。

議長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、幼稚園費、91ページ。それから、次の91ページから94ページが小学校費。次は94から98、中学校費です。

7番（西田直美君） 96ページ、中学校制服購入補助金です。新制服購入経費の一部を7年生保護者に助成するもの（1人当たり1万円）。これは子ども議会で学校の子供たちからも出ていたのですが1万円と言わず半分でも出していただくとインパクトが大きいとかいうふうに子供たちも言っていたのですが、全部で予算額が40万円です。これを80万円ぐらいには何とかできないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 予算の分ですのでもちろん財政の部分大きい小さいは抜きにしても公平性の部分があると思います。今回生徒さんたちがおっしゃった部分は今までの制服よりも高くなるのでというお話も実はありましたので購入金額を1万円とさせていただきます。しかも3年間です。それを過ぎたときにはやらないかもしれません。一旦のめどとして3年間補助を1万円ずつ出しましょうと。ただ教育委員会の中で今お話をさせてもらっているのは、この予算には計上しておりませんがやっぱり在校生です。1年生も変えたいのですけれども在校生がやっぱり制服は非常にかわいいという評価が高いです。ですので在校生が変えたいと。もちろん今までの制服を買ってなおかつもう1回買うわけですから二重にお金を支払わなければいけないのですけれどもそれでも買いたいという話を聞きましたので、私としては教育委員会と話してその部分までは予算が出るように今回ではありませんけれども次の議会で上程させていただきたいなといったところです。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

7番（西田直美君） ちょっと見つけられなかったのでお伺いしたいのですが。地域未来塾の予算はどこに載っておりますでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 社会教育総務費です。

議長（松崎俊一君） では進みます。98ページから104ページまで。

8番（松本明雄君） 8番です。

僕は99ページの銅鏡製作のことについてお聞きします。これは300万円は寄附をいただいてそれは町がいただいて町がこの保存会のほうにお上げして作っていただくと。非常にありがたいことです。その中でも北里柴三郎のいろんな品物を出してくださいというときに色紙が出てきました。上野先生のところの。ここに書いてあるのが現存する写真が7枚しかありませんと。そういうことですので町民の多くの方に広報でもいいですから出していただいてやっぱり12枚本当にあればありがたいなど。作っていただくのはその方が出せる枚数で構いませんが、写真が現存すれば下町以外のところにある可能性もあるし誰かが本物を持っている可能性もありますので、その辺を教育委員会のほうがいろんな方法を使っていただいて探していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

教育委員会事務局長（久野由美君） 議員おっしゃる通り見つかったらいいなと思いますので探してみたいと思いますが、念のために聞いてみましたところその鏡の写真は60年前にこの7枚の写真は撮ったそうでその時点で12枚のうちに5枚しか既になかったということではありました。

6番（大塚英博君） 97ページの寄宿舎の中で燃料費というのがあるのです172万円。ボイラーの点検料というのがあります。下のほうにですね。これ今も寄宿舎はボイラーになってから非常に長いのです。結構修繕代がかさんでくるのです。そういう中でこれから高校生のほうも例えばそういうところのほうに寄宿舎に入る場合には光熱費というのが非常に掛かってくるのではないかと。そういう中で改修ですね新しいものに変えるというそういうふうな発想も大事かなと思いますけれどもその点をお願いします。

町長（渡邊誠次君） この部分に関してはもう議員おっしゃるとおりです。ボイラーの部分非常に老朽化しておりまして今床暖房を含めてエアコンが食堂にも入りました。それからエアコン等もこれから導入したいというふうに思っておりますが、骨格の部分ですので今回は入れていないというところが大きいのと。私も寄宿舎のほうにて総務課長それから財政、教育長、教育委員会事務局長それから担当含めて全部といいますか大まかな部分をほとんど見させていただきました。今本当に一番は水回りそれから床暖房、空調そこら辺りを本当にどうしたほうがいいのか。ちょっと今検討に入っております。実際は来年の補正になると思いますが上程させていただきたいと思っております。その部分ではこう出ておりますけれどもその方向で今話を進めさせていただいています。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 102ページ、坂本善三美術館費です。地域おこし協力隊、昨日も質問させていただきましたけれども基本的に私は地域おこし協力隊国の財源を使いながらということとかなり私としても推進してほしいなというふうに思っております。その中で昨日の補正予算の中では上がっていなかった新たに来年度ということと美術館のほう協力隊募集というようなことが

ありますが、どのような方を募集しているのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 学芸員ということで新たに募集をさせていただいています。

坂本善三美術館のほうでこれまでも築いてきましたが地域の方と連携した活動そういったものをこのまま続けていくために、新たに学芸員をということで地域おこし協力隊の財源を使って募集をいたしました。

2番（江藤理一郎君） 学芸員ということで今現在学芸員の方いらっしゃると思います。3年間の中で学芸員の方を採用してその後は職員として採用する予定なのかどのように。あと業務内容としては今いらっしゃる学芸員の方がいらっしゃる中でどのような業務をされる予定なのかお示してください。

町長（渡邊誠次君） もう学芸員は基本的にいないんです。ただ探さないと坂本善三美術館を運営する上で今山下さんがいらっしゃいますけれど山下さんずっとできるかどうかというのはそれはできないと思いますが、山下さんと私同じ年齢ですのでやっぱり10年後を見越してそういったところも含めて学芸員を育てていくということは大事なのではないかなというところをお話させていただきながら、今回は地域おこし協力隊で入っていただくというところまでで答弁は控えさせていただきますかというふうに思っています。

以上です。

7番（西田直美君） 98ページの報償費のところ講師謝礼の137万8千円というのがあるのですが、これが地域未来塾の講師報酬かなと思うのですけれども、これの内訳はどのようになっていますでしょうか。時間単価及び人数、年間回数。

それからその下の人権子ども会学習会指導者謝礼の分が84万円ありますけれども、これはいつものごとく倉原集会所か何かの分だと思います。中学校の先生たち小学校の先生も登録しておいてということだと思うのですけれども、先ほど教育長のおっしゃった小国高校から国立大学に行けるような学力をつけるためには学力アップというのは必要なのですが、これを一つにして地域未来塾と人権子ども会学習会の指導。内容が違うというふうに以前も返事はいただいておりますけれども学力を上げるという点ではどの子に対してでも必要だと思いますので、その辺を統一するというような考えはございませんでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） まず時間単価の件ですが地域未来塾の講師謝礼としまして1時間3千500円。1.5時間の60回、2人ということで63万円。このほかに地域未来塾のほかに中学校の夏休みに熊大生に来ていただいて勉強を教える学習会と小中学校の夏休みの英会話の指導ということで学習会と小学生のパソコン教室の講師の謝礼ということで合わせた金額がこちらの講師謝礼の137万8千円となっております。

人権子ども会の学習会を一つにしてという件につきましては前回と同じ答えにはなりますが、人権子ども会のほうはもちろん基礎学力向上も学習の中に入れていきますし人権を考える勉強も行

うということで募集をして行っております。何か不足があったら申し訳ありません。

7番（西田直美君） 基礎学力はもちろんその人権子ども会の学習会でもやるのだと思うのですが、今現在子供もあっちこっち行けば忙しいですよ。その人権子ども学習会が結局今対象者というか実際に参加している子供さんの数は何人ぐらいいらっしゃいますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 人権子ども会、令和4年度で小学生が32名、中学生が9名、高校生が12名の合計53名となっております。ばらつきがありますが各学年4、5人となっております。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

5番（児玉智博君） 地域未来塾の対象となるのは中学校9年生だけだったと思いますが、5年度も同じですか。また教わる教科は何でしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 地域未来塾のほうは9年生を主に行っていますが、今年度もそうですが7、8年生は長期休業中も行っております。教科は英語と数学です。

5番（児玉智博君） 先ほどの小国高校から国立大学にという話にも関わる部分なのですが、今度卒業式があった3年生も国立大学に合格者が出たというふう聞いております。それで私は北里英郎先生が小国高校でされた講演会非常にはあとと思って聞いたのが、やはりもう今総合型選抜とか学校推薦で一流の私立大学もそれで取るということで、「だからやっぱりそういう意識を持って日々の学校生活を送ってくださいね」というような趣旨のお話をされたのですけれど。私はなるほどなと思いました。それで今や国公立大学も総合型選抜とか学校推薦で結構各大学いろんな学部が取るようになって熊本大学の法学部なんか共通試験の成績は関係ないのです。ホームページ見たら分かるのですが面接と論作文これだけ。これで合格者を出すのですよある程度20人とかだったかな。だからやっぱり小国高校から行くのであればやっぱり中学校だけの英語と数学だけではなくて、やっぱり小さい頃から国語力をつけていかないと自分の思っていることを論作文で論理的に文章にしなければならぬ。受け答えもちゃんと相手に伝わるように。相手が何を聞いているのかわからないといけないというのは、やっぱり小さい頃からの学習の積み重ね特にやっぱり国語が大事だと思うのです。だからやっぱり地域未来塾でも英語と数学も結構なんだけれども、やっぱり小学生のそれが成功しているのがきよら塾ではないですか。やっぱりそこに学ばべきと思いますがどうでしょうか。

教育長（村上悦郎君） 学力保障というところで今5番議員が言われましたように入試の方向とか非常に俗に言われる非認知能力。今小国中学校がやっていますSDGsで自分で課題を見つけてそして友達と討議して高め合ってそして発表する。また繰り返す。その力が一番問われている。今言われたように大学の入試も自分をアナウンスするというかそういったところに重きを置かれている。非常にですから先ほども高校と話。そんな力非認知能力と言われるのですがアピールする自分たちで調べてそんな力をどんどん中学校でそうすることで「もうちょっと語学、言葉もし

なきやいけない」「もっと数学的なアイデアも」とそういうところで持って行って子供たちに学習の意欲をまずつけましょう。そして小国高校とと。小学校、中学校はそこです。きよら塾は言われますが作文の指導ですね。作文を幾らか先生がやられていました。非常にやはりあんな積み上げは大事だと思います。積み上げで残していく。ですがもうそれはやっぱり学校がしないといけないですね。小学校、中学校やっぱそのところ今言われたように何が一番大事なのかと先生方もしっかり分かる。やっぱり任せる部分もあります。そしてやっぱりそこら辺を私たちがしっかり応援してやると。今言われたように国語力ということです。国語力を中心としたということは今学校の先生方も重々分かっているところだと思います。

また子ども学習会というのはそれぞれのそこに学習するときの視点を持つてするということですね。そういうところが同じ勉強するでも国語力をつける。友達との関係をつける。人権の感覚をつけるとか視点を持って同じ勉強するのだけど、そうしていくことで同じ時間を使ってもいろいろなことが学びべていろいろな力をつけていける。そういうのを「先生方、町ではしていくのですよ」というのを進めていきたいと思っています。

以上です。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議 3 時 15 分から行います。

（午後 3 時 04 分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 12 分）

議長（松崎俊一君） 今 104 ページまでの社会教育費。

5 番（児玉智博君） 施政方針で町長が言われているのでいいことだなと思ったのが「町民の読書活動を推進し、たまり場について協議し町民の生きがい・居場所作りを進めます」と非常にそういう読書活動とたまり場、居場所作りを結びつけるのはいいことだと思います。多分教育委員会の職員の方がもともと起案したのかなというふうに思いますが。それで交流多目的施設費が小国町図書館でするので中心になるかと思うのですが、具体的にその予算措置はどうされているのですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 予算の金額的には特に変わりはないのですけれども、来年度から今日曜日を休館日にしておりますが月曜日に休館日を変えて日曜日も開けるようにします。そういったところです。

5 番（児玉智博君） 日曜日に開けるというのは非常に行きやすくなる人が増えるかと思うのですが、例えばよく取り組まれているのが毎週水曜日は 7 時まで普通通常 5 時までなのが 2 時間延長して要は働いている人が仕事帰りに立ち寄りたりできる部分なんかもあるのでその辺はやはり人件費に関わってくる部分だと思うのですが、週 1 回の時間延長とかそういう取組はされないのでしょうか。また今買物は結構お年寄りとかのために社会福祉協議会が軽自動車です。

れど、出張図書室みたいな取組なんかはせつかくこれだけ施政方針で述べられているのですから検討されたらどうかと思いますが。

教育委員会事務局長（久野由美君） 大人の方も図書室のほうを利用させていただきたいと思いでして広報活動に力を入れていきたいと思っております。そしてその延長などについては皆様のニーズなども気をつけて収集していきたいなと思ひます。

議長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

7番（西田直美君） 99ページの貸付金で小国町奨学金貸付金が122万4千円ござひます。それから積立金として奨学金事業基金積立金が41万7千円。今奨学金を貸付けている人数それから金額が幾らぐらいか。それから積立て基金これは何について積立てなのかということについて使途目的教えていただけますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 奨学金の貸与者ですが令和3年度に大学生に1名そして令和4年度に大学生に2名貸付けております。償還が来年度からお一人始まるということで基金で予算計上をしています。基金は名前は奨学金の積立ての基金がござひます。そちらのほうに入れます。

7番（西田直美君） それは何のために。

教育委員会事務局長（久野由美君） それは奨学金を貸与するための基金です。

7番（西田直美君） 循環させるための。

教育委員会事務局長（久野由美君） はい。

議長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

それでは進みます。ページ104から107、保健体育費よろしいですか。

次進みます。後からもし漏れた場合はお願いします。107ページ、農林水産業施設災害復旧費。次のページまで。それから2番の公共土木施設災害復旧費、3番の地域施設災害復旧費、108ページです。

8番（松本明雄君） 8番です。

この災害復旧費について2番の公共土木施設災害復旧費の工事請負費の1億円の部分がありますが、これの説明をお願いします。

建設課長（小野昌伸君） お答えします。

昨日補正予算のときも御説明したとおり公共施設災害が令和2年災残りが84件ほどあります。その中のこれ道路災の11件分でございます。当初査定を簡易査定といって簡単な査定で受けていましたので非常に実施を組んだときに重要変更が道路ですから地盤の支持力とか法長の変更とか金額もたくさん変更が出てきましたものですからその11件に関してです。これは熊本地震とか熊本豪雨の際にやっぱり2年間3年間で終わらなくてはいけないのですが、終わらない分はちょっと特例措置がありまして新年度予算として組ませていただくというかたちになっております

のでその11件分でございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

進みます。108ページ、一番下の公債費。元金と利子です。それから次、特別会計繰出金それから最後の予備費となっております。よろしいですか。

それでは、一般会計の歳出が終わりましたが、質疑漏れはございませんでしょうか。

2番（江藤理一郎君） 総体的になのですけれども私からはコロナが今後5月に5類になるということで緩和措置がなされるということですが、これまで3年間できなかった例えば小国の秋祭りそれから駅伝大会、ロードレース大会そういったものについては多分恐らく駅伝大会、ロードレース大会は小国町のスポーツ協会補助金などで賄われるものだと思います。秋祭りに関してはちょっと商工費のほうで見受けられなかったのが今後骨格ではなく肉付けのほうで考えられているのかなと思いますがその辺りと。それからもう一つはプールです。小学校のプールの浄化槽維持費については上がっておりますが北里保育園のプールに関しましては上がっていない状況かと思われま。この3年間コロナによって利用されておられません。これまででは子ども会のほうで清掃活動をしてそして小国町のほうから水のプールを張っていただき、そして保育園の先生が浄化槽の管理をしていただくという流れだったと思いますが、その辺りがコロナによって全部今中断しております。コロナがある程度収束してしまうとプールについては開いていったほうがよいのかと思いますし、特に宮原保育園の子供たちはプールは水泳するのですけれども北里保育園のほうの子供たちができていないという今現状でもございます。泳ぐということは非常に大事なことでして水泳力をつけるという意味では小学校に入ったときに少し差が出てしまうので、できれば保育園の北里のほうも開けるような手だてを考えていただきたいと思いますがその辺りどのようにお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 町といたしましてイベント関係はまずやるという前提で考えを持たせてもらっていますし、各課にそういった私の意思は伝えさせていただいています。それからプールに関してはもう3年間今閉めておりますので多分状況が前と少し変わっているかもしれませんが、ろ過の装置含めたところでまたちょっと考えないといけませんので年度始まってからまた打合せをしたいというふうに思います。

以上です。

町民課保育園長（清高德子君） 北里保育園の子供たちが使用できないということですが、今年度もちゃんと北里保育園の子供たちも小国小学校で使用できるように自動車の借上料を付けてもらって3回ぐらいする予定だったので実際は1回しかできなかったのです。コロナウイルスの感染防止のために。でもまた来年度は同じように公平性を持たせたいと思います。

2番（江藤理一郎君） ということは北里保育園といいますか旧北里小学校のプールはもう使用し

ないというような方向で考えられているということでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 北里小学校のプールに関しましては、今回保育園のほうで維持管理費については予算は計上させていただいております。ただしコロナ禍による部分と北里保育園での園児の安全管理とかそういった部分でプールの使用方法を少し見直しをしなくてはいけない部分がありますので、その部分は年度当初から検討していきながらプール使用については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

8番（松本明雄君） 松本です。

この予算書には載っていません。お願いで発言させていただきます。この前からジャージー牛乳ですよね。小国杉のブランド化の話も出ましたがジャージー牛乳もうちとしては本当のブランドです。200ミリリットルの機械が壊れていてそれはまだできないので小学校も中学校も保育園もそれが牛乳が飲まれないと。教育委員会のほうにもちょっとお尋ねしたり産業課に行ったりしたのですけれども、まだジャージーの組合のほうはまだいろんな感じでどういう方向で進むかわからないと。そういうことですので小国町も予算が付けにくいと思います。ですがジャージ組合のほうがいろんなお願いが来たときは補正を組んでやってすぐ予算化していただきたいと思います。町長どうお思いでしょうか。

町長（渡邊誠次君） すぐに予算を組むことは不可能だと思います。それはなぜかということ金額が何億という単位だからです。その負担をする上では町民の皆さんに負担をしていただくのと一般財源の部分を使うとすれば同じイコールになると思いますので、何らかの補助金を付けるのであれば間違いなく国県の補助金を使っていきながらもちろん過疎債ソフトもハードも両方ともありますのでそこがいろいろと検討を重ねていって結果補助金をお出しするということは可能性がありますが、今の時点で補助金を付けますよというお約束は私はできないと思います。やはり責任がありますので私も簡単に「できますよ」という言い方もそれは無責任だと思いますので非常に難しいところではあると思います。それからやっぱりその牛乳を今後2年間でどう移行していくのか。ジャージー牛乳をですね。その部分は今熊本県のJAが動いております。その動きが固まらない限りは町で動くという部分ではまた非常に難しいと思いますので、その流れが決まってから町としては動きたいなというふうに今思っているところです。

以上です。

教育長（村上悦郎君） 私はJA阿蘇本所組合長のほうに学校のほうで子供たちも飲みたい地域の方々も飲ませたいというふうな意向だがということを2月の終わりに行ってお話をしてみました。今町長が言われた後半の部分でそんなお話をされて「俺たちも飲ませてやりたい」というようなところはお話をされておりましたが、町として僕たちみんながそういう気持ちを持っているということは伝えさせていただきました。

以上です。

8番（松本明雄君） 町長おっしゃるとおり僕もわかっています。金額からいろいろな人に聞いて早めに対応できないかと。子供さんたちに飲ませるためには昔は缶で持って来て。僕たちの時代ですよ。40年50年前は注ぎ分けて飲ませていました。教育委員会のほうに県教に聞いてもらったら「やっぱりごみが入るからそれは無理だろう」と。だからいろんな方法ができれば対応していただいて、小国の子供は早くジャージー牛乳を飲ませていただきたいと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 松本議員おっしゃるとおり衛生管理的な部分それから労務管理も含めて今もうその牛乳は油部分がありますのでそれをどう洗っていくか。飲んだ後ですね。そういったところも含めて考えると今1リットルのパックとか500のパックを分けて注いで子供たちに飲ませる。もちろん低学年から高学年までいらっしゃいます。そういったところはなかなか学校のほうでも引き受けるのが難しいところもありますので、様々話をしていきながら何らかかたちになったときにはまた皆様方をお願いするときがあるかもしれません。

以上です。

議長（松崎俊一君） あとはよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、次、歳入に入りたいと思います。11ページをお開きください。

11ページの町税の項で町民税。11ページの町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税。次のページの入湯税までが町税になります。よろしいですか。

次、12ページ、地方揮発油譲与税、それから自動車重量譲与税、森林環境譲与税、利子割交付金、配当割交付金、そこまでは12ページ。次のページが、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税までございます。

次、14ページ、交通安全対策特別交付金。そのあとが14ページの分担金、それから同じく14ページ負担金。

15ページが使用料。使用料は16ページの半ばまで。それから次は手数料。手数料は16ページです。

それから17ページ、国庫負担金。同じく国庫補助金。国庫補助金は次の18ページの下のほうまで。国庫委託金。

19ページが県負担金、県補助金。県補助金が少し長くて19ページから21ページ下の段まで。

21ページ県委託金。次の22ページの中まで。

22ページ、財産運用収入。23ページ、財産売払収入、寄附金。よろしいですか。

23ページの下のほうに基金繰入金。

次のページ、繰越金。あとは延滞金・加算金及び過料、預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入。

25ページの上のほうから雑入です。これが26ページの中まで。

最後26ページ、27ページに町債となっております。

質疑ございませんか。

議長（松崎俊一君） 一般会計歳入が終わりましたが、質疑の漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本予算書には7ページに第2表債務負担行為、それから同じく8ページに地方債、それから110ページに債務負担行為支出予定等の調書、それから114ページに給与費明細書、こちらのほうが載っておりますので時間があるときに見ておいていただければと思います。

それでは、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第16号、令和5年度小国町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

まず通学路の防犯灯設置については町長から前向きな答弁がありましたのでそれはよかったと思います。是非通学路について毎日通学する道ですから安全に小学生、中学生あるいは高校生が通学できるようやっていっていただきたいと思います。

さて西里小サテライトオフィス関連の予算は合わせると1億8万5千円余りになっております。必ずしもこのサテライトオフィス化が悪いとは思いませんが、しかし今物価高騰が続いております。私が議員になってからも今の町民の暮らしというのは特に厳しい状況になっていると思います。そのときに1億円以上も掛けてやらなければならない事業なのか甚だ疑問でございます。選挙公費負担の予算が549万2千円ございます。しかし私はこの選挙公費負担の制度条例にも反対しておりますけれどもこれは本当に必要のないものだと思います。それよりもやはり投票率を向上していく。町政に町民の人たちに関心を持ってもらい、そして投票率が上がっていくように特に若い世代が投票率に興味を持つような取組が必要ではないでしょうか。中学校あるいは高校で模擬投票を選挙管理委員会が出張して行うなどそういった取組をやるべきではないかと思いません。

有害鳥獣防除柵の予算は100万円ですが、これは前年度よりも減額されているということでありました。しかし町民の人たち農家の人たちが肌身で感じているのは有害鳥獣被害というのは決して減っておりません。むしろ増えております。そういう中で予算が減額されるというのは現実と照らし合わせていかなものかというふうに思います。やはり5年縛りを撤廃して防

除柵を少しでも多く農家の方たちが設置できるようにしていただきたいと思います。

施政方針演説で町長は農業振興については21年産米の豊作による在庫を新型コロナウイルス感染症による外食需要低下等により、米価の下落が続いており農家にとって厳しい状況が続いていますと述べられております。ところが農業振興費の中身を見てみますと従来のものをそのまま続けていっているだけであります。不十分と言わざるを得ません。小国産米の米を学校給食に農家から直接買上げて提供していくあるいはふるさと納税でしっかりと米の返礼品というのをそういう商品を使って、少しでも販路拡大に取り組んでいくべきではないかということをお話したいと思います。

最後に部落解放同盟小国支部への直接的補助金などこういう同和施策が引き続き続けられておりました。170万円から150万円に予算額が減額されたというものの温存をされております。西日本新聞が11月29日付けの紙面で報じたのは南阿蘇村の同和団体補助金をめぐり住民監査請求で返還命令が出されたものであります。ここには部落解放同盟の女性、全日本同和会の男性、それぞれ60代でありますがこの人のインタビューが載っておりました。これを一部読みますと「過去の激しい運動の記憶で怖くて言えなかったのではないかと怖くて言えなかったというのはこれ職員がです。「複数の関係者は不正が続いた背景に部落問題へのタブー視を指摘する」というふうにしておりました。また続けて「信頼関係という美名の慣れ合い。行政の事なかれ主義がトラブルさえなければよしとする風潮を招いた」などのこの同和事業の負の側面を報じています。私はまさにそうではないかと思えます。同和問題というのは基本的に私は社会問題としての部落差別というのは解決したというふうに思っております。YouTubeでそういう旧同和地区と思われる場所が流されたというふうにおっしゃいました。でもそれはあくまでその個人の方がやったことです。それを社会問題かのごとくいうこと自体が私は信じられません。法務局に削除要請をしたということですが、だから多分削除されていますよねと思えますよ。そうではなくていやそれがおかしいと思うのであれば投稿した男性にホームページなんかにはちゃんとメールで問合せられるようになっていきますので直接「いやそれはおかしいのではないですか」と言うべきだと思います。おかしいと思ったことをその場でおかしいと思う行動をした人に注意をしていくこれで十分です。それが何か国民全員が当事者みたいな大げさなことをするというのは結局こういう補助金をいつまでたっても出さなければならぬ。厳しい、予算がありません、財政が厳しいという中でこれだけは大体毎年同じ額を出していく。これで本当に部落問題、同和問題を解消しようと思っているのだろうかとは私は疑問でなりません。むしろいつまでも温存させたいと思ってるのではないかとすら思えます。

以上述べまして、討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ただいま反対の討論がございました。

次に、賛成の討論はございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、議案第16号、令和5年度小国町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

今回の一般会計予算につきましては骨格予算ということであるの部分でまだ肉付け等なされておりません。ですから比較対照も難しい部分がありますけれども、とはいったものの予算全体で見渡していきますとやはり小国町これまで災害。2年前の災害です。それから全国的にコロナウイルス感染症ということでどこの自治体も疲弊しつつある社会現象の中で、その取組を行いながらなおかつ地域の特性を生かし地域性を発揮するそれが予算に表れてくるのではないかと思います。そんな中で先ほどありましたように旧西里小学校の活用の課題も出てきます。小中学校これらの子供たちに対する対応もろもろの対応についても今後の小国町を見据えた上での施策がなされているものと思います。今後の肉付けに期待する部分もありますけれども骨格という部分でいきますとこれが本筋といいますか基幹になります。それに肉付けがついてまいります。そんなときに財政運営上見たとき総額的には8億5千万円ほどの減額とはなっておりますけれども、これは災害復旧の部分が5億ほど減少しておりますので実質的に3億程度ということがあろうかと思えます。

また歳入におきましても見させていただきますと財源調整として財政調整基金も入れておりますけれども、これは繰越金ここが先ほど言ったように骨格という部分でまだ確定値を出しづらい部分がございます。当然肉付けのときにここも調整されて基金等の財源調整あるいは交付税等の財源調整等もなされていくものと思います。またそれぞれの部分で取り組む内容についても先ほどの意見と重複する部分もありますけれども、小国町の未来を見据えた部分で今こそやるべき部分。先ほど同僚議員の質疑の中でも何度も出ました。やはり小国町というこの地域ブランド、ブランド力を高めていくということに力を置いていただいたものだとも思います。

それから予算と離れるかもしれませんが人権問題についても反対討論の中でもありましたので、私はあえて私の討論として述べさせていただきますけれども。やはりこれから先外国人との交流いろんな方々との交流この部分は小国を問わず日本中どこでも活発化してくるかと思えます。やれよその人だ、やれ国籍が違う、そんなことであってはなりません。そういったような意味合いからも人権政策費で人権を尊重することを認め合うこと。これは憲法にも保障された基本的人権の尊重です。あわせて日本国憲法にはこんなふうにも書かれております。この憲法が保障する権利は、国民の不断の努力によって成立すると。不断の努力というのが私は学習活動ではなかろうかと思っております。そういったような意味合いからも人権政策費として学習活動を続けていくことはこれは必然性を帯びたごくごく当たり前の取組だと思っております。

骨格予算に戻りますけれども今回このように骨格予算ということで上程されました。是非執行部の皆様にもこの予算の意義を具体化していただく。そのことに徹していただいて賛成の討論と

いたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

7番（西田直美君） 私は、議案第16号、令和5年度小国町一般会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

3年続いた新型コロナウイルス感染症で国から交付金が参りました。これもほぼ終わりを迎えようとしています。国庫財政厳しい中、小国町においても今後はより慎重な予算の使い方が望まれております。しかしながら当予算を見ても町民の生活に今後益をもたらすとは考えづらいものが幾つも見られます。まず旧西里小学校の活用プロジェクト運營業務委託料の550万円、サテライトオフィス化工事実施設計業務委託料561万円、サテライトオフィス化工事施工監理業務委託料187万円などが計上されています。さらに令和5年度にはこのサテライトオフィス化事業の総事業費9千88万3千円が過疎対策事業費として起債予定されております。しかしこれらの投資をする前に使えるかの可能性についてより精査すべきと考えます。そうでなければ鍋ヶ滝のライトアップと同じように収支の見込みもなく単なる無駄遣いに終わりかねません。

また部落解放同盟小国支部への150万円の補助金も適切とは思えません。人権団体とはいえ特定の団体のみに出すことは納得いかず人権教育やその活動補助金であればLGBTQ、障害者、高齢者差別、在日外国人差別、外国人差別、男女差別、その他もろもろの差別に対する教育、働きかけの補助金であるべきです。

その他にも予算すべきでないと思われるものが複数あります。よって、私は、議案第16号、令和5年度小国町一般会計予算に反対しこれを討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号、令和5年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 次に、日程第2、議案第17号から日程第7、議案第22号までは令和5年度小国町特別会計予算及び水道事業会計予算でありますので、一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、予算書目次ごとに、まず1ページの小国町国民健康保険特別会計予算からお願いします。特別会計の予算書の1ページから18ページです。歳入歳出一括してお願いします。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 特定健診委託料ということで17ページに出てきております。まずこの特定健診委託料。対象者となる人数は何人の見込みでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 来年度予算の特定健診委託料につきましては、対象人数が集団と個別合わせまして830名を予定しております。

以上です。

5番（児玉智博君） はい、わかりました。

では人間ドック委託料であります。300万円計上されております。対象人数は何人で何か所の医療機関で受けることができますか。

町民課長（宮崎智幸君） 人間ドック委託料につきましては、1人当たり2万円の助成ということ で予算上150人を予定しております。それから熊本県内の7か所の医療機関に委託をする予定 となっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 対象人数というのは予算の根拠としてこのぐらいだろうという予測で出され ているのが830人、150人でしょうか。ではなくて要は年齢とかで対象となる被保険者の人 数を私は聞いたつもりだったのですが。

町民課審議員（中島高宏君） 国保の特定健診につきましては、対象者が40から74歳というこ とで対象者が1千500人程度ということになっております。人間ドックにつきましては、対象 も同じ方をしております。

5番（児玉智博君） 基本的に個別健診なんかも特定健診では始めていただいております。検診受 診率向上について努力されているなというふうには感じております。施政方針演説の中で定期的 に病院を受診している人はその特定健診も受けたようにみなし受診が来年度から制度として始ま るということでありましたが、そのみなし受診となりそうな人は今言われた人数の中からどれぐ らいかわかりますか。

町民課長（宮崎智幸君） みなし健診ですが、個別で病院受診されている方が特定健診と同じよう な検査項目をされている場合にそのデータ提供が町のほうにされる場合は特定健診を受けたとい うふうにみなすというのがみなし健診ですが、今現在試算している人数でいきますと20名程度 がみなし健診の対象と考えられます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、次に移ります。討論、採決は後です。

次に19ページをお開きください。19ページから42ページまで。小国町介護保険特別会計 予算についての質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、次に移ります。43ページから51ページまでが小国町後期高齢者医療特別会計予算となっております。質疑ございませんでしょうか。

5番(児玉智博君) 町民課資料(3)ということで国保、介護、後期高齢者医療保険の被保険者数あるいは認定者数を出していただいております。65歳以上の第1号被保険者はマイナス40人なのです。令和4年1月末時点と比べると。ところがこの後期高齢者医療保険75歳以上の人は同じ時期で6人増えております。なぜこういうことになっているかわかっておりますか。

町民課長(宮崎智幸君) 人口の構成からいきまして現在の70代から80歳代、もちろんその中に団塊の世代と言われる方々が含まれますがその世代の人数が多くなっていると。逆に65歳に到達して若い人ですね前期の高齢者の人数というのが少なくて、それ以上の10歳以上の75歳以上の年齢構成のほうが人口的に多いというような現象でこういったことが起こっております。

以上です。

5番(児玉智博君) 必ずしもそうではないのですが。やっぱり年齢が高くなればなるほど介護認定を受けている人とかあるいは介護度が高い人というのは増えなければならないのだと思うのですが。要介護認定者数も25人減っているのです。75歳以上の人が増えれば被保険者数自体は減ったとしても、ここはそんな減らないのではないかと思うのですが減っております。ということは結構そういう介護予防の効果が出ているというふうになるのでしょうか。

町民課長(宮崎智幸君) 要介護の認定者数の減少の部分につきましては今議員言われたように一般介護予防事業それから事業の中の介護の事業、地域支援事業であったりそういった部分の中の介護予防のサービスにかなり小国町力を入れておりまして、特に要支援状態若しくは介護の認定を受けなくて済むように一生懸命うちの職員もかなりいろんな取組で頑張っている部分が成果として表れているのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長(松崎俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) それでは次に、53ページから61ページまで小国町簡易水道特別会計予算について質疑に入ります。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ次に、63ページから75ページ、小国町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑に入ります。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) それでは次に、別冊の小国町水道事業会計予算について質疑に入ります。質

疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) それでは、これまでの各特別会計予算に対しまして、質疑漏れがありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は、議案第17号、令和5年度小国町国民健康保険特別会計予算、議案第18号、令和5年度小国町介護保険特別会計予算及び議案第19号、令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計予算については反対いたします。あとの議案第21号、令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計予算と議案第22号、令和5年度小国町水道事業会計予算については賛成いたします。以下、議案第17号から19号までに反対する理由を述べたいと思います。

まずその前に今回討論を行うに当たりまして4年前の3月定例議会でのこの特別会計予算の私の討論を議事録で見返してみました。そうしましたら当時まだ前の北里町長でありましたけれども私は特定健診の受診率を上げるためにも個別健診はもう絶対にやったほうがいいと訴えておりました。それが今の渡邊町長になって私の提案が取り入れられたわけではありますが、4年経ってみてやっぱり正しいと思うことは言い続けるものだなと改めて感じております。

さて社会保障であるこれら三つの特別会計でありますが高過ぎる保険税、保険料に町民の生活が苦しめられております。これらの保険税、保険料は国保税では昭和の終わり頃から比べて、また介護保険料は制度が発足いたしました2000年当時と比べますといずれも2.5倍近い額にはね上がっております。しかも利用する際の負担は際限なく増え続けているにもかかわらず給付で受ける部分はますます抑制をされているという状況でございます。命を守るためのこれらの制度が暮らしを苦しめるという本末転倒な状況が広がり続けております。これらの保険税、保険料が高くなっている要因の一つには給付費の増大ということがありますが、しかしそのためには健康づくりというのは不可欠であります。先ほども述べましたが特定健診の個別健診を導入していただいたり先ほど質疑の中で答弁でもいただきましたが介護予防などをして要介護認定者などは減っていつているというようなことを言われておりましたので、一定の町の取組というのが成果として出ている部分もあるということですので引き続き取組を強めていただきたいと思います。しかし一方でなかなか認定を受けたとしても利用料ですね。特に施設入所なんかするととてもその国民年金だけでは賄えません。やはりそういったところで利用をちゅうちょすると。認定自体を本当は認定を受けてデイサービスとかに行っただけのほうがいいのだけれども、だけれども利用料が負担があるからなということで認定も受けないという人も実際にいると思います。そういった人

たちに寄り添って必要な医療、介護をちゅうちょなく受けられるような仕組みづくりも同時に進めていただくことを求めまして討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、議案第17号から議案第22号まで、賛成の立場で討論を行います。

特に討論を述べさせていただく部分としましては、17号、国民健康保険特別会計の部分から述べさせていただきます。いわゆる国民健康保険ということで国民皆保険の社会保険、共済保険等に該当しない方全てがこの中に含まれてくるわけでございます。そんな中で今回の予算書を見させていただきますと予算額で国民健康保険税2億1千900万6千円ということで対前年比の1千400万円の減額となっております。それに対し歳出総額要は目的税ですのでこれに伴う歳出予定額は対前年比で4千800万円と増加の傾向をとっております。こんな中で医療費が増加傾向にある中でいかに国民健康保険税いわゆる加入者の負担を軽減していくのか。それと加えて令和4年度から取り組まれました課税方式の見直し。これによる激変緩和措置これについても保険税は下がっている中でも対応もしていただいております。町民の方々の健康の増進と健康維持確保これを目的とした国民健康保険会計としましては、負担を軽く効率を高くということではある意味成果が表れているものと理解しております。また介護保険につきましても社会情勢の変化でいろいろなかたちで介護認定者増えたり減ったりしております。ただこの資料にありましたように介護認定者の減は私自分の母の部分で例をとって話させていただきますと、脳梗塞で倒れたときにやっぱり救急医療体制が今は以前と比べて格段に高まっていると思います。ヘリコプターで熊本にすぐ運んでいただきます。そこでそれなりの措置をしていただきますと後遺症が少ないと。ということは介護認定者も減少傾向にあるのも一つはそういったような表れもあろうかな。ですから救急医療体制と介護保険制度それから当然あわせて後期高齢者もそうです。医療制度これらが相まって今の医療体制あるいは福祉体制が整っているのかと思います。

以上で、本特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。

議長（松崎俊一君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお採決において、執行部は最後にお立ちください。

議案第17号、令和5年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、令和5年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(松崎俊一君) 挙手多数でございます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(松崎俊一君) 挙手多数でございます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、令和5年度小国町簡易水道特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、令和5年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

週明け13日は4名、久野議員、熊谷議員、西田議員、児玉議員の一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れ様でした。

(午後4時11分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

第 3 日

令和5年第1回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和5年3月13日(月曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和5年3月13日 午前10時00分

1. 閉 会 令和5年3月13日 午後 3時11分

1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時 松 洋 順 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君 教 育 長 村 上 悦 郎 君

総務課長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君

政策課長 秋 吉 祥 志 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君

情報課長 村 上 弘 雄 君 税務会計課長 小 野 寿 宏 君

建設課長 小 野 昌 伸 君 町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君

建設課審議員 田 邊 国 昭 君 町民課審議員 中 島 高 宏 君

町民課保育園長 清 高 徳 子 君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 5. 3. 13)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

昨日はわいた方面でも野焼きがあっていました。まさに春本番といったところでしょうか。昼に北里のそば屋さんに行ったら行列ができておりましてナンバーは福岡とか筑豊とか。西里のほうでマルシェがあってゆうステーションの駐車場でもイベントがあっていました。それから週末には造り酒屋で新酒祭りもあるそうで、これから観光客も増えてくるものと期待申し上げます。

さて、本日は3月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は9人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は登壇順に、久野議員、熊谷議員、西田議員、児玉議員となっております。

それでは4番、久野達也議員、登壇をお願いします。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

おはようございます。任期最後の一般質問となります。これまで4年間の私なりの取組それらも含めたところで少し質問の中にも反映させていきたいと思っております。

まずもって本日の質問は通告で鍋ヶ滝バイパスそれと町長のこの4年間ということで仮通告させていただいておりますけれども。まず冒頭鍋ヶ滝バイパス工事についての前に実は二、三日前だったですかね聞き及んだところで鍋ヶ滝が世界3位という話を耳にしました。町のほうでこの情報詳細等を含めて情報をお伝えできれば可能な範囲で構いませんのでお知らせいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆様おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは今久野議員御質問いただきまして本当にありがとうございます。詳細につきましてもう少し補足が必要であれば担当課長から御説明をさせていただきたいと思っておりますが、鍋ヶ滝が世界で3位の受賞をしたということでございます。3月7日から9日でありましたドイツのベルリンというところで開催されましたザ グリーン デスティネーションズ ストーリー アワードというセレモニーが開催されまして、昨年持続可能な観光地トップ100選に選ばれました。その中からさらに特にすぐれたストーリーについて6部門がございます。観光地のガバナンス体制の構築、観光地の再生部門、自然景観の部門、文化伝統保存の部門、観光地のコミュニティー形成部門、環境保全気候変動対策部門、ビジネスマーケティング部門、この6部門の中で観光地のガバナンス体制の構築、観光地の再生部門で第3位ということでございます。観光客が増え過

ぎて渋滞等々が出ております鍋ヶ滝のオーバーツーリズムこれを緩和する取組が評価をされたというところでございます。欧米等々の旅行会社、大手の旅行会社ですけれども認証を受けた都市を優先して旅行客に紹介をするという傾向が今SDGsの中での取組としては非常に大きくなっております。今回の表彰式につきましてはそのベルリンで開かれた実はこのアワードが世界で最大規模の旅行博です。その最大規模の旅行博の中で行われておりますので多くの旅行会社が小国町を認知をしてみたいきっかけというふうには私は思います。今回の受賞を通して小国町という地名この小国町という地名が世界的に注目をされるということをもっともっと今後は期待したいというふうには思っております。何せドイツ語で書かれておりますので少し調べさせていただきましたが、私の調べる限りではこのぐらいの情報でしかありませんけれども今のところ私のほうとしてはこういった情報でございます。世界的に認知をされたということで非常に鍋ヶ滝もこれからも安定してまたたくさんのお客さんが来られると思いますので準備をさせていただきたいと思っております。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） 今のニュースは先週の3月8日ということでまだほやほやの状態でございますので私も詳しい情報については手持ちにある資料も町長と同じでございますので、前々からこの取組については世界基準での100選のときから小国町の取組が全国日本の中で有名な観光地イコールこの対象になるというわけではなくて、この事例そのものの取組が対象になったというふうには認知しておりますので今後また一般質問でもその他の議員のほうでも予約システム等についての質問が出ていますのでその辺りで説明したいと思っております。

4番（久野達也君） ありがとうございます。実は私もこの情報を聞いたのが11日かどこかそこから辺りでした。本当真新しい情報でなおかつ世界に小国町を。日本国内で名を売るのもそうですけれどもこれから先海外からの多くの方々が日本を訪れるかと思っております。そんな中でも一つの起爆剤というか観光の部分で小国を高めていけたら喜ばしい限りではないかと思っております。

それでは通告の部分で質問させていただきます。実は鍋ヶ滝バイパス工事ということでこれまで予算化されている部分で設計と用地取得等がっております。これが設計が完了し用地取得が完了すればいよいよ工事に入っていくかと思っておりますけれども。まずはこの現時点での設計、用地取得これらについて進捗状況ですね。これお聞かせいただけたらと思っております。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。ちょっと花粉症がひどいので申し訳ありません。聞き苦しいところがあったら再度聞いていただければと思っております。

まず進捗状況ということで5年前ぐらいからですかね一応バイパス計画を補助事業に乗せようということで取り組んでまいりました。令和2年から本格的な補助採択を受けまして今議員がおっしゃられましたとおり鍋ヶ滝の道路の詳細設計、用地測量も含めて約6千万円ほど費用をつぎ込んで測量設計を終わっております。令和3年度に今度鍋ヶ滝で後ほど御説明しますけれども橋

りょう設計が橋りょうが2橋ほど蓬莱川と本村川を渡る橋りょうがありますので、その部分の2橋の詳細設計ということで4千500万円程度費用をつぎ込んでおります。令和4年度に入りまして家屋と1件ほど補償物件がその線形上に出てきますのでその補償算定、鑑定に500万円ほど費用を掛けております。今のところ1億1千万円ほどの予算をつぎ込んでおります。令和4年度繰越しになりますがあと本格的な用地交渉ですね地権者先祖代々から受け継いだ土地を今から買収していくわけですので、その補償土地の算定をいたしまして個別で交渉していくということで概算用地費として5千万円ほど組んでおります。今のところ令和4年までに1億5千万円予算を付けていただいております。これが社交金補助事業になっていますので50パーセントは補助事業です。1億5千万円割る2で7千500万円。町の負担も7千500万円ということで7千500万円のうち過疎債を借りていますので70%の交付金ということで5千250万円。純然たる一般財源は2千250万円というかたちになっております。

それではすみませんちょっと暗くしますけれども概要を説明いたしたいと思います。道路詳細設計、橋りょう設計も今あと橋りょうの経済比較というかたちでできておりますのでこの四つについて御説明したいと思います。

まずは平面計画からお願いします。これは現在坂本善三美術館から下滴水線ですね。これは社交金で同じく5メートルというかたちで改良を進めております。今回のバイパスはこちら西蓬莱線とって本村に抜ける坂本善三美術館から二、三百メートル先でしょうかこのカーブから右に入って本村の集落に行く西蓬莱線と起点は一緒です。非常にこの最後のカーブこの交差点が非常に五差路になりますものですから、今回は本線の是正というかたちでなるべくカーブを造らず第2駐車場までタッチをしたいということで全延長1.2キロになっております。

これがタッチの部分です。今現在道路がこう通っています。若干本線の是正でこちらのほう通っていきます。ここは1号橋です。それから橋を渡ってここが2号橋。二つ目の橋です。ここはこういうかたちで1本、2本、3本、4本入っていますので平面交差をすると非常に交差点が危ないということと、あと直接通行量も多いのでこの交差点を平面交差ではなく立体交差というかたちでここで大体5メートルぐらい。この家の屋根ぐらいの高さで立体交差をして飛ばしていきます。あとは山の中をずっと通って行ってこちらのほうから下りてきてここが処理場です。これを越えてこういうかたちです。これが処理場です。こういう線形で第2駐車場まで結ぶということになっております。そういうかたちで1.2キロやっております。

今回の標準断面というかたちで載っています。幅員は7メートル。7メートルの外に側溝が入るというかたちになっております。第三種第4級の道路というかたちで道路構造令から出してあります。設計速度40キロ。これは法定速度とは違いますので設計に関する40キロ。40キロのスピードで行ったときに曲がれるカーブの設定をしてくださいという感じです。今言った道路幅員7メートル。車道幅員2.75メートルというのはこの真ん中がセンターラインとって

ただければいいと思います。センターラインから外の外側線まで2.75、2.75ですので5.5メートル。路肩が75センチ、75センチというかたちになっております。今改良している下排水系はこれが三種5級になっておりまして全幅5メートルの道路です。外側線から外側線。センターラインは入りませんから外側線から外側線までが4メートル。路肩が50センチ、50センチということでこのクラスより1ランク落ちるというかたちになっております。いいですかね。

はい次。これが盛土部です。一部盛土部でできてきますので盛土部におきましてはこういうかたちで盛土の土羽勾配が1対1.5。切土の場合は切り込みの勾配が1対1.0というかたちになっております。結構今皆さんも目にするかと思いますがこの1メートル程度は防草対策でコンクリートの張コンクリートをしたいと思っております。

ちょっと戻してもらっていいですか標準断面のほうに。もう一つ前。もう二つ前がいいかな。これでもいいです。これでこの道路構造令というのののっとなってやっているのですが、この斜線の決め方というのが一番ポイントになってきまして、これは現計画交通量です。現交通量を基本にした将来大型が通るとか将来展望としてまだ今よりかどんどんどんどん交通量が増えてくるというかたちでこれは国道と同じ幅員になっております。今日現在ちょっと連休の間その前も入込客数から判断すると大体最低でも800台、最高で1千400台の車の出入りがあっています。

1日平均です。1日平均が500台未満さっき言った5メートルの道路は500台未満なら三種5級で造りなさい。500台から1千500台車が通るのであれば三種4級の7メートルの幅員を使ってくださいというかたちで、もう道路構造令で決められておりますので今回は通行量から判断すると7メートルの道路と。ちなみに212号線においては大体日平均4千台以上は走っています。387号線におきましては3千台以上ということで非常に交通量が多いところはもうこういうかたちで、普通車のすれ違い大型車と普通車のすれ違いでもう5メートルではとてもすれ違いが危険ですのでセンターラインを入れて造っていくというかたちになっております。

その道路構造令の中にも縦断勾配というものの規定もあります。三種4級の道路であれば最高7%使っていいですよ。特例で10%までいいですよということで国道そうですね整骨院から387号線上っていくところに登坂車線等々ができていますが、あれは10%を超えた場合は11%からは登坂車線を造りなさいよという規定もあります。今回最後の上りですね。現道とのタッチが10%ということでそこは特例の勾配を使っております。起点側から大体2.5%で入り込んでそれからずーっと500メートルぐらい上っていきます。頂上に着いたらそれから7%で下って行って処理場付近は2.5%。最後のすりつけが10%というかたちになっております。

続きまして、橋りょうです。橋りょうの一番費用が掛かる部分ですので御説明しておきます。これが西蓬莱線です。これ蓬莱川。蓬莱川を渡る橋とこちらが本村から流れた川の2橋が今設計協議中というかたちでもう最終段階にきています。イメージとしましてはまず1号橋。イメージとしてはこういうかたちになります。先ほど言ったもう上りの5%の勾配に入ってくるところで

す。こちらが今皆さんが渡っている橋です。本村に行く橋。これから約3メートルほど高さが上がっていきます。橋長は26メートルということでここはポストテンションというのはこの橋の上部工の名前でございます。これが2号橋。先ほど言った交差点の部分です。町道部分をボックスカルバートで抜いてそれからこちらが新しい橋りょうです。この橋りょうはもうほとんどレベルで持っていきたいと思っています。橋長は31メートル。こちらのボックスは5メートル掛ける6メートルぐらいで視距の関係もありますので長さ的には8メートルぐらいです。幅員が7メートルなのでボックスカルバートは8メートルというかたちで。向こうに行く視距の関係もありますので事故防止のために若干大きめに造っていきます。ここで大体5.5メートルほど高さが上がってきます。もうここは立体交差の部分になってきます。

お願いします。最後です。最後というか終点付近にこれは道路改良の予算には入れられませんけれども結構山を切っていきますので残土が出ますので残土処分場と併せてこのところをくみ上げていく計画であります。具体的には今第1、第2、第3合わせて大体120台ぐらいの駐車普通車でスペースがありますので今度はこちらにも増設をしていきたいと思っております。そのイメージ図が次ですかね。

こういうかたちで大体これ下水処理場で今下水処理場が道路より上がっていると思いますが、大体下水処理場のこの高さぐらいまで埋め上げていきたいなということで。これが大体4千500平米ぐらいあります。大型車で換算しますと26台分。普通車で言えばまだ増えていくと。大型車と大型バスと普通車でこの場所を駐車場計画を作っていきたいと思えます。道路はこちらです。道路はもう下のほうです。こういうかたちで再度すり上がっていくというかたちになっております。

パワーポイント、以上でございます。

4番(久野達也君) 今パワーポイントも使って丁寧に説明いただきました。町内で町道で立体交差という今お聞きしましたけれども前例のない部分も含まれたのかなあとも思います。いわゆる道路の改良、道路というのが住民生活の安全を確保し利便性を高めまた道路によって産業の発展にもつなげることができるという部分。道路というのは多くの多面的機能も持っているかとは思っています。そういったような中でこのように道路が整備されることによって先に工事請負契約の承認でもありました。下滴水線の橋りょうの下部工事がありましたけれども下滴水の利便性それからこの道路が山にも隣接しております。林業の振興、搬出等にも使われるでしょうし防災面の緊急救急対応の向上にもつながることかとは思っています。そうしましたときに今の段階ではまずいわゆる基本設計ですよね実施設計ではないですよね。今の図面は。実施設計ですか。はい。実施設計ということでしたのでこのようなかたちになっていくのかなとも思いますけれども、そうになりましたときにこの実施設計となると今後の進捗がどのようになるのかが一番お聞きしたい部分になってこようかと思えます。私たちの任期は今期までですので実施設計までできて今後出来上が

ってくる姿は次期の議会あるいは次期の執行部の体制の中にもなろうかと思えますけれども、今掌握できている今後の実施計画、振興計画。例えば年次計画とそこまで出ていないにしても所要工事期間だとか。いろんなかたちで実施していく上での計画等ありましたらお知らせください。

建設課長（小野昌伸君） 今議員がおっしゃられたとおりこのバイパス計画というのが本当に地域住民の安全安心というかたちで今下滴水も改良はいたしましたけれども予約システムを稼働していますけれども、1日当たり800台から1千400台それが往復というかたちで非常に地元住民も危ないと。また観光に来る人は地元の道を余りわかっていないところもあってスピードも出すと。非常に危険な状態であるということでもう本当に地域の車両と観光客の車両を分けるという意味でバイパス計画をしております。これは本当に交通事故防止これが最優先でございます。現道の拡幅も考えてはいたのですが現道の拡幅をする場合はもう御存じのとおり家が密集しておりますので10軒以上の家屋が掛かってきます。そういうかたちでいけば補償の金額もあるし家を買取してくれと言ってもなかなかすぐには応じないということもありましてそういうところでもうバイパス計画をしていくと。一刻も早く観光客と事故防止のために地域住民とのトラブルをなくすためにこの鍋ヶ滝を計画しておりました。今後は今から用地交渉を個別で入っていきます。その後は工事のほうに入っていきます。工事のほうが約今の概算では橋りょうが2橋ありますものですから約10億円。メートル当たり80万円の道路になっております。橋りょうを過ぎればほとんど切土と盛土で構造物は要らないのでかなり安価になっていくかと思えますが2号橋を渡るまでが非常に用地の制約もありますので構造物等々もさっき言ったボックスカルバートもできてきますので非常にお金が掛かるという路線になっております。今後はそういうかたちで10億規模の事業なので推移としては2億円ずつ補助金が付いてきていますので一応5年で完成させたいという計画でおります。

以上です。

4番（久野達也君） 10億規模の5年間ということで工事期間等は御説明いただきました。確かに構造物も多く集中的に構造物の進行期間それから土工事の部分、進捗状況も変わってこようかと思えますので見た目以上にぐっと進んだり少ししか進まなかったり等もあろうかと思えます。そういったようなときに10億円とお聞きするとやっぱり補助金とは言ったものの財源計画この含みですよ。では町がどれだけの財政負担要は一般財源の財政負担なのですけれどもしなければならぬのか。これは大きな関心事かと思えます。前例でいきますと例えばシアタールームのときに事業費の4億円とそれに補助金と起債等あたって一般財源5千万円だったのですけれどもよく町民の方々から当初お聞きしたのが「4億も使うなら町に4億ほかに使えなかったのか」こっちのほうの方が先に来るのです。でも一般財源はそのときは5千万円例えばですよ5千万円だった。「町に使えるのは5千万円なのですよ」という説明を私も何人かにしましたけれどもなかなか「でも4億だろう」そっちのほうになってしまいますのでやっぱりそこは財源計画というの

はきちっと説明して、町の財政負担がどれだけだからそしてこれができるのだというものはやっぱり明らかにしておく必要があるかと思います。そこでこの例えば10億と言って竣工したときには12億ぐらいになるかもしれませんが、その財源計画等については今どのようにお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 詳細は担当課長からまたあると思いますが概要だけ。実はこの鍋ヶ滝バイパスは北里町長からの置き土産です。北里町長時代には実は7億5千万円ぐらいで計画をしておりました。ただ7億5千万円の計画のときにはさっきのボックスカルバートではなくて立体交差点が発生するような計画でありましたのでその部分では渋滞がなかなか難しいのではないかとところで7億でもすごく財政負担が大きいものですから考えさせていただきましたけれども渋滞をしても元も子もありませんのでこの計画に代えさせていただいたところです。その中で熊本県と小国町とで実はもう3年近くずーっと交渉させていただきました。実は議長にも毎会同席していただきまして町と議会と一緒に交渉を続けさせていただきましたけれども、先日もう決定をいたしまして町のこの事業を県に行っていただく。県の過疎代行というところで県のほうに認めていただきました。これは一番大きいところは先ほど世界で3位というお話もさせていただきましたけれども鍋ヶ滝が熊本県を代表する観光地であることというところを県にお認めいただいたところ。また柴三郎博士が千円札の顔になりますので小国町が熊本県の観光地の北の玄関口としての機能これを充実させるために県が過疎代行をしていただけるというところを説明をしていただいたところです。それにより県の過疎代行になりますので予算措置も県のほうに移りますが、小国町の負担金は全体の4.9%といったところで考えております。もちろん県のほうも過疎債もちろん国の補助金を使っていきます。その中の町の負担分を過疎債で使わせていただく。実質全体の約11億のときに4千900万円ぐらいの財政負担になると思います。このように熊本県が過疎代行していただけるというお話を昨年の大体6月ぐらいに実はお話をいただいております。表に出せないままずーっと実は抱えておりました。そのような中でももちろん人材育成をその中で町のほうでもしていただかないといけませんので町の建設課職員を熊本県のほうに出向させたりといったところもありますけれども、従来の考え方でいけば10億の工事11億の工事を町がすれば少なくとも4億ぐらいはなくなるのではないかなというふうにも思いますし、また11億の工事を町が執行するのであれば1年間に1億ずつぐらいしか多分できないので多分十二、三年は早くかかるのではないかなというふうに思っておりましたものですからどうしてもその部分は県をお願いをさせていただきたかったというところがございます。県の過疎代行、災害関係ではたくさんあるのですけれども道路の改良ということでは約30年ぶりということがございますので、本当に熊本県としてもお骨折りをいただきまして小国町それから熊本県のために頑張っていたという経緯がございます。詳細の部分につきましては担当課長より説明させていただきますけれども、私としてはまずはもう小国町のこの部分鍋ヶ滝非常に大きいところです。北里

博士と鍋ヶ滝とこれに大きな二枚看板が熊本県に推奨していただけるということで非常にありがたいというふうに思っております。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 補足をさせていただきます。今町長がおっしゃられましたとおり代行事業の移行として今から取り組んでいきますが、通常代行でない場合の話をさせていただきますと10億円の工事費に対して先ほど言った社交金、補助金が50パーセントというかたちで町は5億円。そのうちの起債が交付税措置を充てたとしても7割として残りの3割ですから1億5千万円ほどやっぱり一般財源を持ち出しというかたちになっております。その中で県との協定を今から結んでいくのですが一応負担金として10億円のうちの15パーセントというかたちで1億5千万円というかたちになっております。それも起債の充当はオーケーということで1億5千万円の7割。それとうちの負担が純然たる一般財源が3割ということでトータルで先ほど言った4千500万円とその前に私が話した用地まではうちのほうでやってくれということですのでそれを合わせてもトータル6千750万円というかたちで。10億の場合を計算しますとそれだけ町の持ち出しが12億ぐらいの工事で6千750万円というかたちで完成するというかたちで非常に財源のほうもメリットが大いにあることだと思っておりますので今後そういうかたちです。県のほうはまたどこから着工とかどれぐらいの配分がきてやっていくのか橋りょうの部分から入るか山切りから入るか。これに関してはうちの用地が完了次第県とタイアップしながら今町長がおっしゃられましたとおり1人職員を勉強のために派遣しますのでしっかりとそこは連携しながら工事の着手どこから入るとかということになれば地元説明会でも開かないといけないのでそういうかたちでやっていきたいと思っております。

以上です。

4番（久野達也君） 今真新しい情報として町長のほうから過疎代行ということで報告を受けました。私自身思い起こしてみると過疎代行は岳湯線それから山川線。小国町でも実施できたのは二本かなと思っております。そして過去の私の経験からしてなのですけれども役場に勤めさせていただいていた当時財政を担当していたときに過疎代行という言葉が道路改良の中でなくなってしまいました。その当時どこの市町村の財政担当も代行があった頃はよかったなという話になってしたこともちょっと今お聞きしながら思い出していたのですけれども。今回このように過疎代行ということでこれはやっぱり県も小国の位置づけ県内における。例えば町長の説明にもありました観光面の重要性それから北里柴三郎博士の一千円札の肖像だとか熊本県を全国的にあるいは海外向けにアピールする中での重要地域として認知されたのも理由かなと思います。もう財政負担だけを言ってしまうと変になるかもしれませんがけれども財政負担もさることながら僕は小国町の誇りとしては県が数十年ぶりに過疎代行を小国町で認めたというこのことが大きいのではないかなと思います。確認ですけれどもこの過疎代行でやるというのは住民の方々に公言してもよろし

いですね。

町長（渡邊誠次君） 熊本県から御説明をいただきましたので間違いなく。2月の熊本県議会でもまずは1億円予算が上程されるというお話を聞いておりますのでまず間違いなく大丈夫でございます。

4番（久野達也君） これまでの執行部の担当の方々それから町長の説明にもありましたように町長のこれまでの県に対する働きかけこれらには感謝いたします。先ほど建設課長のほうから説明があったように10億を超える工事が5年間ぐらいの工期かな。例えば町道小原田寺尾野線やなんかも現道の改良ということで交互通行も許可しながらしなければならぬから困難な部分もあったかとは思いますが、10年近くかかったはげの湯線でも五、六年掛かったそれから考えたときに5年間というのが早いなと思ったら確かに過疎代行ということで取り組む規模、進捗これらも変わってこようかと思えます。そしてまた町内における経済効果も工事の期間それから完成後も考えると大きなものがあるかと思えます。それからもう1点やっぱり過疎代行の大きな利点の一つが職員を派遣できるということですね。県の行っている設計等にも携わるだろうし。例えば入札方式だとかいろんなことを実際岳の湯線、山川線のときの派遣職員は学んで帰ってきて今があるかと思えます。実際この中のメンバーの中にも建設課長始めその経験者も多くおられます。是非せつかく過疎代行ということであれば財政面だけでなくそういったような人材育成にもつながるといふ部分も重要かと思えます。そしてそのような働きかけや動きをしていただいた部分としてそのことにも感謝を申し上げたいと思えます。是非効率的な進行、運用によって早期の完成を願っているところです。

次に通告の2番目です。私町長が就任されたとき令和元年の6月の定例会。私も初めて議員として一般質問に登壇させていただきました。そのとき先の議会でも同僚議員の中から町長の当初のマニフェストの部分についてのお尋ねもあっておりましたけれども、そのときマニフェストの実現に向けてということで質問もさせていただきました。町長の職責と考えたときにそのとき私質問の中で冒頭言ったのを今一度繰り返させていただきますけれども、小国町を株式会社小国町と考えたときにその町長の職責、任務は社長なのでしょうか最高経営責任者なのでしょうかというお尋ねをさせていただいたかと思えます。と申しますのはいわゆる社長、通常社会的に商業法人であるように筆頭株主だとか大株主だとかが社長に就任しているというのとは僕は町長は違うと思っております。全て小国町の住民が一株株主です。全員一株の株を持っています。そして町長も一株しか持っておりません。そんな中で一株株主の代表者ということで町の経営責任を担うというのが考え方的には妥当ではないかなと思っております。それには職員の方々の日々の業務。行政はやっぱり行政施策いわゆる通常施策ですね。これを全うするのも任務です。それと併せて町の振興策これが政策ということになるかと思えますけれども政策の実施これも職員の方々の任務かと思えます。そのときに政策という言い方をしたときにはやっぱり町長というカラーが出

てきて当然ですし、そのカラーは議会の中でいろんな審議や意見を聞きながら遂行されているか
と思います。そうやって考えたときに町長がマニフェストで当時言っていた住民と行政をつなげ
るだとか産業をつなげる世代間をつなげる。それから国、県、市町村をつなげるその一例が過疎
代行であらわれていたかなとも思いますけれども、そういったようなときに町長御自身が考える
この4年間を総括したところで振り返ったところでもうこれは自己評価でしかあり得ないかと思
いますけれども、町長像という町長の姿というのをどのようにお考えなのかお聞かせいただき
たいと思います。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきましてありがとうございます。

まずは町長としてあるべき姿というお答えをしたいと思います。これは私が思うには実現する
力、実現力以外私はないというふうに思っております。実は行政職員含めて先ほど久野議員言わ
れたとおりに行政運営する中ではしっかり役場の課長を始めたくさんの職員をまとめながら、行政
の部分では町民の皆さんの意見をしっかりまとめて行って先ほど私が少しお答えしましたけれど
も自然や歴史とか文化をしっかりと先人の方たちが守ってきましたのでそれをしっかりと私としても
守っていく。その中でやっぱり皆さんの暮らしをそして産業そして教育をしっかりと次の世代に
伝えていけるように充実をさせていくと。今の方たちの暮らしの部分も充実させていくといった
ところが課題になってくると思います。それは実は行政職員の力が非常に大きいです。町長1人
では何もできないのかもしれませんが。ただその政策をいろんな政策あります。職員も頑張ってい
ただいていますし議員の皆さんからも御提案いただいた政策もたくさんございます。それを実現
するときに何が必要かと言ったのがこれが私はある部分できるのを効率よくつなげていくのは役
場の職員でできると思うのですが、できない部分先ほどの過疎代行含めたところでできない部分
をしっかりと実現させていくのは私は政治力だと思います。職員と私の間のこの大きな部分の違い
は政治力です。ですので私はこの1期4年間だけではなくて小国町に平成5年の崖崩れの後に帰
ってきました。それから地域づくりをしながらたくさんの方たちに関わって消防団にも24年在
籍しながら議員の皆様ともお近づきになりながら今地元の河津県議そして坂本先生を始めとする
たくさんの国会議員の皆様方としっかりお話をしていきながらまた熊本県県庁それから中央国の
省庁ともしっかり話をする中で関係を30年間構築してまいりました。その中でしっかりと皆さ
んとお話をつなげていく中で実現する方法を模索していく。これが政治力以外の何物でもない
というふうに私は思っております。役場は組織対組織でつながっていきますが政治家は人対人でつ
ながっていきます。これは非常に密な関係を私は構築することができるというふうに思っており
ますし、いろんな政策も財源が確保できないと実現しないのです。この財源を実現するためにも
政治力が必ず必要です。ではないと絵に描いた餅です。政策は本当に実現できなければもう夢で
しかありません。それをしっかりと実現させていくために私はこれまで頑張ってこさせていただき
ました。先日も議員の皆さんと東京に行って坂本先生にお願いをしてまいりました。そういう関

係もう本当に少しずつ少しずつの関係、信頼関係が私としては非常に大事なのではないかなというふうに思っております。久野議員のお答えというところではなかなか難しいところもありますが、一旦逆にやれていない部分正直私も言います。やれていない部分は子育ての政策はなかなか1期4年間の中ではできませんでした。これはもちろん優先順位というのがありますがコロナの感染症それから令和2年の7月豪雨そしてこの物価高騰というところでなかなか子育て支援というのもできなかったというふうに思っております。農業政策でももちろん中山間それから多面的機能をそれが恒常的に毎年9千万円やっています。それから鳥獣対策でも1千200万円。また飼料の高騰分の補助だったり肥料の高騰分の補助だったり行ってまいりましたけれども、それでもなかなか暮らしまで豊かになるような農業政策の実現はされておりました。もっともっと充実させないといけないところもありますしもっともっと拡大も守らなければいけない部分もあると思いますけれども、私といたしましてはやっぱり大事なところは恒常的にずっとある程度の見通しを立てた財源が確保されるという見通しを持っていないければ公平性も保てないというふうに思っていますし将来のツケを回していくようなことにもなります。負担の先送りは私はするべきではないというふうに思っております。できない部分もありましたけれども4年間の様々な事業をする中で有利な起債、補助をできるだけ活用するというところを本当に念頭に置いてやってまいりました。ですので基金のほうは北里町長から私に受け継いだときには5億円の財政調整基金でしたけれども、今7億5千万円といったところで財政調整基金もございますしトータルの基金が全体で5億ほど増えております。その部分では先ほど言いましたように有利な補助それから起債これの活用を通じて相当な災害もありましたけれども結果今の財政状況にあるというふうに思っております。私としてはなかなか厳しい点もあったと思いますし、できていない点もありましたけれどもこれからももう土台は変わりません。自然と歴史と文化を守って暮らしと産業、教育の充実を図っていきます。そしてもう一番は博士、鍋ヶ滝、再生エネルギーそれらに牽引をしっかりしていってもらって暮らしの安定につなげてまいりたいなというふうに思っております。これが、「All For The Next、全ては次世代のために」といったところで私の1年間の私自身としての自分としての評価といいますか皆様方にも評価していただきたいのですけれども、やれてない部分やれた部分両方あると思いますけれどもこれまで一生懸命頑張ってきたということをお伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

4番（久野達也君） 今4年間の総括ということでお話しいただきました。いわゆる町という要は今それぞれの自治体がそれぞれの中で自主性を持って運用して運営していると。先ほど申しあげましたように一般事務の実施これは当然のことですし町の振興策これは個別にそれぞれの自治体の考えの中で実施されているかと思えます。そんな中で町長も触れられておりました私たち議員もそうなのですけれども就任1年目にしてコロナウイルス感染症が2月ぐらいから世界中で話題になり、いよいよ5月にはそのことが国内問題。そして7月には豪雨災害と今喫緊の部分で対応

しなければならない部分。それから一般施策も対応する。併せて町の振興策をどのようにその中に組み込んでいくのか。ある意味この4年間はそういう何か社会情勢、外的要因によって動かされたのも少し私自身も感じております。ですから町長おっしゃったように町長としてのお考えの部分それから職員でそのことに対してどう町をつくり上げていくのか。一般事務をどう進行していくのか。例えば住民の方々が不十分さを感じる。これも実際あるかと思えます。そんなときにやはり職員として丁寧な説明。丁寧な説明がよく住民の方と話していると丁寧な説明をしているかと思えますけれども途中で終わっているような丁寧な説明もあると思うのです。やはり問題解決に至るまでの丁寧な説明という表現をさせていただきますけれども十分話し込み理解をいただくと。大変な事務をしている中で一人一人に目を向けてきめ細やかに。本当口で言うのは簡単ですけれども実際直面するのは大変だろうと思えます。でもそれは住民の方々が願っている部分だしそのことに対応しうるための行政職員でもあろうかと思えます。町長の4年間の総括と職員のこれまでの取組には十分敬意を表しますし、今後にも期待をさせていただいて一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。

（午前10時55分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

議長（松崎俊一君） 続いて、9番、熊谷博行議員、登壇をお願いします

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷博行です。

いつものように季節の挨拶ではないのですが挨拶させていただきます。今期最後、来期はどうなるかわかりませんが、2期8年で2回一般質問を休みました。前回4年前もこの質問は休んだと思います。ではいけないと思い今回は元気を出して一般質問させていただきます。8年間も質問すれば同じ質問を何回もしたのではないかとは思っていますが、それはそれで私はいいと思います。それが実現できていないからまた言うのであって私は何回してもいいと思います。余り長くすると議長から一般質問入れという言葉が出る前に。でもまだちょっと一言。昨年12月の19日に東京の文京区にある講道館という柔道の総本山で文武両道杯全国高等学校柔道大会が行われました。俗に言う進学校です。熊本は出場する学校はなかったのですが。ちなみに九州で言えば鹿児島県のラサール高校、福岡県の筑紫丘高校、相当な進学校だと思います。その中でチーム数はそんな多くはなかったのですが男女の団体戦が行われたということで結果はどうでもいいのですが私は。その中の最後に山下泰裕、元矢部町出身の今山都町です。全日本柔道連盟会長の言葉の中に「今の若者に向けての」という言葉で「世界の動きに無関心になっては意味がない」というような言葉を発信されました。私も感銘いたしました。これは若者だけではなく私たち大人も同じだと思います。世界の動きが猛スピードで進んでおります。決して遅れることなく世界の波

に乗り遅れないように頑張っていきたいと思います。これ以上しゃべると多分議長から注意がありますので質問に入ります。

通告の順番通りにいかないのが私でございますけれど、一番始めは4年間の事業の検証についてということからスタートいたします。4年前の選挙前に北里柴三郎博士の新一千円札の肖像が選ばれたというのでちょっと町が湧いてそのまま町長、議会選が行われ新町政がスタートしました。順番はばらばらになると思いますが、まず6月に北九州の小倉でSDG sのシンポジウムがありました。興味半分、慰安旅行半分で小倉まで従業員連れて行ってきました。渡邊町長ももちろんいたのですが、北九州市と壱岐市と小国町で行われたのを選挙終わってすぐだったので記憶にございます。高校生、中学生、学生が一生懸命したのがすごいなということでそのときは少し反省しました。もっと議員もSDG sをと思いましたが今時点もできていないのが私たち議員ではないのかなと思って反省しております。そして10月に議員研修で1万円、5千円、野口英世さんの生家もろもろと研修させていただきとってもハードスケジュールでどうかなという感じでした。でもまだその当時は新しい新札のあれでんーとそのぐらいの感覚でございました。12月に大相撲小国場所これは実際私も関係者で携わってましたので相当翻弄しましたが、町長も自ら土俵づくりに参加されて相当顔を売ったと思います。それで相撲は私は大成功だったと思います。今度から後何十年後に小国に来るかもちょっとわかりませんがお金の要ることでございますので。年が明けて徐々にコロナウイルス感染でこれで麻痺をするのかなという思いがありました。でも思われた割には町の事業はそれなりに進んだと思います。柏田住宅の改修工事、杖立防災センター建設。順番が変わるといけませんが多分変わります。はげの湯線の改良工事、下滴水線ですかね学校の前は改良がほとんど。昨日お葬式に行って結構な車は通ってましたでも。バイク、車、何が原因かというカーナビ見ながら運転するのが原因でございます。たらたら運転は。それと私が町長に提案いたしました電子入札。もうすぐやっていただきました。鍋ヶ滝の予約システム、町内の三つの滝のライトアップ、今建設中の下滴水線の橋りょう、前後の改良、北里柴三郎シアタールーム。まだ建設中ですか。それと令和2年の災害。これは大変なことだったと思います。あっという間に4年が過ぎてしまいました。私としては本当はこれは町の事業でございます。町長が自分の地元と言ってしまえばそれで終わりでございます。国土交通省の管轄の杖立地区の河川掘削を現在までで3期行ったと思います。今が3期目です。1期、2期は上流側の掘削。3期目は今度はひぜんやさんの下流の掘削。私はこの3期目が一番重要だと思います。この今まで歴代町長さんできなかつたことを軽くやったという感じはわかりませんが町民は全くこのことを知らない人もいます。相当管理事務所等に足を運ばれて苦労したのではないかと察します。災害に弱い杖立が少しは緩和されるのではないかと思います。ほかの議員さんそう知らないと思いますが私は個人としてこの杖立の河川掘削は高く評価いたしております。今後もまだ杖立の中にもありますので足を運んでいただきまして災害に強い杖立温泉にさせていただきた

いのは私の願いですがただらと事業を並べました。この中から二つピックアップさせていただきます。まず鍋ヶ滝の予約システム。情報課長定年前の最後の答弁になると思いますが、今後の予測、今後ではない前からの流れでもいいですが計画を述べていただきたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） それではすみません。資料の配付をお願いします。

（資料配付）

情報課長（村上弘雄君） 資料を配付する間に少し先に答弁をさせていただきたいと思います。

まず鍋ヶ滝の予約システムにつきましては、おととしの11月から実証実験を開始しました。そして昨年本格稼働ということでゴールデンウィークに向けて交通渋滞とそれからコロナ対策ということで本格稼働を行いました。その中で一番難しかったのはやっぱり観光客の方がグーグルマップ等を使って来るわけですけれどもそこがサイトとして反映するのがなかなか権限がなく現場ではかなり最初の実証実験の段階では警備員とか役場の職員にクレームが多かったのですけれども、そういった中で少しずつ対応を進めてまいりまして後で資料で説明しますけれども結果的にはゴールデンウィーク1年目については渋滞を解消できたということと。あともちろん渋滞緩和とコロナ対策もあります新しいスマート観光という意味でも受付が1秒か2秒で完了します。その方々が大体6割ぐらい見込んでいたのですけれどもやっぱり7割8割ということで予約率も高かったわけです。そういうことで大幅な受付業務の短縮も図られました。

それでは資料のほうで説明いたします。まず1ページ目のグラフを御覧ください。これは24万人、7千万円の入園料があったときのグラフですが、ここでは明らかにキャパオーバーで現場のほうはシャトルバスで動かすというような状況でございましてそこで何とか対応していたという状況でございます。それから御存じのように2年間コロナ禍によって閉園をやむなくしまして1年目がピーク時の6割減、2年目おととしが7割減ということでございます。そして昨年ですけれども右肩上がりですべて2倍以上増えまして、これは予約システム稼働後ですけれども16万人で4千300万円の見込みでございます。これは経済効果としましては入園料は4千300万円ですけれども必ず観光客の方は地域にお金を落としますので単純に宿泊所を除いても日帰り客のほう割合多いのですけれども、4億8千万から5億は少なくとも経済効果が出ているというふうに推計されます。

それからめくっていただいてこれは航空写真です。この部分については特に小国町のこの鍋ヶ滝の特徴というのがございましてやはり公共の建物等による予約システムと全く違ひまして、自然の中の地形ということもあって観光客の方も「何となく行ってみれば入れるよ」という感覚がございまして予約していない車が実証実験段階では公園まで来るというようなことで大変な交通整理も必要だったということがありまして、ここの地図に書いてあるように集落の中では突っ込みに近い道路しか今はないですが実態としては抜けていますけれども観光客は手前から入ってきますので国道から約2キロ入ってくる部分については旧蓬萊小学校のグラウンドを使うことでフ

フィルターがかかって全ての車をここで1回ストップして予約完了が終わっている方だけを入れる。そしてそこでどうしてもできないという方については30代から40代がメインですけれども統計的にはですね。予約の説明をすると大体10分ぐらいで予約が終わって中に入ると。中にはどうしてもできないという方がいらっしゃいます。その場合は当日券で対応するというような運営をしておりました。それが地形的な特徴でございます。

あとその下ですけれどもこれは鍋ヶ滝の写真が滝の裏側から撮ったものとその滝の外側を撮ったものですけれども。当時24万人来たときの写真の状況でございまして、滝の景色を見れるというよりも人の塊が見える状況でございます。

次めくっていただいて、シャトルバスの運行については入園の場所でも長蛇の列。それから乗降も非常に混雑してしまっていて蓬萊小学校の駐車場はほぼ満杯で乗車に1時間単位以上の時間で乗っていったということで、この状態でコロナにより対応ができなくなったという現実があります。それからシャトルバスを動かす前はその下の写真のように鍋ヶ滝に行く町道が長蛇の列。これは国道沿いに鍋ヶ滝公園に現在2時間待ちという札を国道において当時周知をした背景がございました。

そして次めくっていただいて、これは予約システムのチラシと予約サイトなのですが、現実的にどうやって運営するかということで駐車場の前でバーを置いて中に入っていくというイメージはこの地域の場合はなかなかそこまで来る部分が問題ですので事前に予約する段階で制限をかけるという方法を考えまして統計的に大体40分ぐらいいけばほとんどの客の方が入って出ます。ということで11の時間の区分に作りまして9時から15時40分の間で観光客の方が見ていただいて空いているところに予約を入れるというかたちでございます。ここで駐車場の第3駐車場までを満杯で予約の枠を作り出しますとこれはトラブルになりますので余力を持って予約をさせるというやり方をとっています。具体的には満になったときは1千870人現段階では入るということです。

次めくっていただいて、グラウンドでフィルターをかけるという話をしましたけれどもこういう計画で最初やっていたけれども、現実はその下の写真で分かるようになりかなり徹底ができていまして警備の方が車を誘導して説明する部分はそんなに混雑もしていないしグラウンドもたくさんさんの車にはなっておりません。

それから次のページです。契約確認後にゴールデンウィークのこれは真っ只中の写真を付けました。集落を走る車はぱらぱらです。私もずっと3年間現場に立会いしていますけれどもこれは去年のゴールデンウィークの真っただ中のときの写真ですが、下の第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、全て車はほぼ埋まっておりますが同じ時間帯で集落の中は車が走っているというような状況でございます。

次のページをめくっていただくと、これは熊日新聞に紹介していただいた部分で左側の記事が

実証実験を始めますよ、目指しますよという実証実験中の記事でございまして、右が実際ゴールデンウィーク終わった後の記事として取上げていただいた部分で大型連休もスイスイということで記事に載っております。

それから横判の資料がありますが持続可能な観光地トップ100選ということで。これは世界中どこでもそうですけれども観光地の課題というのが地域の住民の生活、文化を脅かす観光公害という言葉で問題化されていまして、その中でこの事例がオーバーツーリズムは世界中の多くの観光地でも課題とされているということで事前予約制のオーバーツーリズムを解消した事例が世界に共有する価値があると高い評価を受けたということで、これはグリーンデスティネーションズTOP100ということでオランダに本部を置く団体からの認証でございます。冒頭久野議員からもお話があったようにその中で今回世界の3位ということで部門別で賞をいただいたということになります。

最後の資料といえますか、これは近年の鍋ヶ滝の収支の状況を付けておりますので参考にしていただきたいと思っております。最後の年は2千万円の黒字を令和4年と見込んでおります。

以上が鍋ヶ滝の予約システムの現状でございますが。今後についてですけれども、今後については引き続きこの予約システムの安定稼働とあと鍋ヶ滝のみに終わらず柴三郎のシアターホール等でいろんなところと日帰り客を周遊させるような仕組みをシステムもまた入れながら連動できたらいいなということで今考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 何とも見にくいと言ったら申し訳ないのですが、棒グラフで令和3年からこのときに予約システムのお金を2千数百万円投入したから実際ここはプラマイゼロかマイナスぐらいだと思うのですが、僕はこのまま右肩下がりでいってしまうのではないかなあと予測はしたのですが、今の状況これ棒グラフ所詮グラフですが右肩上がりになっています。来年、再来、バイパスができるまで先ほど重大発表がございました。鍋ヶ滝のバイパスがああいうかたちでできるとは私も少しは想像していたのですが、まさか立体交差になるとは思ってもみませんでした。5年と言ったときは5年でできませんので6年ぐらい掛かるだろうし、もしかしたらお金がいっぱい付いてできるかもしれませんが。世の中5年で変わりますのでできるだけ右肩上がりがいきなりこんなみたいに上がらなくてじわじわ上がっていただいて是非今後道を造る意味がある道。基本もともとは道路族でございますので道路がないとそこの集落でもどこでも発展しません。それが1年2年で発展するものでございませぬので。昔は大津に住んでいたのですが大津バイパス何もなかったのですが40年50年経って今のようになりました。だからそんな簡単に道路を造ったからいきなりよくなるとかいうことはありませんが、道がなければよくなる可能性はございませんので先ほどの説明聞けば格安できるような感じでございます。小国町で県代行であった道路は2本とも携わらせていただきましたのでよくわかります。もちろん職員が勉強になるのはもう

目に見えております。特に総務課長も建設課長も政策課長もみんな県の出向で2年ほど行っていたのは最後のメンバーかなと思いますが、そういった経験を積んでいただき是非いい職員をつくっていただきたいし絶対予約システムは成功していただかなくてはなりません。

そしてもう一つ、ライトアップについて。今後のライトアップで利益を上げるなんか言いませんので、今後どういうふうに関光につなげる。私も下城滝をちらっと見ましたがもやというか滝のしぶきとかははっきりわかりませんでした。この2点、議会も町内も賛否両論でございます。是非「何だったのかな」ということにならないように今後必ず成功していただきたいと思っております。何か答弁があればお答えください。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからまず少しお話をさせていただきます。

もう道路もそうです新しい仕組みもそうです。新しいことをするときには必ず批判があります。この批判を恐れていてこういったような企画を現実にできないというのは私は町長として失格だと思っています。ですのでもう批判覚悟で皆様方に上程をさせていただいております。当然御批判もありましてその代わり逆に応援していただける方たちもおられますのでこの議案が可決をしていくところでありすけれども、一番は予約システムこれ2千200万円ぐらいですかね。それからライトアップは3か所で3千300万円ほど掛かっております。全部で5千500万円ほどを一番最初の年に掛かっております。相当批判されましたけれども私はその当時コロナの臨時交付金がありましたので予算を付けてよかったなというふうに思っております。もちろんその交付金は国からの財源でございましたので一般財源を触るものではありません。ですのでその部分で付けさせていただいて、まずその仕組みづくりを行ったということでございます。ランニングコストに関しましてはランニングコストでまた別になりますがこれは約200万円ぐらい掛かるのではないかなと。今ぐらいの現在の人数ですもん掛かるのではないかなというふうに思っておりますが、もちろん収入の面観光の方たちが来られる面から考えるとかなり効率のいいこの仕組みを作ったのではないかなというふうに思っています。それからライトアップこれの件に関しましては今から鍋ヶ滝4月からとは言いませんが条例改正も含めまして今後はやっぱり展開していかなければいけないと思っています。この予約システムの長さを少し夜のところまで長めにする。もちろん料金の改定も含めましてライトアップでもきちっと稼いでいけるような仕組みも作っていきたいというふうにも思っておりますし、もちろん鍋ヶ滝と北里博士この二枚看板で観光は引っ張っていけるような状況も作っていく。これが小国町の目標でございますので情報課が中心になりますけれども、今後とも展開をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） それでは担当所管のほうからライトアップについて答弁させていただきます。今町長のほうからもお話がありましたけれどもこの滝のライトアップにつきましては、地域資源を活用するというところでコロナ交付金を活用させていただきまして一般財源はゼロという

ふうになっています。それからこの設備自体がメーカーにもお話で確認をしていますけれども点灯の時間で計算しますと10年から15年は設備として使えるという話もありますので非常に投資的にもよかったのではないかなと思っています。それから具体的な取組としましては令和3年度がモニターツアーをやりましてアンケートをとりました。これは下城、黒淵も一緒です。それから4年度にそのアンケートを基にツアーを実際やったわけですがけれども12日間で103人の方が参加しております。これも評価は高かったです。もともとの前提としまして夜のライトアップというのが一旦情報として外に出ますとこれは観光客の一部ですがけれども行ってみようという話になります。そうするとこれまで頑張ってきたこの二、三年の予約システムそのものがどうなるかということをもまずは考えておかないといけないということで夜のライトアップは慎重にしていけないといけない。これは地域との話し合いそれから予約システムとの連動性そしてできればパッケージとして質の高いツアーを作りたいと思っています。それは実はこの2年間で婚前のブライダル写真撮影。これが10件11件と毎年増えています。これは昼間だけのブライダルの業者が鍋ヶ滝で写真を撮りたいということでヘアメイクからそういう専門の方が衣装を着て写真を撮ってという動きが増えています。これを貸切り限定のウェディングのライトアップということで商品化すれば今後外国の富裕層からすれば特別な単価でも1件でも2件でもそういう事例も上がってくるのではないかなというふうに考えていますのでそういう商品化も考えていきます。今後についてはそういうかたちでライトアップを運営したいと思います。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

心強い。定年を前にした人とは思えないような心強い答弁で町長のいつもの口癖「次世代へ負の遺産を残さないように」是非成功して今後につなげてほしいと思います。

次に時間が長くなってですね。生ごみの処理費について。あまり関心なかったのですがある町民から「小国町はごみの処理費は幾らぐらい払っているのかな」と聞かれてうろ覚えで思わず「2千万円ぐらい」とぼろっと言ってしまったのですが。なかなか予算、決算では広域のがボンと何億円と出るので小さいことはちょっとどうしてもわからなくて適当に言ったのが正解だったのか悪かったのか。何かうろ覚えで生ごみは2千万円ぐらいではなかったかなというのだけは覚えていたのですが、よろしかったら今一度議員皆いますので広域の方はもちろんわかると思いますが広域の方ではない方もいらっしゃると思いますのでもう一度わかりやすく説明していただければありがたいと思います。

町民課長（宮崎智幸君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

まず生ごみというふうに言われましたけど実際には生ごみは可燃ごみということで、可燃ごみとしてお答えをさせていただきたいと思います。まず簡単に阿蘇広域行政事務組合が行っているごみの処理の流れについて説明いたします。小国町で排出されます一般廃棄物ごみについてはま

ず大きく四つに分類されます。一つ目が可燃ごみ。これはRDFに加工します。それから2番目が不燃ごみ。それから3番目、資源ごみ。四つ目が粗大ごみとなります。この4種類のごみにつきましては一旦中継基地として滝美園クリーンセンターに全て受入れを行っております。このうちの1番、可燃ごみにつきましては廃棄物固形燃料いわゆるRDFとして処理を行うため、大阿蘇環境センター未来館のRDF施設へ運搬し廃棄物固形燃料RDFに加工された後製品化されたRDFは大分市内の企業に販売されるとなっております。その他の不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみについては滝美園クリーンセンターを経由し大阿蘇環境センター未来館リサイクルプラザに収集され資源化物回収業者に売却されたり不燃残渣については最終処分場で処理を行っているというのが現在のごみの処理の流れになります。

続きまして資料配付させていただいておりますけれど、町民課と書いてある資料がごみの量とそれに掛かる金額をあらわした表になります。まず上段のほうですが過去10年間の可燃ごみの量と処理に係る金額について説明いたします。上段がごみの量の推移です。小国町の平成24年度の年間排出量は2千143トンとなっており、これを1日1人あたりに換算しますと下段に書いてありますように726グラムというふうになります。直近の令和3年度では全体で1千943トンとなっておりまして、これ1日1人あたりに換算しますと786グラムとなっておりごみの量は1人当たりで増えているということになります。ほかの市町村と比較しても排出量については阿蘇市に次いでちょっと多くなっているというような状況になっております。

それから下段の表が過去10年間の可燃ごみ処理に係る町の負担金をあらわしております。左側の表が滝美園クリーンセンターで行う北部清掃費の負担金です。令和3年度で2千242万8千円で負担割合としては平等割が3割、人口割3割で南小国町と小国町が負担を行います。それから右側が大阿蘇環境センター未来館のRDF施設運営費の負担金となります。令和3年度は8千348万6千円で負担の割合としましては平等割1割、人口割4割、搬入量割5割で阿蘇管内の6市町村で負担をしております。その年によって負担金の金額は変動がありますが設備の更新などを行うことで負担金が増えている年度もあります。特に平成27年度から29年度については、城村地区の最終処分場の適正閉鎖事業を実施したことで負担金が増えているということになっております。

今後も極端にごみの量が減ることは予想されませんので今ぐらいの金額で処理費というのは推移していくものと思われまして、それから施設の修繕であったりとか更新等が行われる年度につきましては当然負担金のほうが増えてくるというふうなことになっております。

説明については以上です。

9番（熊谷博行君） はい。大体わかりました。この表でいけば明らかに人口のあまり変わらない高森町に比べれば小国町は数百トン多ございます。推移からいけば小国町そんなに変わらないのですが、よその町村も変わらないのですが。全体的に言った場合なんか知らないけれど小国町は

多いのですが。田原の上で循環型農業の一環で食品残渣の処理で堆肥を作っているのですが持ち込みが20何トンもこれが変動するようなあれではございませんし、この間の課長の説明でゴミが少々減っても金額が大きく変わるということはあまり考えられないということだったのですが。昔は生ゴミを乾燥させて軽くして出しましょう。何かこうバケツの大きいのが町に「こういうのを買いませんか」とかいうがあったのではなかったかなと思います。現在はそのようなお話もあるのかもしれませんが聞くこともないですし、そういう「生ゴミを減らしましょう」というような啓発、呼びかけなんかも近頃あんまり聞かないのですが。今後SDGsの一環としてできるできないは2番目で、声かけは啓発はしていったほうがよろしいのではないかと思いますがいかがですか。

町長（渡邊誠次君） 普及啓発のほうは当然広域も含めてやっていかないといけないところだというふうにも思いますが、私といたしましては少し食物残渣の点に関していくと薬味野菜の里で今9か所だったと思いますが収集して堆肥化をしておりますが、これを一般の町民の皆さんにこの前どなたかの質問にお話をしたのかもしれませんが今からは農福の連携の中で収集をして食物残渣のほうを堆肥化できないかなというような動きを産業課と一部社会福祉協議会のほうと少し御提案というかまだその段階ではありますけれどもお話をさせていただいております。費用がもちろん掛かります。人件費等々も掛かりますがその部分は儲ける儲けないは抜きにしても、その仕組みづくりがSDGsの観点からいうと大事ではないかなというふうに思っておりますのでできれば町内の皆さんで会費制にするのか堆肥を作ったものを納めるような制度にするのか。そういったかたちで何か関係ができればなあというふうに思っているようなところでは。

以上です。

町民課長（宮崎智幸君） 啓発の部分ですが議員がおっしゃられるとおりに最近そういった啓発がなかなかできていないというのがもう現状でございます。しっかりと住民の皆さんの一人一人ができることから始めていただけたらということで、例えば今言われたように生ゴミの重量を減らすであったり食品ロスを削減させる取組であったりとかそういった部分については今後広報、啓発活動を少しずつではあります但ししっかり努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） それと私の2千万円はまんざら間違いではないですか。間違いですか。9千何百万円ですか。

町民課長（宮崎智幸君） 先ほど説明しましたように北部清掃費滝美園で行われる処理費についてはおおよそ2千万円ぐらいで推移している。その後未来館のほうに持って行って固形燃料にする部分であったりその後の処理の部分が別途に必要となっているというような状況です。

以上です。

9番（熊谷博行君） 半分ぐらいあっているのかなと思ったのですが、これはもう全然アウトみた

いです。もう一度その方に報告します。「1億円掛かります」というのを。また驚かれるかもしれませんが。そういうことです。私が間違っておりました。

もう時間がないので順番変わります。3番目と4番目が変わります。今高規格道路がもう阿蘇市に入ってくるのは時間の問題かと思えます。やっぱり道路が整備できないと先ほど言いましたが人も仕事も増える要素は皆無でございます。このまま小国町が陸の孤島にならないようにいろいろ期成会とかもろもろ負担金とかちょこちょこ上がっておりますが、町長、課長は会議等に行っていると思えます。私ももともとは道路族なのですが幾分近頃携わっていませんので情報が全くと言っていいほどほとんど入ってきません。今の行政として新しい計画とか情報が把握できているのがあれば教えていただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからお話を少しさせていただきます。先月2月の8日、9日で上京させていただきました私それから南小国町の高橋町長そして日田の原田市長、河津県議それから熊本県の坂本代議士そして大分県の衛藤代議士。このメンバーで国交省の関連の方お二人とお話をさせていただいております。212号線の期成会の中で大観峰トンネルの話が前出ていたと思えます。この話もずっと昔から続いておりますが212号線で私も期成会の副会長をさせていただいておりますが212号線の改良工事の中で大観峰トンネルを造るといのはかなり難しい。不可能ではないですけれどもかなり難しいといったお話がありましたので改めてお話をどうにかできないかといったところで考えを話させていただきますと、今日田から阿蘇にかけて日田阿蘇道路という構想ができております。その中心はスカイファームロードです。大分の212号線と縦の部分で横にあるスカイファームロードですけれども。日田から七曲のところまである程度真っすぐではありませんが緩やかにきています。基本的にはカーブも非常に多いし角度も急峻なところもあります。そこを中心に改良をしていく上で387号線につないで、387号線沿いから阿蘇の方面に下りるのか菊池の方面に下りるのかといったところを含めてまずその話をさせていただく日田阿蘇間の期成会これを来年の8月に作る方向で今調整をしております。もちろん企画の段階でございますのでできるできないの話は別でございますけれども、様々な案件を考えていきながら両県大分県と熊本県の代議士がそろそろこと。また両町212号線沿いですがけれども県にまたがった話合いました事務局がつながって話をしていく協定までは行っておりませんが、そういったまず構想段階の中で来年度の8月にその話が本格的にできるようになるという仕組みづくりはまず私のほうで声かけをさせていただいて上京して話したというところでございます。今のところ線とかぼやっとふわっとしたような話ではありますけれども、それでも0から0.1ぐらいのところには進んだというふうに思っておりますので非常に大事なところだと思います。声はずっと私もかけさせていただきたいというふうに思えます。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 概略のほうは今町長が答弁したとおりだと思います。私も同席をさせて

いただいて各事務局も日田市、南小国町も同席しております。この話に行く前に一応387号線、212号線等々が今県の状況はどうなのかということで聞いて、3けたの数字いつか言ったと思いますが212号線、387号線ならば基本的には県の管轄です。県の予算として大観峰トンネルを掘るとか387号線でまたトンネルを掘り直すとかそういうのは莫大な費用が掛かりますので日田のほうのひびきトンネルは国土交通省と県が直轄してやっているのですが、もう県としても財政的に本当に難しいので中九州は国の直轄事業です。こういう直轄事業で総延長が60キロぐらいありますので日田から阿蘇に向こうが日田からいろんな方向に向こうがいろんなトンネル橋りょうがもう皆さん御存じのとおり急峻な土地なので大きな長大橋が架かったりトンネルが幾つも掘ったりします。大体予算的にはもう6千億以上を超えるような概略があります。今おっしゃったとおり10年20年30年掛かるかもしれませんが国の直轄として中九州みたいな道路で今の構想路線を計画路線に乗せていこうと。もう最初の段階です。もうこれを始めないと全てが動かないということで国交省の職員も同席していただいて今もう熊本県はTSMC関連で菊陽と熊本市内を中心に熊本空港まで含めたところに予算を集中しておりますのでそれが終わってからになるでしょうけれどもということで一応代議士の先生たちとお話をしてまずはスタート段階。今町長がおっしゃったとおり来年8月ぐらいからスタートができればともう来年度からスタートができればと思って今期成会の名称も一生懸命考えてるところなのでまた期成会ができ次第御報告ができればと思っています。

以上です。

9番（熊谷博行君） 何かさみしかったですね。大観峰トンネルは厳しいということで。私たち技術者としても厳しいのは重々わかります。何百億円というお金が掛かる大工事でございます。でも少しでも一歩でも前に進めばこれはずっとつながっていきますので、町長の得意の次世代に負の遺産を残さないようにということ。国会議員の先生方大分県にも力強い人もいますし熊本県も頑張っていますので是非ですね生活圏がもしかしたら大分、福岡に行くかもしれないけれど、それはそれでプラスと思えば私はいいと思いますので是非このまま一生懸命協議していただければ幸いです。

最後に町長へ。町長、最後です。もう私が議員最後の質問でございます。次はどうなるかわかりませんので。少子高齢化について。朝出て来る前に国会で少子化問題の討論があっていました。岸田首相もわけのわからない答弁をしていましたが自民党が自民党に質問していたからそういう答弁かもしれませんが。町長がどういうお考えなのかだけを聞きたいです。この問題は永遠の課題ですという答弁であればもうここで終わります。本来は私たちの先輩たちがもっと早くここは手をつけるべきだったので、その当時はそこまでは考えなかったと思います。昔8年前に私わざわざ「小国は本に載っているぞ」とわざわざ送ってくれたのが消滅可能集落という名前で小国町が載っていました。2040年に人口4千人を割る。これは今私がするのは終わらな

いからしません。少子高齢化。高齢化は問題でございません。少子化が問題でございますので今大きな問題でございますが、町長のお考えだけを一つ聞いて終わりたいと思います。

町長（渡邊誠次君） もう本当に難しい課題です。ただ私は小国町の魅力をしっかりつくっていくこと。これ以外にないというふうに思っております。皆さんもう分かっている方皆さんだと思いますけれども今まで数限りない施策を小国町も重ねてきたと思います。ただ農業にしてもそうです観光にしてもそういういろんな事業を全てこつこつ積み重ねる以外方法ないのです。劇的に変わる方法でチャンスがあると言えれば今回の北里博士だったり鍋ヶ滝だったり再生可能エネルギーこれは劇的に変わる可能性があります。しかし、暮らし、産業、教育の中で急激に変わる要素というのはなかなかこれまでと同じように難しいというふうに思います。特に先ほど言いました少子化の部分。子育ての支援の中でも私1期4年の中ではとてもできなかったというところがあります。保育園の建て替えこれも経年の中でやっぱりやらなければいけないです。やっぱり10年の中ではやらないといけないというふうに思っています。それに世の中の流れとして子供たちへの医療費の無償化は小国町のほうは進んでおりますけれども給食費、保育料、副食費こちら辺りも世の中の流れとしては町がやらなければいけない要素として含んでいると思います。しかしながらやっぱり先ほども久野議員に私が答弁したとおり恒常的な財源の確保。これ特定の程度が財源確保ができないと将来に対して負の遺産と先ほど熊谷議員から言われましたけれどもやっぱり財政の負担を残すわけにはいかないと私は思っています。軽はずみの発言で「いやいや、やりますよ」ということは簡単ですけれども、私はその部分に関しては恒常的にずっと財源をある程度の見通しができた財源が確保できなければ私はやるべきではないというふうに思っています。逆に国のほうからこれをやりなさいといったかたちで子育ての支援が来れば即やります。それは当然の話だというふうに思っておりますがその部分でももちろん基金それから起債、借金の部分含めてしっかり考えてまいりたいというふうに思っております。今私も少し準備しておりましたけれども全体的な少子高齢化の部分の少子の部分の対策で言えば、まず住宅を用意して暮らし、仕事、子育て、教育、医療、福祉、各種事業全てに関わるそれを重ねていく以外には私はないというふうに思っています。つまりは小国町の魅力をつくっていく。さらに向上できるようなそんな事業を重ねていきたいというふうに思っております。財源が確実にないと次の施策はできませんのでそこを私のほうとしてはそのバランスをしっかり考えてといったところを答弁とさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

9番（熊谷博行君） 今朝の岸田さんと同じような答えでございました。6月に予算はびしっと決まるという答弁を岸田さんはしておりましたのでまた来年度から変わると思います。是非お願いします。これで終わります。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩といたします。次の会議を午後1時、13時から行います。

(午後0時00分)

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長（松崎俊一君） 続いて、7番、西田直美議員、登壇をお願いします。

7番（西田直美君） 7番、西田です。

昨年12月に最後の一般質問と言ったのですけれども、うそつきになってしまいました。3月もう一度一般質問させていただきます。よろしく願いいたします。今回の一般質問に関しては12月の一般質問の最後のときの町長発言がございました。私のほうでなかなか町民の皆さんに町のやっていること、思いとかそういうものについて発表してはどうか知らせてはもらえないかということをお話したことがありました。そのときに最後のほうで町長言われたのが「自分で書いて出そうというふうに思うとなかなか大人気ないようなところがあるというふうに思いますので情報的にお出しをするということはなかなかありませんが、余り切り取った情報をさもこれだけしかやっていないというようなかたちでお示しするのは私はよくないというふうに思っております」ということで、これは恐らく私の発信している Naomi 通信とかそういうものに関して私が言ったことに対するコメントであろうというふうに思っております。そう言われるとこの一般質問というのは確かに町長は答弁で答えることだけしか許されていないということですので不公平かなという思いは私もありますというふうに前回申し上げました。それでできれば私も町長選に出ることですから今度公開討論会をやりませんかというようなことも御提案したのですが、この間その公開討論会に関しては不調に終わりましたので今日の一般質問でできるだけ自由に町長のほうにも御意見をいただければということで一般質問させていただくことにしました。

まず最初の質問なのですけれども前回この4年間で議案としていっぱい出してきたけれどどれがよかったですかねという質問を私させていただきました。そのときにお答えとして「ここ4年で上程した議案は全てよかった」と12月の一般質問でおっしゃいました。この中で町長が御自身で考える午前中に同僚議員からもいろんなことを質問しましたがけれどもどういうことがということはあったのですが、御自分の中での実績ナンバーワンこれは一番誇れる仕事だと思えるものがあつたら教えてください。

町長（渡邊誠次君） 今日は午後からたくさんの方にも傍聴に来ていただいております。本当にありがとうございます。何がナンバーワンかと言われますと難しいですね非常に。1期4年の実績としてはかなりありましたけれども一番はやっぱりコロナウイルスの全般的な感染拡大の対策と令和2年7月豪雨からの復旧復興の部分が非常にウエートとしては大きいのではなかったかなというふうに思います。単純に令和2年の7月豪雨ですと全体的に467件、総事業費が32億7千4千万円というところがございますのでその部分が非常に大きかったと思いますが、その内農業災害においてはほぼ終わっておりますし公共災害におきましては令和5年度引き続き行ってま

いますけれどもその部分がやっぱり非常に大きかったように思います。

以上です。

7番（西田直美君） コロナ対策は3年間なかなか大変だったと思います。コロナ交付金に関しましては私も使い道に関してはいろいろ意見が皆さんもあることだろうと思いますし私もいろいろ考えとしては違うところもあるのですけれどもいろいろあるかなあとは思っています。

それではコロナ対策や豪雨災害とか農災関係というのをやってこられたのに対して、では今度2期目を目指してらっしゃるわけですけれどもそのやりかけとかやり残しの一番大きなものというのは、まず頭に浮かぶものというのはどういうものがありますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどのコロナの部分にしますとなかなかちょっと打合せをしていませんでしたので申し訳なかったですけれども、ワクチンの接種だったり含めたところの交付金の使い方だけではなくて町民の皆様にはワクチン接種をしていただくまた感染拡大したときに私が町内で放送して学校を休んでいただいたり保育園を休んでいただいたりいろんな関係の中でここまでやっとたどり着いてきたということも含めて皆さんにはお世話になったというふうに思っております。

それから一番の課題とおっしゃいましたので私としては先ほども同僚議員にお答えをしたとおり、子育て支援の部分に関しては従来の部分はありますけれども新たな今の時代の流れの中で給食費の無料化とか保育料そして副食費等々も無償化していくような世の中の流れになっていっておりますので子育ての支援については先ほども答弁しました。繰り返しになって申し訳ないですけれども恒常的な財源をしっかりと確保できるというところを見通していけたならばその部分を手厚くしていきたいなというふうにも思っておりますし、農業施策の部分に関しましても当然今までと同じように中山間と多面的交付金これ恒常的に毎年9千万円ぐらい掛かります。それから鳥獣被害の対策です。この部分では1千200万円ほど掛かっております。また今回のコロナの交付金等々で肥料とか飼料とかの価格高騰分に対しての補助だったりシイタケの駒、一駒に対して幾らというような補助だったりというところでもかなりやってきましたけれども、それでもなかなか農業の生産高とか単価の部分に跳ね返るようなことはございませんので非常に厳しい時期が続いているというふうに思います。ここにはそれぞれたくさん課題はもちろんあると思います。保育園も古くなってきましたし公立病院も改修もしなければいけませんので多々あると思いますけれども、私といたしましてはやっぱりできなかつたことを次どういったかたちで先ほどの繰り返しになりますか恒常的な財源こちらをしっかりと見つけながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 今お話が出ましたが少子化についてというのを午前中に同僚議員から質問がありました。その答弁の中で「子育て支援が十分にできなかったということで優先順位もあります」

というふうにお答えになったのですが、「恒常的な財源が入ればやります」ということは入らなければいつまで経ってもやらないということになるのかというふうに考えざるを得ないようなところ。何が優先なのかというところだけ子供が少ない。小国の子供を大事に育てていかなければいけないというところではこれが何よりも大事だろうと思うわけです。町の今年のこの間の骨格予算で51億数千万円だったと思いますがその中から子供たちのために割くお金を少々増やしてもいいのではないかと。その予算を増やしていいのではないかと思うようなことがやっぱりたくさんあるわけです。給食費を例えば無償化にするとすると年間に幾らぐらいになるか町長御存じでいらっしゃいますか。

町長（渡邊誠次君） 給食費の無償化につきましては価格高騰分で前回260万円を計上させていただきたいというところをいつのときかわかりませんが答弁で答えさせていただいたという記憶がございます。

7番（西田直美君） 給食費2千数百万円掛かっていると私は記憶しておりますけれども、全部を一遍に無償化すると大変だろうと思います。とてもではないけどできない。だからそれは例えば国からお金が来ればということになるのかもしれないのですけれども、そうではなくて何かできる一歩があるのではないかと思うわけです。そういうことを考えたときにはやっぱり優先順位は何かというところの多分渡邊町長と私の考える優先順位というのが恐らくいろんなところで違うところはあると思うのです。私は道路よりも子育てのほうが優先順位は高いと思っております。ハード面を整備するというのは分からなくはないのですけれどもそれはソフト面が充実した上でのハード面だろうと私の中では考えておりますので、そこは見解の違いとして捉えるしかないのかなというふうにも思っております。

次の質問にまず行きますけれども、12月に町長マニフェストの検証というところで5項目あるうちの1と2は私伺ったのですが3から5までが時間が足りなくなったので省略させていただきました。その3番目が小集落座談会でもんだ課題の解決や支援を行うということ。4番目が次世代政策集団の育成をすること。それから5番目が柴三郎博士と観光ルートの再構築をすることが出されておりました。小集落座談会での課題解決や支援というのはこれはもうコロナがあったのでは無理だったということは十分にわかっておりますのでここはもう割愛させていただきます。伺いたいのは次世代政策集団の育成というのは具体的にはどういうことなのか教えてください。

町長（渡邊誠次君） 次世代の政策集団というその手前に先ほどの少し答弁させていただいたのですけれども。ソフトとハード、両方大事です。道路の財源と福祉の財源は違います。一般財源だけでよければ同じような扱いができますけれども道路は道路の予算がきちっとあって先ほどもお答えしたように10億のうちの9億5千万円ぐらいは国、起債を通じて一般財源を圧縮していくというような事業ができます。ただ給食費の部分に関しては町の単独といったところの部分

でありますので重ねていくと非常に負担が後で大きくなる可能性があるので慎重に選択しなければいけないというふうな表現をさせていただきたいと思います。ですからソフトとハードどちらが大事かというふうにいけますと単発的に予算を講じてこの予算で終わるといったものと、ずっと恒常的に続けてし続けていかなければいけないというような事業は性格的に違うと私は思いますのでそこを判断の基準にさせていただきたいというふうに思います。

それから政策集団。この部分に関しましては今回の鍋ヶ滝の予約システムもそうですしバイパス工事を過疎代行にお頼みした部分もそうですが、各事業いろんな部分でもう本当に予測できないような今現状になっておりますので予測をしながら備えながら準備をしながらといった政策の準備が必要です。前に皆さんいらっしゃいますけれども議員の皆さんからもかなりな御提案をいただいておりますしもちろん職員もそうです。一般の民間の方たち私の知り合いの方たちもちろん官僚、県庁含めてですね。政治家の皆様もそうですけれどもその中で私も話に参加させていただき本当にどれがいいのか。その選択肢をさせていただいているようなところ。特に公立病院に関しましては委員長片岡先生、玉飼事務局長含めてかなりの方たちと詰めていかないと今回デジタル田園都市国家構想の交付金で医療MaaSこれも確定をしておりますのでこの部分で相当また医療関係の施策が進んでいくというふうに思われますし、5Gを使った世界と言いますかこの電波を低層圏ですけれども衛星を使った電波これを使用したまたこれいろいろ産業、暮らしかなり変わってくると思いますけれどもそういった事業を進めてまいりたいというふうに思ってそのデジタル田園都市国家構想の交付金こちらを病院関係者それから高橋町長とも一緒になって今回公立病院が獲得したというところもありますのでそういった事業はありますので、私といたしましては様々な事業を行う中でどなたに話を聞くというよりもたくさんの方の関係者の中でその事業を構築していくといいますかきちっと分析も含めてやっていけるような体制づくりを今まで整えていったといったところがございます。何々集団という名前はありませんがそれが今までの私の30年間の蓄積だというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 今の答弁は私が理解ができなかったのもう少し詳しく教えていただきたいのですが。予測のできないと言われたのですけれども何の予測ができないかというのがわからなかったのが一つです。それから政策集団の育成ということだから育成するということは何かしらの小国町の今後に関してなのかその中でも得られる医療分野に関してなのか観光分野に関してなのか。それとも次の議員とかそういういわゆる地方政治家を育てるための政策を立案する考えるための人を人材育成をするための育成なのかということでは私には理解をしていただけたのですけれども。もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 予測の部分に関しては4年前立候補させていただいて当選させていただいたときにはコロナのこの感染の状況は読めませんでしたし、デジタル社会がどのぐらい進むのかと

いうところも実は予測ができておりません。もちろんSDGsこのSDGsという言葉が当時は皆さん余りお知りにならなかったといったところもあります。鍋ヶ滝が世界で3位をとったという予測も多分その当時はされないであろうというふうに思いました。いろいろ予測をする中で事業を当然展開していかなければいけないのですけれども、予測をしながら準備をしていくということは非常に今の世の中では難しくなっていると思いますのでより情報収集を広くして分析を行ってそして対策を行っていくといった繰り返しの中でバッテリーではありませんけれども1割2割を少しずつ増やしていくような工面をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

育成の部分に関して言えば私が育成したというよりも私と一緒にこの政策をいろいろ立案したり作っていく中で議員の皆様にも同じことが言えると思いますけれどもかなり綿密な話をしながら今回の鍋ヶ滝でもそうです。北里柴三郎博士のプロジェクトもそうです。かなり打合せをして強力な仲間を集めていかないとこの事業はできないわけですから、その部分では何々を一緒にする政策集団という名前はありませんが一緒にやって協力体制を築いてきたというほうが正しいかもしれません。単純に若い人たちを集めてわかりやすい育成していったこの集団でこういう施策をとりましたというような事業はできておりません。

以上です。

7番（西田直美君） 町長の次回のスローガンに「切り開こう想像以上の未来」というのがとてもひびきのいい言葉があって、切り開こう想像以上の未来。これお伺いしたいのは想像以上の未来想像がどこまで想像以上の未来というのはどの辺ぐらいまでいけるのか。もちろん町長がリーダーシップをとって町の人みんなで行っていきましょうということのスローガンだと思うのですが、このスローガンの内容を説明していただけますか。

町長（渡邊誠次君） 私のスローガンを言っていたいてありがとうございます。「切り開こう想像以上の未来」これは実は4年前に掲げていたスローガンです。そのまま使わせていただきます。それはなぜかという4年前も今回も同じくなかなか予測が難しいそのような時代を迎えているからです。子供たちの部分で言いましても10年後は今の小学生たちが今現存しない6割の仕事に就くであろうというふうな予測もされております。人口も減るであろうと予測もされております。そのような中でどういった施策を積み重ねていけばいいのか。デジタルトランスフォーメーションも効率の部分では本当に大事だと思いますけれども、私はその部分を実現するためにはアナログトランスフォーメーション人と人との関係だったり付き合いだったり含めたところのそういったところが非常に大事だと思います。仕組みづくりも含めてアナログでまだまだやっけないといけないこともありますのでデジタルトランスフォーメーションでももちろん効率化を図りながら足りないところを補いながらといったところはありますが、私は今までどおり人と人との付き合いの中から信頼関係を結んでそれから仕組みを作って事業を再構築していくのがいいので

はないかなというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 大変興味深い答弁で。午前中自己評価の町長像というのはどういうものですかという同僚議員からの質問がありました。そのときに町長のあるべき姿としてという御答弁が暮らし、産業、教育を充実させていく。その行政職員の力が大きいけれども何と言っても実現力であろうと。できないところを実現するのが政治力だと。今御答弁なされた人と人の信頼関係がそこには必要なのだというふうにお答えになりました。政治力というのは確かにおっしゃることはわからなくはないのですけれども、ではその政治力を発揮するのは一番渡邊町長の考えられる政治力が発揮できるというのはどういうかたちで一番発揮できるとお考えになっていらっしゃいますか。

町長（渡邊誠次君） もう先ほど答弁の中で答えさせていただきましたけれども11億円の町単独のバイパス工事を県のほうにさせていただく。これは何物でもないというふうに思います。11億円の分の3割の負担のところを3割まではないですけど1億5千万円とか2億ぐらいは基本的には町の持ち出しとしてやらなければいけない事業。もちろん財政が厳しいところで10数年間かかるであろう事業を5年間にぎゅっと圧縮してなおかつ財政負担を大体4.9%ぐらいまでぎゅっと圧縮して持ち出しを1億円以下7千数百万円というふうに先ほど答弁しておりましたけれどもその部分まで圧縮した効果は間違いなく政治力の一つだというふうに思っておりますし、また黒淵の御矢台の太陽光あれが崩れて被災をされた住民の方たちが本当に困って御相談に來られましたけれどもそういったところでは大きな政治力が動いているというふうに私は思っております。様々な案件の中で私がやらなければいけない事業多々ありましたけれども、これは役場ではできないなといった事業は私はやるしかありません。ですのでしっかり私はその部分はここは行政でできるのはもうほとんどお任せをします。それはなぜかというと効率よくやっていけるのは役場の職員が本当に効率よくやっていただきます。ただ私はできない部分を承ってきっかけとか仕組みとか作らせていただいたようなところです。

以上です。

7番（西田直美君） ちょうど今鍋ヶ滝バイパスの話が出ましたので政治力でここまで持っていったということですね。これを県のほうがやってくれるようなことになったと過疎代行と言われましたかね午前中に。それで財源計画としては4.9%が小国町の負担になるということで11億のうちの4千900万円が小国町の負担ということで去年の6月に県と話があったということ午前中に伺いました。10億のうちで6千750万円が町の持ち出しでそれと同時に職員も県に派遣していろいろ学ぶ機会を得られるということでした。そもそもこれがもう既に六、七年前からの計画で前町長の時代からの計画であったということは承りましたが、そもそもその当時に今現在の坂本善三美術館から鍋ヶ滝に行く現在使っているところを拡張しようとかという話は

その当時にはなかったのですか。これは建設課長に伺えばわかりますか。

町長（渡邊誠次君） もちろん拡張の話もありましたけれども先ほど答弁で答えたとおりもう家が並んでおりますのでそこを拡張するのは非常に難しいと。もう数年掛かりますしできない可能性も高いといったところでバイパスという工事が基本的には北里町長の考えの中にありました。ただ先ほどお答えしたとおり7億円でバイパス工事がなされておりましたけれどもそれだと渋滞の緩和ができませんので渋滞がないように高架をかけさせていただいて11億まで膨らみましたがそれでもその分圧縮をさせていただいて県の過疎代行にさせていただいたというところでは。

以上です。

7番（西田直美君） 各地方自治体が自分のところの町の開発とか進展を図るとするのは当然のことだし、みんなお金を自分のところに持っていきたいというのは当然のことだとは思っています。これが県の過疎代行で予算を県のほうが持つてくれることが多くなったのでというふうにおっしゃいましたけれど、私よくわかりませんが熊本県自体が既にそれほど裕福な県であるとも思えませんし先ほど2年前の7月豪雨のことをおっしゃいましたけれどそれで言えば球磨川とか人吉とかというところはまだまだその復旧ができていないところもたくさんあるわけです。そこにお金が出るから予算が出るからとはいえ小国町に持つてくる必要があるのか。小国町にどうしてもなくてはならないものであればそれは私ももちろん反対しませんが、坂本善三美術館のもうちょっと先の国道から伊藤組がどいてそこに橋を2本架けて鍋ヶ滝バイパスというのが必要なのかというのを幾ら説明を受けてもまだ納得がいけないということです。従来のところを使うと地元の方の迷惑にもなるし事故の心配があるということなのですけれどもこれは実際に事故とか起こっているのですか。人身事故であるとか物損事故であるとか何かその辺はよくわからないのですけれども、よそと比べて多くの事故が起こったような事例があつてやらざるを得ないということになったのですか。

町長（渡邊誠次君） 起こったのではなく起こる可能性が非常に高いといったところと、もう一つ車がひっくり返って田んぼのほうに落ちているといった事象も実際あつております。ですのでその部分では非常にバイパス工事は必要だというふうに思っております。先ほど財源の話の部分ですので復興復旧の部分の財源と社会資本整備交付金と言われる道路を造る財源の部分では意味合いが違いますのでそこをちょっと御理解いただきたいなというふうに思っておりますのと、経済効果これは小国町にとって計り知れないところがあると思います。先ほど駐車場を造った絵を見ていただいたと思いますけれど大型バスが26台止められると。概算ですけれど。といったところになりますと単純に今現時点でも20万人近くお客さんが来られておりますので1人一千円の場合は10万人で1億ということでございます。消費額からすると1万円ぐらいは可能性として考えられますので現時点でも鍋ヶ滝に来られるお客様が小国町に落とすお金は20億程度あるのではないかなというふうに私は予測しますが、鍋ヶ滝のバイパスができれば格段に来られるお客

様の数が増えてなおかつ渋滞の予約システムも同時に稼働させますので効率よく稼働させていけば年間30万人は早く確定するのではないかなと。その方たちが北里博士と鍋ヶ滝と両方で落としていく経済の部分ですね。その部分は物すごく大きいと思います。そこに農産物だったりいろいろなところを牽引していった消費額を上げていくようなそんな作戦は小国町では絶対に必要だというふうに思っておりますし、北里博士一千万円札の顔になられますのでこのチャンスは多分今まで1度もないと私は思っているぐらいのチャンスだと思っています。しっかり鍋ヶ滝も北里博士もやりたいと思っています。

7番（西田直美君） ちょうど出ましたので。大型バスが26台下水処理場のところですね。大型バスが26台止められ駐車場を造るという計画がありました。多分その薬味野菜の里ができたときもそうだったのですけれどもあれも総務省の半分お金が出ますよというところで、もし記憶が正しければ確か4千600万円の建物のうちの2千300万円は出ますということだったです。ただしけやき広場の整地であるとか駐車場であるとか薬味野菜の里の中の冷蔵庫とかああいうものに関しては全部町から出したはずで。ということはその駐車場に関しても多分そのお金は出ないのではないかなと思うのですけれども、そういうところも含めて出るのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 全部建設課長と私が打合せしているところばかりをお話ししていただけるので非常に助かりますが、確かに駐車場の件は全額国から出るようなことは絶対ないですそれは間違いありません。ただ社会資本整備交付金含めて補助金それから町の有利な起債はもちろん重ねていきます。北里町長から私が引受けたときには5億円の起債しかなかったのです。それを7億5千万円まで私は実績として2億5千万円増やしているという実績があります。これが4年間のお金をどんどんどん使ってきたようなイメージを思われるかもしれませんが、ちゃんとその中には有利な起債そして補助金を組合せていった一般財源を使わないでやってきたからこその2億5千万円が残っているということでございます。この中にはたくさんのお金が事業がありますし本当にやっていかなければいけない事業全部私はそういうふうに思っておりますのでその2億5千万円を理解していただいて、駐車場の部分でも有利な補助と有利な起債を見つけてやっていくということはお約束したいと思います。

以上です。

7番（西田直美君） 大型バス対応の駐車場で26台ということなのですが、そもそも鍋ヶ滝の予約システムにするのがオーバーツーリズムを防ぐということだったのですが。一番多かったときで今までの年収として7千万入ったときが24万人の訪問客だったはずで。それを町長今30万人可能になるというふうにおっしゃいましたけれどもこれはオーバーツーリズムということではないわけですか。それだったら予約システムの意味は何なのかということにもなりますし、柴三郎記念館と鍋ヶ滝とこの二つの柱でということなのですけれどもこれも私と恐らく大きく見解の違うところだろうと思うのですけれども、この二つでどちらも入場料だけで1人一千万円としてもいろん

なところで使うから1万円の消費があるというのはこれは見込みとして何の根拠もない見込みですよね。もっともっと大事なのは小国町にどれくらい宿泊客が泊まれるだけのベッド数がありそれで町のどこに食事をする場所がどれくらいあって、それに例えば何割入ったときにはどれくらいの売上げが可能でありということが先に考えた上でのハードの分だと思うわけです。ですのでその26台オーバーツーリズムとの関連性というのは予約システムというのはどういうふうになるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 30万人を365で割っていただくと1千を切ると思います。ですのでオーバーツーリズムにはなりません。ですので私のほうでは間違いなく予約システムとを連動させることによって進めていきたいなというふうに思っておりますし、西田議員言われるのは今の時間帯でということもありますが私は夜まで稼働させたほうが良いというふうに思っておりますのでライトアップを活用させていただいてもう少し分散をさせることによりオーバーツーリズムをより防ぎたいなというふうに思っております。それから産業構造の仕組みの部分で西田議員のほうと言われる鍋ヶ滝に来たお客さんをどう地元の宿泊につなげるかといったところは本当に鶏と卵のお話もあると思います。観光関係者と今持続可能な部分で高付加価値事業という部分にも実は年度をまたいですのでなかなか皆さんとお話しする機会はないのですけれども高付加価値事業の中で取り組んでどういった方たちに泊まっていたのか。また高付加価値ですので単価をどう上げていくのかそういったところも含めて小国町の魅力全体をまずは引上げていくのが町の仕事だというふうに思っておりますので、重ねて申しますけれども鍋ヶ滝のバイパスを造るのはオーバーツーリズムを防ぐ一環とやはり収入を小国町に増やす仕組み。この両立をやっていかなければいけないと思いますので実際今の段階で収入は増えつつあります。効率もよくなります。もちろんですが7千万円の収入のときには渋滞が物すごかったわけですから今の状態のほうがよりに決まっています。ただこの部分を持続させていながら平準化していくといえますか、分母を大きくしていったって30万人を効率よく鍋ヶ滝にそして北里博士のところに来ていただくような工夫といえますか方法といえますかそういった方法は取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 予約システムになりました。先ほど午前中にいただいた資料の中に何人来てということがあって今年が4千300万でしたね。結局予約システムになったためにカード決済手数料が入りコールセンターの委託料が入りとか言ってそれはさっきの計算には入ってなかったと思うのです。そういうことを差し引いたときには結局赤字で。交付金というものもあったのですけれどもあの交付金というのは継続的にずっと今からもくるわけですか。

町長（渡邊誠次君） あの表を作ったのは私ですので私のほうから説明させていただきたいと思っております。予約システムを導入したときは2千259万8千546円でした。今年は今のところ20

4万7千円の経費です。多言語化の手数料これは1回こっきりですが150万円、発券の手数料が86万4千円、コールセンター業務委託料が600万円、この部分は恒常的に掛かっていくと思いますが、一番最初の2千259万8千546円は掛かりません。逆に言えばシャトルバスの費用が前4千100万円掛かっていた部分が今60万円ぐらいの予算を組んでいます。一応組んでいるだけで4千100万円組んでいた当時これ平成30年度がシャトルバスが4千100万円でしたがこの部分が大きく減ります。ということは効率はよくなりますのでもちろん警備の方たちの費用も要るのです。臨時雇用賃金で約800万円そして警備用の賃金で530万円。ここはシャトルバスを入れようが何を入れようが多分変わらないと思います。光熱水費はそのときの次元で変わると思いますが、大きく変わるのはシャトルバスが4千100万円から今の現状では60万円。予約システムは増えてゼロから200万円。多言効果手数料も1回こっきりですがゼロから150万円。発券手数料はずっと掛かっていきますがゼロから86万円。コールセンターは前は600万円でしたけれども今回は300万円、これはコールセンターを企業ではなくて地元にしていただくといったところですので非常に効率はよくなると思います。

以上です。

7番（西田直美君） それも見解の違いだと思うのもういいです。SDGsであればDXをどこまでやるかということに関してでもある程度の線引きが必要であろうと私は考えますのでそのところは今のやり方でやってらっしゃるということを理解すれば私のほうではいいかなというふうに思います。

もう一つお伺いしたいのが、町長が今度出されている分に柴三郎博士、鍋ヶ滝、再生可能エネルギー、SDGsを結び、研修や観光を誘致ということをおっしゃっていますけれども、この中で柴三郎博士記念館はよろしいですシアタールームもできますね。鍋ヶ滝は結局バイパスを造るというところで。でもそのバイパスができるのって最低でも五、六年は掛かるわけではないですか。それまでの間は結局今の道路を使うわけだし今のシステムを使ってやっていくということであれば果たしてうまくできるのかな。その間にもっとやれることはないのかなというふうに考えることもあるのですが。まずそのSDGsに関して言うといろんなことをやって子育て支援も大事なところというところもあるのですけれども。ごめんなさい話がちょっと飛んで申し訳ないのですけれども。教育に関していくと子育てのところというのは当然教育につながっていくところなのですけれども昨日の新聞で熊日新聞だったのですけれどもちょうど私が言っていることと同じようなことで、貸与型の奨学金がやった場合には自分がそれを返してやっている間奨学金を返還する間は人生設計の重荷になっていると。45歳以下の2千200人の回答で奨学金を借りた人が平均310万円借りて毎月1万5千円ずつ返すと。4割の人が非正規雇用の人である。そういうときに負担として影響が出ると感じる自分の奨学金返還がライフイベントに影響が出ると感じるというのが結婚が37.5%、出産が31.1%、就職先の選択が46.1%で日常的な食事こ

れにも42.2%の人が生活費を削って返還しているような状況があるというようなことを言っているのです。奨学金が重荷になって結婚や出産をためらう人がいる負担軽減が必要だと武蔵大学の教授がこの新聞の記事の中で述べられているのですが、小国町で子供たちに対してもう何回も言っているのですが数少ない子供たちを大事に育てないといけない。それなのに12月の子ども議会のときに制服が変わります。支援していただけませんかということで1万円だったらというふうに教育委員会の事務局長からの答弁がありました。その後生徒会の生徒さんが「半分何とかありませんかね」みたいな交渉をちゃんとされまして、今回の出てきた予算では1人1万円。だからトータルで40万円の予算しか付いていないわけです。もっともっとその子供たちが大事であるというのであればその辺にお金を掛けてもらえませんかというのが正直なところですが。内容の検討はいろいろあると思うのですがけれどもまずはどこに。給食費用を全額負担はできないって言うても構わないのですけれども、まず目に見えるところから身近なところから「これやってみたらうれしいな、自分たちは町に大事にされているのだな」と子供たちが考え感じることができるような施策というのを何か考えていただけるといいかなと思うのですが、今回も骨格予算といえども給付型の奨学金というのは出ていなかったですよ。この辺のことについては町長いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 答弁が重なりますのでもう何回か言わせていただいたとおり基本的にはセーフティーネットは国の仕事でございます。小国町でセーフティーネットを設けるといったところであれば本当に少しの負担の軽減しかできないのです。今回もそうですが国から10万円をいただいて皆さん方にお使いいただきましたけれどもあのとき予算総額7億円でした。財政調整基金1回でなくなります。もちろん私が簡単に皆さんにお配りしますよといったところは一番簡単な施策でありますけれども、将来にツケを回さないためにも負担を回さないためにもその仕組みづくりは必要ではないかなというふうに思います。奨学金の部分に関しましても本当に子供さんたちが苦勞して勉学に励むそんな中で非常に厳しいといったところもこれまでもずーっとたくさんの方たちが経験されてきたことでありますが何とか私としても国のほうに今でもそうです。町村会でもそうですが必要な部分給食費の無償だったり保育園の無料だったりもちろん副食費の無料。この無償化辺りは国への要望でずーっと言い続けてきているのです。その上で今回このような動きに世の中の動き含めてなってきたので私といたしましてはやはり財源をしっかりと見つけていかないと、小国町の中で一般財源をすなわち何でも使えるお金を使うという場合は町民の皆さんが負担をするという考え方を私はしたほうがいいと思っています。ですので町民の皆さんが負担するようなお金を特定の方たちに使うときにはしっかりと議論の場が必要だと思っておりますし、私は一般質問で答えるべき内容では私はないというふうに今回は思います。

以上です。

7番（西田直美君） 一般質問で答えるようなことだと思います。セーフティーネットは国が負担

すべきことだとおっしゃいますけれども小国町の子供が大事だと思ったら小国町でやることは独自に作っていいと思うのです。一般財源で一昨日私は骨格予算のこの令和5年度の分に反対しました。何でかと言ったら使わなくていいものがあるのではないかということだったのです。その中の一つが150万円の部落解放同盟小国支部への助成金です。これなんかは150万円あったら子供たちに1人3万円ずつ。子ども議会の子どもたちが願った半額の制服の分が出してあげられるわけです。部落解放同盟が何に使っていますかと以前質問したときにコロナで行かれなかったのだけどいつもは研修とかに行つてということですから。ではその研修に行つてそれをどれくらい町全体にいろんなあらゆる差別をなくすというのだったらどれくらいの人たちがそれに研修とかの恩恵を受けて差別はいけませんよと。それが部落解放だけではなくて同和関係ではなくてLGBTQであるとか在日外国人であるとか男女の格差であるとか高齢者差別であるとか障害者の差別であるとかあらゆる差別に対してどれくらい町の6千600人が恩恵を受けているかということ考えたときには、その分をなくしても子供たちに制服を半分やったら少なくとも40人の子供たちはとても助かります。パイを考えてみたときに旧同和地区だとか何とかでそういうことをやっているとその中でも活動している方はごくわずかだったですよ。何人の方がやっていますかと言ったとき物すごく少なかったです。それよりも少なくとも40人40家庭が幸せになるほうが私はいいと思うのです。だから町民がやっぱり今までもずっと言ってきたから負担をしてきたのだとおっしゃいますけれども、それが大変だから言い続けてきたわけではないですか。だからそれを少しでも楽にしよう負担を少なくしてあげようと思うのが町の政治だと思うわけです。それをするために私たちはここにいるのだと思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 一般質問で答えるべきではないと言ったのは議論を重ねた上で答弁をしたいといった意味でございます。その部分では一般質問のときにかなり重なった今までの議論があって議員の皆さんとも話を重ねて「では奨学金を無償化にしましょう。無料にしましょう。返さなくていいですよ。」というようなかたちになれば代表して一般質問のときにお答えをすればいいと思いますが、この部分では打合せを皆さんとしたことはほぼありませんのでその部分では一般財源を使う恒常的な部分の財源の確保ができてないということでお答えを先ほどの答弁のとおりとさせていただきます。

それから令和5年度の予算に反対をされたというふうに先ほどおっしゃられましたけれども令和5年の予算に反対をされたということは全事業に対して否定をされているわけでございます。幾ら西田議員がこことこについて反対だから令和5年度について反対をしますと令和5年度の予算について反対をしているわけでございます。賛同を求められた議員の皆様が手を挙げて否決をされた場合には全事業が止まります。その部分では私の見解としては西田議員は令和5年度全体の予算に反対されたのだなというふうに結論は思ったところでございます。

それから町の子供たちの部分。それは負担は気持ちとしては私も孫がいるわけですから非常に子供たちもう All For The Next、全ては次世代のためにと考えたらできるだけ残してやりたいと思います。ただやっぱり財源含めて財政調整基金も一般財源も全部その次世代のために残していきたいというふうに思ってるわけですから、その部分を今の子供たち含めて次の子供たち。考え方は一緒だと思うのです。ですので私がもう繰り返し御答弁させていただいておりますけれどもふるさと納税でポケットを作って小国町のOBの方たちがふるさと納税を集めて「そのポケットに子供たちの奨学金があるのでそこにふるさと納税を集めていただけませんか」とか「部活をするのでこの部活の部分にお金を集めてもらえませんか」というそんな事業が展開できれば。国保でも一緒です。国保の部分で入れて「これを国保に使いましょう」というそういったポケットができれば様々に展開をしたいというふうに思っておりますが、今の現状では一般財源というような大きなところから持ってくるしか今方法がありませんのでそれは私としてはたくさんの議論の中で決定をしていったほうがいいのではないかとというふうに答弁をしているところでございます。

以上です。

7番（西田直美君） 水かけ論と言えば水かけ論になってしまうのですけれども。こうやって今日は町長に全部お答えをいただいたのですけれども今後のことに関して例えばおぐちゃんとかで公開の何か討論みたいなのをやる予定とかやるお気持ちはないですか。

町長（渡邊誠次君） この前打合せを私と数名で名前は控えさせていただきましたけれども私が1人で西田さん含めて合わせて4名で話をさせていただきました。そのときにも私も言いましたけれども本当に公平で中立的な方その肩書がある方が主催をしてなおかつ責任を持って選挙法違反になる可能性があるという話もしていただいたと思います。県のほうからも警察のほうも総務課のほうからも話をさせていただきましたので私のほうが西田議員に「西田さんの後援会のほうで主催されたらどうですか。司会の方もどなたかを選んでいただいてもいいですよ。私がそれに乗っかって討論会しますよ。」というお話もさせていただきました。私といたしましてはその部分までかなり引き下がってといたしますか提案を飲んで討論会ができるような状況でしていただきましたのでその部分で「いや、それだったらやらなくていいよ」というお話でございましたので私としては随分譲歩してお話をしたと思います。

以上です。

7番（西田直美君） 責任者も一緒にとということだったので私は行きましたけれど行ったら町長のほうの責任者の方は来ていらっしやらなかったということ。それから有志でやるということには問題ないということで選管とか警察のほうにも問合せをやって大丈夫だということだったので私も連絡をいただいて「私、大丈夫ですよ」ということでその辺はお互いに同じだと思います。やっぱり町民の方もその話を聞きたい。一緒に同席で聞きたいという方はたくさんいらっしやるのだろうと思うのですけれども、その講演会でやれという意味がわからなかった所以我はやる必要

はない。「では渡邊誠次後援会でやったらどうですか」とその有志の方がおっしゃったら「それはやりません」ということだったのでなしになったわけですが、なしでも構わないのですよ。なしでも構わないのですけれどもやっぱりそのお互いの主張の違いがどこにあるのかとかどこを大事にしてるのかというのはやっぱり町民の方に私は分かっていたきたい。どこがポイントであるかということではですね。なのでお互いに意見がこういう答弁ではなくて町長として自分が損をしているというような意識を持たなくて済むような話し合いができるほうがいいのではないかと。いうことを私は御提案をさせていただいたわけですが。今後のことに関してはお互いに自分の主張を訴えていくということでもいいのかなというふうに思うのですがどうですか。

町長（渡邊誠次君） 従来それが選挙の方法なのではないかなというふうに思いますが、西田議員もしっかり準備されて主張されることが主張されておりますので私はそれでいいと思います。

以上です。

7番（西田直美君） ちょっとまとまりのない質問になって恐縮でした。しっかり答えていただいてありがとうございます。終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議2時10分から行います。

（午後1時55分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

議長（松崎俊一君） 続いて、5番、児玉智博議員、登壇をお願いします。

5番（児玉智博君） それでは、今期最後のとりを務めさせていただきます。12月議会を傍聴して2月10日発行のおぐに議会だよりの傍聴に来ませんかのコナーに出てください下城の男性は「せっかく立派な議場ができたのに傍聴者が少ないと感じた。議員と執行部がもっと鋭い質問と的確な答弁となるよう努力して町民が関心を持つようし向けてほしい。」と感想を寄せいただきました。今日は大勢の方が傍聴にお越しですので皆さんに改選後も傍聴に行ってみようと思っただけのよう私も鋭い質問になるよう頑張りますので執行部には的確な答弁をお願いいたします質問に入ります。

厚生労働省が2月28日に発表した2022年の国内の出生数の速報値は前年比5.1%減の79万9千728人で80万人を割るのは統計を取り始めた1899年以来初めてということでした。日本人のみの出生数は6月に公表予定ですが77万人前後となる見通しだということです。21年の日本人の出生数は81万1千604人でしたから4万人減少することになりそうです。日本が産、子育てをしにくい国である現実を打開できていないことは余りに深刻です。少子化は若い世代が将来に希望を持たないことの反映です。子供と子育てに冷たい政治を続けてきた歴代政権の責任は重大だと言いたいと思います。産、子育ての安心を保障する政治への切替えが急がれます。出生数の減少は政府の想定以上のスピードで進んでいます。国立社会保障人権問題

研究所の推計では80万人を割るのは2033年としており想定より11年早く少子化が進んだこととなります。これまで以上の対策が求められると思いますが、小国町は将来の出生数の推移をどのように予測しその実現のためにどのような施策を考えているのでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） お答えします。

まず小国町の出生数の数値からお答えしたいと思います。小国町の出生数につきましては約15年前の平成22年以降近年まで年間約40人から55人ぐらいの間で推移しております。令和2年3月に策定した第2期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略では年間の出生数を50人以上ということで目標を立てておりました。しかしながら御存じのようにここ近年の新型コロナウイルス感染症の影響その他の要因により出生数は令和元年度が51人、令和2年度では32人、令和3年度38人、令和4年度の見込みとしましては残念ながら30人を切るのではないかなという状況となっております。議員が先ほど言われたように2022年の全国の出生数の公表につきましても80万人を初めて下回るということで10年以上先を進んだようなかたちでの出生数が少ない状況となっております。これはもう本当に全国的に深刻な問題というふうに考えております。原因としましては近年未婚化それから晩婚化それからもちろん新型コロナウイルス感染症の影響も非常に大きかったというふうに思っております。それから近年は若者の雇用であったり所得の問題であったり経済的な状況が非常に厳しくなっているということで、そういった部分でためられる方も結婚であったり子供を産むことをためられる方も非常に多いかというふうに思っております。それから新型コロナウイルス感染症の関係でそういった人と人が交流する機会が非常に減ったと。出会いの場辺りも非常に少なくなったことも影響しているというふうに考えております。そういった中でも少子化に歯止めをかけるためには子供を望む方がまず増えなくてはなりません。ということでこれは自治体行政だけではなくもちろん国や行政それから一般企業住民の方々いろんな方が社会全体でそういった子育てがしやすい環境を整えることが大事だというふうに思っております。小国町のほうではこれまでどおり子育て支援の部分につきましては経済的な支援それから子育ての悩み等に寄り添うような相談支援などを充実させていきたいというふうに思っております。また少しずつではございますが新たな事業を展開させていくということで、令和5年度におきましては新たに産後ケアであったり産婦健診等の新たな事業にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） 具体的な答弁としては新たな事業として産後ケアや産婦健診などでということが挙げられました。この出生数の減について厚生労働省はコロナ感染拡大で結婚、妊娠を控えた影響があったことも理由にしています。今同じようなことを課長も述べられました。しかし複数の欧米の国々では20年に減った出生数が21年に上昇傾向にあるとされています。日本の出生数の長期的な減少には欧米と異なる根深い問題があることは明らかです。内閣府が5年に1度

少子化で国際意識調査を行っています。20年調査では自国が子供を産み育てやすい国と思うかの問いに日本はそう思わないが61.1%に達しました。ドイツ22.8%、フランス17.6%、スウェーデン2.1%と比べると余りに大きな違いです。しかも日本は10年の45.4%、15年の52.0%から調査ごとに増加をしております。97%以上が自国が子供を産み育てやすい国と答えたスウェーデンでは理由として教育費の支援、軽減がある。育児休業中の所得保障が充実していることが挙げられています。出産育児に社会全体が優しく理解があるとの回答も多くありました。出産や子育ては個人やカップルの自由な選択です。しかし子供たちを持ちたいと願っても経済状況が理由でそれが妨げられることは大問題です。自己責任として親や家族に押しつけることなく社会で支えていくという観点が必要だと思います。そこで今日は小国町が新たに取り組むべき子育て支援として三つ提案したいと思います。一つは国民健康保険税の未成年の均等割の免除です。二つ目は副食費と3歳未満児の保育料の無償化。三つ目は学校給食の無償化です。まず始めにこの三つを実施した場合に必要な予算がどの程度と見込まれるか確認したいと思います。

税務会計課長（小野寿宏君） それでは私のほうから国保税の均等割の免除についてお話をしたいと思います。現在未就学児の均等割の半額免除については今年の令和4年の4月1日から行いまして24世帯51人で48万3千600円となっております。それを今度は18歳未満の均等割の議員の質問に答えますと18歳未満の世帯は87世帯、人数は158人、金額にしまして均等割の金額が305万5千円になります。

以上です。

町民課長（宮崎智幸君） 次に私のほうから保育料と副食費の件についてお答えします。

まず保育料ですが保育料の対象者現在宮原保育園157名。それから北里保育園51名の園児が在籍しております。そのうち3歳以上が123名、それから3歳未満が85名おられます。令和元年度より3歳から5歳の幼児教育の無償化が実際行われておりますので保育料の対象人数は0歳から2歳児の園児数で85名となっております。そのうち既に30名については多子世帯及び非課税世帯、世帯年収が360万未満の世帯ということで現在も無償となっております。ということで対象者55名です。

それから次に副食費の対象者ですが、副食費につきましては3歳から5歳児の方が対象となりまして現在123名となっております。そのうち32名の方は保育料と同じように免除を受けております。見込みですが保育料の見込額としまして令和4年度の保育料で約1千100万円。それから副食費で470万円という金額となっております。

以上です。

教育委員会事務局長（久野由美君） 学校給食費のことで回答いたします。学校給食費ですが小学校の給食費が月4千円、中学校が4千600円で8月に集めておりませんで11か月で年間の支

払い額が小学校が4万4千円、中学校が5万6千円となっております。令和5年の来年の小学生の人数が今の見込みで261名、中学校の見込みが132名で合わせて約1千820万円。小中学校のみでなく支援学校のほうも給食を作っておりますが支援学校のほうも合わせますと約2千万円の給食費となります。

5番（児玉智博君） それでは一つずつ聞いていきたいと思います。小国町の国民健康保険税は世帯の所得額に応じて決まる所得割と世帯に対して一律に賦課される平等割。そして家族の人数に乗じて賦課される均等割で課税額が決まっていくこととなります。40歳未満の人の均等割は2万6千円です。ただ先ほど税務会計課長答弁されましたが就学前の子供の均等割はこれ国により半額免除されていますので1万3千円となっています。ですから子供が1人増えるごとにたとえ収入は変わらなくても1万3千円国保税が高くなります。子供が小学校に上がれば2万6千円に上がることとなります。チャイルドペナルティという言葉があります。出産や子供を持つことによって生じる社会的不利な状況のことです。家庭に子供が増えることに1万3千円から2万6千円ずつ賦課される均等割はまさにチャイルドペナルティそのものだと思います。こんなペナルティはなくすべきです。未成年の均等割は全額免除すべきだと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今回の減免を対象者に行うと負担を偏らせるとほかの負担が非常に偏るところで、繰入れも含めて避けるべきではないかなというふうに私は思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 平成24年に子ども手当が作られたのに合わせて0歳から15歳の年少扶養控除38万円が廃止されました。所得控除制度は課税ベースとなる課税所得の算出に当たって1年間に得た総所得金額から世帯構成に対する考慮や個人的事情に適合した応能負担の実現を図ることなどのために一定の金額を控除するものでありこれら控除する金額が多ければ税負担は軽くなります。つまり年少扶養控除廃止は所得控除できる金額が減少するため0歳から15歳の子供を養育する世帯にとっては税負担が重くなっていることを意味します。それは所得割がある国民健康保険税も同様ですから年少扶養控除廃止で保険税収入も増えているはずなのです。子育て世帯に限ったことではありませんが国保加入者の町民が特に負担が重いと感じているのが国民健康保険税です。改めて未成年者の均等割免除を検討すべきではありませんか。

町民課長（宮崎智幸君） 簡単に国民健康保険税の仕組みを説明いたします。予算審議のときにもお話をしましたように町のほうは県のほうに対しまして国民健康保険の事業納付金というものを払います。その金額が毎年変動しますがその主たる財源につきましては国民健康保険税ということで毎年その財源を補うために保険税率というのを計算しております。当然その部分につきましてはいろんな医療費の伸び率であったりいろんな補助金の入ってくる金額が変わってきたりすることによって当然変わってきますけれども、基本的に国民健康保険税というのは目的税でありますので被保険者でその部分は賄うというのが大前提となっております。仮に今議員が言われるよ

うな免除という部分のことを考えるとした場合にその財源をどうするかといった場合にこういった特別会計につきましては一般財源を投入するということが非常に厳しくなっております。一般財源を投入しますとその部分について国のほうからペナルティが来るようなことにもなっております。一部補助金のほうが減らされたりとかそういったことも考えられますので総体的に申し上げますと、その軽減した部分につきましては所得が高い方であったり子供の部分を大人世代で賄ってあげるとかいうことで考えなくてはならないというふうなことでなっております。非常に未成年含め子育ての部分についての支援という部分については町としても非常に大事なことであるという認識は十分持っておりますが、町長も言われるように恒久的な財源確保そういった部分をしっかり考えながら常にそういった動向にはもう注視しながら今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 本当に危機感を持っているのかという話だと思うのです。税金というのは応能負担ですね。応能負担、能力に応じた負担。これ均等割というのは子供が生まれたからといっていきなり子供がお金稼ぐわけではないではないですか。むしろ子供が生まれればその分いろいろお金がオムツ代から食費から掛かっていくわけです。それなのに1万3千円。小学校に上がれば2万6千円です。これは本当に応能負担原則から考えてどうなのかというのもあるのです。そしてさっき言われたのがこの均等割18歳以下の未成年者の均等割をなくすのにかかるのは305万5千円ではないですか。年間305万5千円ですよ。これ何とかできない金額ではないと思います。やはり本当に少子化に危機感を持って何とかしようという気があるのかというのが問われていると思います。令和元年51人だった出生数が去年が令和3年が31人で令和4人は30人を切るかもしれない。これ本当危機的な状況だと思うのです。これをどう対処していくかということなのですけれども具体的に出たのが妊産婦健診とか本当妊娠期前後のことしか考えていないというのは非常に残念だということを申し上げて、次に保育料について聞きます。

保育料については2019年幼児教育・保育の無償化として3歳以上の保育料利用料は無償となっています。また住民税非課税世帯は3歳未満児の利用料が無償。年収360万円未満相当の世帯は副食費が免除となっています。これ先ほど御説明いただいた内容ですが小国町の現状は先ほど答えていただきましたので。それで0歳から3歳児の保育料を無償としてはどうかという提案をしているわけなのですけれどもその時期というのは子供が一番かわいい時期でどの年齢層もそうなのですけれどもその時しかありません。その3年間だけです。未満児を預けて働いている多くの親御さん特にお母さんは本当は仕事に行かずに育児に専念したいという方ももう少なくないと思います。でもそれができないのが今の日本です。30年近く賃金は上がらない。農業も衰退していく。物価が上がって生活費が増えていく。共働きしなければとても子供を育てられない。これが現状です。せめて保育料そして副食費の無償化ができないでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 先ほどの国保税の話と同じような話になってしまいますが先ほど申し上げましたような数字。保育料で言いますと1千100万円それから副食費約470万円ということで合わせまして1千500万円から1千600万円の財源確保が必要になるということになります。繰り返しになりますが町長も言われますように将来世代へはそういった部分でそれを無償化することによって町が借金を返していくとかいうことで将来世代へ負担を残すようなことはあってはならないというふうに思っております。やっぱり恒久的、スタートすれば当然ずっとその政策というのは続けていくべきであろうと思っております。そういうことで財源の確保その部分をしっかり併せて考えていながら先ほど申し上げましたように今後も国の動き県の動きそれからそういった世の中の動きそういった部分を注視していながら、非常に大事なことであるということはおもう認識はもちろんしておりますのでその時期についてはしっかり今後も見極めていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） 恒久的な財源とか将来への負担とかそういうもらしいことを言い続けてきた結果が今のこの少子化なのではないかと。30人を切るような結果になっているのではないかと。いうことを申し上げたい。

続いて、給食費について聞きます。そもそも憲法第26条では義務教育はこれを無償とするとされています。しかし生活保護の教育扶助や就学援助制度はあるもののこの制度に該当する世帯は全体の一部であります。国の調査では公立小学校で年間約10万円、公立中学校で約18万円もの教材費、修学旅行費や遠足、入学準備金等々の負担がありこの中で最も大きな割合を占めるのが学校給食費です。文部科学省の令和3年度学校給食調査によれば給食を実施している公立学校の保護者の年間負担額は1人当たり小学校4万9千247円、中学校5万6千331円となっております。日本共産党小国支部が行った町民くらしのアンケートにはこのような意見が寄せられました。宮原の30代パートの女性。少子化なのに子育てにはお金が掛かり最近の物価高を考えると子供の望む教育を将来受けさせてあげられるのか心配です。給食費や保育園の副食費を無料化してくれると助かりますということです。それで小国町の現状先ほど局長から説明がありました。小学校で年間4万4千円、中学校で5万6千円。これは児童、生徒1人当たりの負担ですからお子さんが2人3人といたらしゃればさらに2倍3倍の負担になります。改めて負担は重い。こう思います。教育委員会としては無償化についてはどう考えているのでしょうか。お答え願います。

教育長（村上悦郎君） 教育委員会、村上でございます。

教育委員会としましては今の保育園等と同じように現状では無償化というので考えはありません。ただ私自身もずっと教員をしておりましたが給食が無償化になれば保護者の方々負担軽減何とすばらしいことだろうとは感じておりました。先ほどからもありますように財源が確保できる

のであれば実現したいと。今いろいろお話をお伺いしますとまた予算等も審議に参加しておりますとやっぱり一般財源での児童、生徒の給食費の無償化することは難しいのではないかと。たくさんほかにも教育委員会として子供たちの保護者の方々の負担軽減とお願いする部分もございませぬ。この前の熊日には給食費7市町村は値上げ、無償化が6市町村。大体こんなのがおかしいのではないかなと。給食は非常に大事です。子供たちの成長とか給食の時間も本当は今黙食であれなのですけれども。非常に先生方は大変なのですがやっぱり子供たちは一番給食が楽しみと言います。ですからそこが財源が豊かなところ豊かでないところによって区別されるというのは非常におかしい現状であると。先ほどもありました国の制度はどうのとか。国がやるべきことというものもあります。僕も一番そここのところは感じているところです。小国町も現在学童に対して給食関係の支援を全くやっていないわけではございません。小国町の給食費小学校4千円、中学校4千600円。県下56小国町と同じような調理場でする給食のところの共同調理平均月額小学校は4千453円、中学校が4千920円ということで、小学校では453円中学校では320円今現在安いと。この後も物価高騰がありましたその分補填をするという補正予算でですね。ですから今給食費自体のところもこの前の新聞ではわかりませんが1人1千円辺りとかそういった補助というところはできるところでやっているところではございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 現在公立小中学校の授業料と教科書は無償です。今では当たり前ですが小中学校の教科書が全面的に無償になったのは昭和38年のことです。それ以前は教科書は購入しなければならず低所得者には重い負担でした。全国の保護者や市民の声に押されて政府が無償化に踏み切りました。私は次に義務教育の無償化となるべきは学校給食であると思います。学校給食法では義務教育における学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を行うとしており教育の実施を呼びかけております。本来であれば授業料や教科書と同様に国の方針として学校給食を無償化する妥当性は十分にあると思います。これは教育長とも考えが一致するところではないかと思ひます。2018年には37の自治体が国に給食費無償化や一部助成を求める意見書を提出しています。しかし国は就学援助で支援しているとして無償化には背を向けています。国が動かないもとの無償化に責任を負うのは地方住民に直接責任を負う地方自治体の役割ではないでしょうか。2017年度の文部科学省の調査では就学援助とは別に小中学校の給食費の補助制度を設けている自治体は全国の約3割506自治体となっています。これは2015年の調査の約1割199自治体から急速に増えています。この調査から2015年ですから7年近く経っていますので現在はずっと増えているのではないかと思ひます。学校給食法は食を通じた子供の心身の健全な発達を目的とし食育の推進をうたっています。京都でより豊かな学校給食を目指す京都連絡会で事務局長をされている元小学校栄養教諭の金井さんという方は「学校生活にとって給食は欠かせない存在です。栄養補給だけでなく一緒に食べることでコミュニケーションが豊かになり心

身の成長につながります。給食の食材やそれに関わる人、調理方法など地域の伝統や日本の食文化を伝えることも食育として大切です。人間として豊かに生きるために必要なことを食べる体験を積み重ねて学ぶ教育の場です。」と述べられています。ここで確認しておきたいのですが、給食は教育の一環、この認識は教育委員会としてありますか。

教育長（村上悦郎君） 教育の一環という捉え方といますか例えば教科であるとか昔は部活動とかいうのがありますが、給食をどの位置にとらえ位置づけられているかという御質問です。今僕頭の中に教育文書等ありませんが今先ほども言いましたように非常に大切な部分であるということとは法的な部分のところは今頭ありませんのでまた確認してからお答えしたいと思います。

教育委員会事務局長（久野由美君） 食育の中でとさっきおっしゃいましたけれども学校の懸案の中でも食育ということで位置づけております。教育の一環ということで給食を続けております。

5番（児玉智博君） 明確に答弁していただきました。学校給食法も食育を行う教育課程の中に位置づけられておりそうであるならば小中学校の給食は義務教育の性質上無償化というのが適当ではないでしょうか。貧困によって家に食べるものがなく給食が唯一の栄養源という子供たちも全国で少なくないのではないのでしょうか。また忙しい生活、加工食品や外食の利用が増える食生活の変化が進む中、成長期の子供たちの健康と人間的発達を保障する学校給食の役割はますます重要で教育としての給食内容の充実が求められているのではないのでしょうか。少し古い話になりますが1951年のユネスコの第14回国際公教育会議学校給食および衣服に関する各国文部省に対する勧告というのがあります。「義務教育にはできる限り家庭に補充的な出費を負わせるべきではない」こう述べられております。その後1981年4月の衆議院文部教育委員会で政府の答弁としてこのユネスコ勧告の中で学校給食についてその意義、役割の重要性が述べられています。これはやがて1954年に学校給食ができるそれへの大きな刺激になったと受け止めています。そのような政府答弁の内容であります。つまり学校給食法はユネスコ勧告に刺激をされて制定されたと考えられます。繰り返しますがこのユネスコ勧告には義務教育ではできる限りにおいて家庭に補充的な出費を負わせるべきではないと各国政府に勧告をしています。最後に教育長にお聞きします。教育の一環である学校給食はユネスコの勧告も踏まえるならばやはり一部補助も含め段階的にでも無償化を進めていくべきと考えますがどうでしょうか。教育長の見解をお聞かせください。

教育長（村上悦郎君） 御意見お伺いしました。ユネスコのところは私も学校給食のところは結びつけておりませんでした。先ほどありましたように歴史、流れがあつて教科書無償のことも言われました。ということで僕も先ほど言いましたが自分が現場にいるときその事務であるとか給食の煩雑さそのところ。それと子供たちが給食袋を持ってくるのだけれども持って来れない子がいるのです。そういったときにやっぱりこれはもういけないなとそういった思いもということからの僕は無償化というのが出てきましたが。今ありましたように現実的には一部補助というのは

他市町村と比べても今もう現時点で僕はやっているのではないかなと。それが明確に見えるように数字で出すのは今新聞のほうでも1千円補助とかそういうところもありましたが、隣の市町村とは比べましても給食費とかそこが何か競争するというのがですね。うちも幾らやっていますよというのはおかしいと思うのですけど先ほど言ったようにやっていない。現実的な流れとして僕は給食費のほうは今言われたように段階的に変わっていくものだと。また変わっていくように努力していかなければならないものだとは思っております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 総合的なところで先ほど児玉議員から国保税の子供たちの免除それから保育料と副食費それから教育費というお話をいただきました。305万、1千600万、2千万合わせると約4千万円ぐらいになります。もう本当無償化できるお金があったら無償化をすると。ただ続けていくには10年間でざっくり4億円ほど必要になってまいります。これを本当に必要なのでしょうかけれどもこれ本当にこの制度を始めていいかという議論はきちっとやらないといけないというふうに思います。また市町村会、町村会含めたところでも先ほど児玉議員からもお話しされましたように要望活動はもちろんしております。やはり国が率先してやらないとこの部分では非常に難しいところがあると私は思っておりますし、先ほど教育長が言われたように地域によって差があり過ぎるのです。先ほどの無償化に踏み切っているところは球磨地方が確か多かったです。新聞の見解を見ましたけれども。それから値上げをしているところは自治体の大きなところが多かったはずで。そういったところに財政事情によってそれぞれ違います。もちろん給食を作るあれ給食費はもちろん大きな部分は全然なくて賄い材料費というところでいただいておりますのでその部分をすごく少なくして、町といたしましてもほかの自治体と比べても若干少ないところに位置しているといったところを含めると努力は今まで相当してきたというふうに思いますが、改めて申し上げますと時代の流れの中で国のほうがそういった方向に踏み切っておりますし何せ東京がそういった方向に踏み切っております。といったことで町のほうもいずれせざるを得ない時期も私も来るというふうに思っておりますし気持ちの部分ではそのタイミングが早く訪れればいいなというふうにも思っております。

5番（児玉智博君） その時が早く訪れればいいなと何か一般市民のような感覚を述べられたなというふうに思いました。

それで3月12日の熊本日新聞の社説。地域格差ということでこれを統一選で議論をとということが書かれているのです。これによりますと6市町村が23年度からの給食費無償化を計画しており既に実行している自治体を合わせると県内の4分の1に迫る10市町村が無償化にかじを切っているということでもう10市町村というです。これこの間の日曜日の新聞なのですがね。これ必ずしもこの10市町村全てが財政に余裕があるからやっているわけではないと思うのです。2016年に政府の経済財政諮問会議で民間委員から子ども子育て世帯の支援拡充として給食費

の無償化が提案されております。国会でも政府内でも今無償化の議論は行われています。まさに私は先ほど様々な子育て支援を言いましたけれども学校給食の無償化に踏み出すときであると思っております。このように地方から無償化の流れを起こすことで国の制度へと進めていく。このことが必要ではないかと思っております。子供の医療費助成制度も今県内のほとんどの自治体が小国町と同じで18歳なのです。それ以下のところというのはもう一部にすぎないのです。これも県内の市町村が頑張って引上げてきたから県も今まで県は3歳までとかだってもうつい2年前とかそれぐらいまで。それがやはり入院では小学校4年生か5年生だったと思うのですけれども、通院では就学前までというふうに2歳ですけれども上がってきたのです。やはりこういう波をもう既に10市町村になるわけですから小国町もこの波に加わるべきではないかというふうに思います。国は去年4月20日の内閣委員会の中で政府参考委員から学校給食の無償化について次のような答弁がっております。各自治体において地域の実情に応じて検討いただくことがふさわしいと考えております。つまり国自身は地方が独自で無償化を含む補助を行うことについては否定はしていないということです。無償化を進めると給食の質が削られていくのではないかという心配の声もあるようです。しかし実際はどうでしょう。給食を無償化した自治体は地域全体で子供の教育を支えようという意識が高く、給食の食材は地産地消で調達する方針にしていたり食育に力を入れたり様々な工夫をしています。オーガニック給食を提供していることで有名な韓国でも約7割の自治体が小中学校の給食を無償化。小学校に限れば9割の自治体が無償化を実施しています。無償化と安心安全の給食は相反するものではありません。答弁ではやはり財政での課題というのが述べられたと思います。財政的には答弁がありましたが実施するのに約1千820万円ということでした。この金額を聞くと決して小さくはないと思うのですが本町の年間予算で見ると標準財政規模これ令和3年度決算を見ても36億4千761万6千円ということです。これ1%未満なのです。やはり球磨地域が多いというふうに言われましたけれど球磨地域も大体小国町と同じぐらいの自治体が多いかなと。人吉市とかは除いてですね。と思うのですが子育て施策の柱に学校給食の無償化を位置づけて、安心して子育てできる自治体を目指していただきたいと思いますというふうに思います。

そして時間も限られておりますので次に行きます。パブリックコメントについて聞きます。パブリックコメントは行政機関が政令や省令等を定めようとする際に事前に広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図り国民の権利、利益の保護に役立てていることを目的としています。国では平成17年6月の行政手続法改正により法制化されました。これに倣い各地方自治体でも政策等の策定途中で事前にその計画等の素案を住民に公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報等を募り提出された意見等を考慮して政策等を決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する自治体の考え方を公表したりしています。小国町で過去にパブリックコメントを行ったことはあるでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 総務課、佐藤です。よろしくお願いします。

過去にパブリックコメントを行ったことはありますかということで。近年でございますが平成27年以降について御報告申し上げます。平成27年2月に第1期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案に対する意見公募について、平成28年3月に小国町景観計画策定について、令和2年2月に小国町国土強靱化計画案について、令和2年2月に第2期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案に対する意見公募について、令和3年1月に第8期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画案について、令和3年3月に第6次小国町総合計画素案について。以上、近年であれば6件につきましてパブリックコメントを実施しております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） それの募集方法と寄せられた意見の件数を御説明ください。

総務課長（佐藤則和君） 募集方法は主にホームページで募集をしております。平均して約1か月ほどの募集期間を設けまして意見を募っております。この中で住民の皆様から意見が寄せられたものについては令和2年2月に実施しました小国町国土強靱化計画案についてお一人の方から2件の御意見をいただいております。それと令和3年1月に実施しました高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてお一人の方が7件の意見を寄せていただいております。その他の計画については意見の提案はいただいております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） せっかくやっても周知不足なのではないかなというふうに思います。六つ平成27年以降にやっているのに2件だけと。しかもそれぞれ1人ずつということですのでこれはもうちょっと考えたほうが良いというふうに思うのです。このパブリックコメントについて私はいろんなことで活用していくべきではないかと思うのです。総合計画とか大体この行政計画というのが今の6件のものがそうだったのですが、そうではなくやはりもうちょっと具体的なことについても意見を聞く姿勢を持つべきではないかというふうに思います。ライトアップあるいは鍋ヶ滝の予約制、北里記念館シアタールームの建設。直近で言えば選挙の公費負担導入など議会では賛成多数で決められたことに少なくない町民から疑問が出されることが続いています。午前中の同僚議員の質問の中でも賛否両論という言葉が使われましたが、まさにそれに近いものがあるのではないかと思います。議会が必ずしもこの民意を反映できていないというその危機感も私にはあるわけですがやはりこの間接民主制における議会制度を補完するためにもパブリックコメントは有効であると思いますが、今後の様々な施策とかあるいはそういう公共工事などに関しても実施する考えはありませんか。

町長（渡邊誠次君） 担当課からまたお答えしていただきたいと思いますが、民意を反映されていない議員の方々はいないと私は思っておりますし議員の方々は町民の代表者として御意見を賜って私のほうに御意見をさせていただいて賛否の採決をしていただいているわけでございます。その

中で事業は進んでいるわけですので、私としては厳粛に真摯に受け止めさせていただいて事業を遂行してまいります。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） パブリックコメントにつきましては今基本的に考えておりますのは、もちろん義務づけられているものもございますのでそれは当然行いたいと思います。それと今議員も指摘されました町の基本的な政策に関する計画等の策定、総合計画等が主なものになります。あと町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例。例えば小国町にはまだございませんが住民基本条例とかそういったものを作成する場合には活用したいと考えておりますし、これは前例でございますけれども熊本地震の復興計画を作成した折にはパブリックコメントは実施してありませんが住民アンケートこれ1千500それと住民懇談会7か所それと策定委員会を策定しまして意見を聞くというそういう3段階を設けてまして計画策定をした例もありますので、パブリックコメントが100%ということではなくてコロナ禍が収束すれば重要政策等については住民懇談会を開きまして住民の皆様に対面で意見をいただくというのを重要かと考えておりますが、今の町政の中ではそういった先ほど申しました重要政策と重要計画について基本的にはパブリックコメントも今後続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 住民懇談会もどんどんやればよいと思います。ただその住民懇談会のほうが大変だと思うのです。パブリックコメントよりも。住民懇談会をやりますとコロナ禍が収束すればと。それをやるのであればそのコロナ禍が収束する前からパブリックコメントをやればよいではないですかと思うのです。それで先程来話題になっております鍋ヶ滝のバイパスです。これ7億6千万円と言っていたのがもう10億です。10億になると。何かボックスカルバートで今の道路に構造物まで造ってこれ地元の人を始め町民の意見を聞かなくてどうするのですか。西里小学校の廃校舎にも1億円以上掛けて改修工事をする。今さっきから有利とか国からの交付金とか何やかんや言いますが国県それから町の公債残高が今それぞれ幾らあるかわかりますか。わかるなら手を挙げて答えていただきたいのですが。

町長（渡邊誠次君） それについてはわかりません。

5番（児玉智博君） 国の残りがこれ去年の6月ですけれど1千255兆円。国民1人当たりでもこれ1千万円です。県はこれ約1兆円です。町もわからないのですか。今度の予算書には出ていますけれど62億9千万円です。これだけ借金があるのでこれを理由に必要なことまでやらないというのは悪いことなのだけど、でもこの大きな工事をするのであればやっぱりその必要性というのは検討すべきですよ。検討するに当たってまずはその住民がどう考えるか。これをやらないと私はいけないと思います。これ圧倒的に今の小国町は説明が足りない。午前中の同僚議員の質問に批判を恐れないと。批判を恐れたら何もできないというような答弁を町長されましたけれ

ど、十分な説明もせずに町民が知らない間にいつの間にか決めてしまってライトアップもシアターホールも造ってしまう。それを知った町民から批判を受ける。当たり前ではないですか。そうではなくてきちんとした町民とまず向き合って説明をする。説明をする際に批判を受ける。その批判を恐れずにやりますとその場で宣言されるのは立派なことだと思いますが、それをそれから逃げて言い方は適切かわからないけれどやりっ放しというか余りに傲慢だと思うのです。殿様ではないのですから。やっぱり町民の意見を聞きましょうよ。

町長（渡邊誠次君） 決して殿様ではないと自分でもわかっております。何回も答えるとおりの私の基本的な姿勢は日々反省、毎日感謝です。前に児玉議員に笑われたこともありますけれどもこれが基本にありますので皆さん方とお話をしながらそれから批判を恐れない。それは当然だというふうに思います。西里小学校につきましても事業をする中で西里小学校でも説明会私も必ず参加させていただいて御意見を聞きながら「こういったのを作りたいです」と。「ただ少なくともこの屋根を修理するだけで2千900万円以上掛かるのですよね。これだけはどうしても直さないと何をするにしても進められないのですが2千900万円で屋根を修理するか、4千何百万円掛けて完全に崩してしまうか、それか1億円を使ってデジタル田園都市国家構想の補助金を使ってそれでもその部分の多くは先ほども言いましたけれども国からそれから起債を使ってそれでも1千500万円ぐらいまで町の持ち出しを圧縮してできるようなかたちで西里小学校も改修してサテライトオフィスを造るのです。2千900万円で屋根しかできないのに1千500万円でサテライトオフィスの経営まで考えた事業ができるのです。それを全部に考えていかないと今までやってきた町の事業は全て有利な補助金と起債を考えながらでしか運営はできません。その上で先ほど言った起債の部分が増えています。もう60何億増えています間違いないです。そのうちの増えている9億円は災害関係です。児玉議員先ほど数字を見て分析をされておられましたけれども私は国と県の部分はわかりませんが町の部分は頭の中に入れております。なので起債の部分でもそうですし貯金の部分の基金の部分でも財政調整基金が2億5千万円。全体でいくと5億ほどの貯金は増えています。そういったかたちでももちろん起債の償還も必要ですけれども両方のバランスを保っていきながらしっかりと行政運営をしていかなければならないというところです。私としては決して住民からも逃げておりませんし傲慢なところも私はないというふうに思います。議員の皆様方に上程を差し上げて説明を差し上げて議員の皆様方からも是非町民の皆様方に御説明をしていただきたいというふうに思います。是非全体を皆様方に公表していただきたいというふうにこれはお願いです。

以上です。

5番（児玉智博君） 説明責任というのは何でその自分の説明責任を議員に果たさせようとするのですか。当然別に議員が自分の代表者としての責任を責任として説明するのはあるのだけど、議員が説明したから自分は説明してしなくていいなんていうのは絶対ないと思う。それから覚えて

いますか私は国と県頭に入っていないと言われたけど、結局町民も町税だけ納めているわけではないでしょう。住民税と一緒に県民税というのは払われているし、国には所得税それから消費税と町民みんな払っているのですよ。1千500万円とか何千万円これだけ圧縮したと言いますがそれ以外の部分は町民の皆さんが納めている国を回ってやってくるものですよ。だから何も万事解決というふうにはいかないと思うし私やっぱりこの今の国家財政の赤字というのは地方にもあると思うのです。小国町も今本当に言われますけれど箱物を多く造り過ぎて老朽化してその維持管理に大変なお金が掛かっていると。もうこれ町民みんなが肌身で感じていることではないですか。こういう失敗はもう二度とやったら駄目だと思う。ですから私は西里小はもう十分に地域の方たちに説明責任を果たしたと言うのであれば、では次はバイパスだと思うのです。任期中にパブリックコメントこれ鍋ヶ滝バイパスについて町長自らが全部明らかにして説明をして、そして町民皆さんの意見を聞くべきではないですか。

町長（渡邊誠次君） できればすぐにしたいと思っています。一つ財源の話させていただきますと国の借金もそうです県の借金もそうですがコロナの交付金だけで小国町8億円貰っているのです。その中で給付事業が3億円、振興事業が3億1千万円、その他の事業で2億円、これやらないとこの庁舎も建ってないです。コロナの交付金ではないですよ。全体的に国からのお金をいただかないとこの議場もなかったですし子供たちのICT教育の部分も全然できていないのです。実際はたくさんのお金を国からいただきながら町はできるだけ一般財源を減らさない工夫。これで運営が成り立っているのです。実際そうです。だから私はその部分を強調してお伝えをしたい。ただ私も説明責任はありますので皆様方に説明を確かに申し上げます。ただ議員の皆様にもお願いしたいということでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） 予定しておりました4人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営副委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長並びに人権啓発・男女共同参画特別委員長並びに災害対策特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討について」及び「災害に関する諸問題の調査及び対策樹立について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

副委員長並びに各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、副委員長並びに各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和5年第1回小国町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後3時11分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

4番 久野達也君

6番 大塚英博君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を3月9日から3月14日までの6日間とする。

1.	議案第 2号	小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第 3号	小国町個人情報の保護に関する法律施行条例について 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第 4号	小国町個人情報保護審査会条例について 令和5年3月9日 原案可決
1.	発委第 1号	小国町議会の個人情報の保護に関する条例について 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第 5号	納期限等の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第 6号	小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第 7号	小国町公の施設の管理者指定について（学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館）） 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第 8号	小国町公の施設の管理者指定について（ゆうステーション、杖立多目的ホール（Pホール）） 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第 9号	小国町公の施設の管理者指定について（小国町総合交流促進センター（ゆけむり茶屋）） 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第10号	小国町公の施設の管理者指定について（小国町障害児福祉施設） 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第11号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について 令和5年3月9日 原案可決
1.	報告第 1号	専決処分事項の報告について（町営住宅柏田団地外壁・屋根改修工事、町道芋野線②災害復旧工事、町道倉原松原線橋梁（跨線橋）保全工事、北里柴三郎記念館シアタールーム周辺整備工事） 令和5年3月9日 報 告
1.	議案第23号	公共工事請負契約の締結について（町道下滴水線（下滴水橋）道路改良工事） 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第12号	令和4年度小国町一般会計補正予算（第11号）について 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第13号	令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について 令和5年3月9日 原案可決

1.	議案第14号	令和4年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第15号	令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について 令和5年3月9日 原案可決
1.	議案第16号	令和5年度小国町一般会計予算について 令和5年3月10日 原案可決
1.	議案第17号	令和5年度小国町国民健康保険特別会計予算について 令和5年3月10日 原案可決
1.	議案第18号	令和5年度小国町介護保険特別会計予算について 令和5年3月10日 原案可決
1.	議案第19号	令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について 令和5年3月10日 原案可決
1.	議案第20号	令和5年度小国町簡易水道特別会計予算について 令和5年3月10日 原案可決
1.	議案第21号	令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について 令和5年3月10日 原案可決
1.	議案第22号	令和5年度小国町水道事業会計予算について 令和5年3月10日 原案可決

《議案外》

令和5年3月9日

1. 議員派遣報告について

令和5年3月13日

1. 閉会中の継続審査の件

議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
議会活性化特別委員会
災害対策特別委員会
人権啓発・男女共同参画特別委員会
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和5年3月9日

1. 小国小・中学校卒業式について
1. 小国小・中学校入学式について
1. 令和5年度職員採用について
1. 令和5年度職員派遣について

《一般質問》

1.	鍋ヶ滝世界3位について	P 1～2
1.	鍋ヶ滝バイパス工事について	P 2～9
1.	町長としての4年間総括について	P 9～12
1.	4年間の事業検証について	P 13～18
1.	生ごみの処理費について	P 18～21
1.	主要幹線道路（3線）について	P 21～22
1.	少子高齢化問題について	P 22～23
1.	町の抱える課題とその解決に向けて	P 24～37
1.	子育て支援について	P 37～46
1.	パブリックコメント制度について	P 46～50

小国町議会会議録
令和5年第1回定例会

令和5年3月発行

発行人 小国町議会議長 松崎俊一
編集人 小国町議会事務局長 時松洋順
作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119